会報

平成27年1月 NO.103

■協会概況－平成26年度年央報告…… 1
■会員の決算状況（平成26年9月期）について …… 60
■米国におけるフェロー顧客リスクとLSOC …… 72
■海外金融先物市場の主要金融先物・オプション商品の概要
（平成26年11月現在） …… 75
■Financial Futuresニュース（平成26年10月～ 12月）…… 102

一般社団法人
金融先物取引業協会
The Financial Futures Association of Japan

協会概況―平成26年度年央報告

一般社団法人金融先物取引業協会
専務理事　後　藤　敬　三

はじめに

本協会の活動に対して、平素より多大のご支援を賜り、厚く御礼申し上げます。

本協会は、ご高承のように、金融商品取引法に基づく認定金融商品取引業協会（自主規制団体）である一般社団法人として活動しております。国内外を通じて、金融先物取引市場には著しく、かつ、急速な環境変化が生じており、自主規制団体として適確かつ効率的な対応をしてゆくことへの要請は、増加の一途をたどっています。このような中で、本協会においては、中長期的に財務均衡を達成してゆくことが重要な課題となっています。

こうした厳しい環境の中で、本協会運営に当たっては、会員・投資者の皆様へのベターサービスを基本的志向として、諸方面からの要請に応える自主規制業務の執行と会員のガバナンスが確保され、透明でかつ説明可能な法人運営に努めています。

平成26年度においては、わが国金融先物取引市場における金融商品取引業の健全な発展を期するため、投資（家）教育を新規事業として計画しています。これについても、既に、その第一段階である金融先物取引についての知識整備作業に着手し、今後の展開への準備作業を進めています。

また、平成26年度においては、これまでに、認定個人情報保護団体資格の認定を得ることができ、また、自主規制規則制定などに当たっての市中協議制度（パブリック・コメント制度）の導入を行うことができました。これまで、会員のご支援を頂きながら一歩一歩進めてきた協会事務局の基盤整備の成果と考えられます。これらは、いずれも自主規制業務の的確な執行の上で重要な事項であり、厚く御礼申し上げます。もとより、整備を図るべきことはなお多く、また、変化の範囲が広く、かつ、スピードが速い金融先物取引において、投資者からの信頼に支えられた発展のためには、常に努力を傾ける必要があることはいうまでもないところです。今後とも、会員のご意見を伺いながら、常に努力を重ねてまいる所存ですので、引き続きご支援のほどをお願い申し上げます。

以下、平成26年度上期を中心として、今年度のこれまでの協会の活動について年央報告を申し上げますが、事務局職員の努力のほどをあわせお汲み頂ければ幸甚です。

一　概況

1．法人の基本的な性格等

本協会は、一般社団法人であり、また、金融商品取引法第78条の認定を受けた認定金融商品取引業協会（自主規制団体）です。

（平成元年創立以来の協会の系譜については、**別紙1「金融先物取引業協会の系譜」**参照）

(1)　一般社団法人

本協会は、平成24年4月1日より「一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び

公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成18年法律第50号）」第45条に基づき一般社団法人へ移行しました。この法人格移行に伴い、本協会の名称も「社団法人金融先物取引業協会」から、「一般社団法人金融先物取引業協会」に変更されました。

移行に際して、名称変更の作業等を含め、会員、特別参加者各位のご理解、ご協力に改めて感謝申し上げます。

（注）　平成18年の公益法人制度改革における「一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成18年法律第50号）」の施行により、従来の公益法人は平成20年12月1日に「特例民法法人」となり、その後、平成25年11月末までに、新しい制度の下での一般社団法人又は公益社団法人への法人格移行を行うこととされました。

このような状況の下、本協会としては、法人格の選択は、法人の基本的事項であり、会員の総意に基づくものであることが必要であるとの考え方から、平成22年6月、平成21年度及び22年度の理事会構成会社による「公益法人制度改革対応に関する懇談会」（以下「懇談会」といいます。）を設置し、8回の濃密な審議検討を行うとともに、また、その経過は、全て会員専用ウェブサイトKinsaki-netに掲載し、対応を進めてきました。

平成23年3月及び10月に懇談会から業務委員会へ報告が行われ、平成23年11月1日に開催された臨時総会の決議により、内閣府公益認定等委員会に一般社団法人への移行認可申請を行い、平成24年3月26日に内閣総理大臣の認可を受け、平成24年4月1日付で「一般社団法人金融先物取引業協会」となりました。

(2)　認定金融商品取引業協会（自主規制団体）

本協会は、法人格移行後においても、以前と同様に、金融商品取引法（昭和23年法律第25号）第78条に基づく認定金融商品取引業協会として位置づけられ、自主規制事業を実施しています（平成23年度事業報告書三C1（5）「その他移行関連事項」参照）。

（注）　なお、金融商品取引法の移行に先立ち、平成19年6月に金融商品取引業協会5団体等が参加した金融商品取引業協会懇談会で取りまとめられた「金融商品取引業協会のあり方について（中間論点整理）」においては、本協会は自主規制機能に特化していると述べられています。

(3)　会員構成

本協会は、商品別に自主規制事業を運営しており、これに伴いその会員構成は、業種、業態を横断したものとなっています。

(4)　国からの受任事務

金融商品取引法第64条の7に基づき、国から外務員登録事務の委任を受けています。

２．認定個人情報保護団体

本協会は、個人情報の保護に関する法律第37条第1項の認定を受けた認定個人情報保護団体です。

平成26年8月1日付で金融庁長官から認定を受け、同日付で、「会員における個人情報の適正な取扱いの確保に関する規則」、「個人情報の取扱いに係る苦情処理に関する規則」及び「個人情報の保護に関する指針」が施行（同年3月27日理事会決定）されるとともに、本協会総務部に「個人情報苦情相談室」が設置され、会員の顧客から個人情報の取扱いに係る相談・苦情等の受理など、認定個人情報保護団体としての業務に対応することとされています。

３．協会の概要

(1)　本協会の目的

本協会は、会員の行う金融商品取引業（登録金融機関業務を含む。）の業務の適正かつ円滑な運営を確保することにより、投資者の保護を図るとともに、金融商品取引業の健全な発展に資することを目的としています。（定款第3条）

(2)　会員等の状況

平成26年9月30日現在、本協会の会員は155社、特別参加者は9社です。

会員等の状況については、「九　会員等の状況」をご参照下さい。

（ア）　会員の状況

平成26年度上期の会員の異動は、入会6社、退会1社（合併による消滅1社）がありました。

（イ）　特別参加者の状況

特別参加者については、資格を変更したことにより1社の異動（減少）がありました。

（注）　特別参加者は、従来、金融機関、証券会社、金融商品取引業者、生命・損害保険会社で構成されてきましたが、平成24年度から、事業内容が本協会の所管する金融商品取引等に関係を持ち、金融先物取引等に関連する業務を行う法人で、本協会の目的に合致する法人についても、その入会を認めることとしています。（平成24年11月22日第8回理事会決定）

特別参加者は、会員と同様にKinsaki-netの利用が可能であり、同システムを通じて本協会からの通知文書の受理、各委員会・部会等の開催状況等の情報収集及び報告書の提出をすることが出来ます。

(3)　法人組織の状況

本協会では、総会、理事会のもとに、業務、自主規制、規律[注]の三委員会が設けられています。このうち、業務、自主規制委員会の下には、それぞれ部会が設けられています。また、自主規制施策を審議する組織として、業務部会及び自主規制部会の下に、外国為替証拠金取引（FX）幹事会、通貨オプション（COP）部会、個人向け店頭バイナリーオプション取引作業部会が設けられています。

（**別紙2「一般社団法人金融先物取引業協会組織図」**参照）

（注）　規律委員会は、従来、業務委員会の所掌とされていた会員処分、外務員処分に関する事項を所掌する第三者委員で構成される委員会として、平成24年6月より設置されました。（平成24年3月30日委員会規則改正）

(4)　総会・理事会等の開催状況

（ア）　平成26年度における総会、理事会、委員会等の開催・審議内容等は**別紙3「総会・理事会・委員会等の開催・審議内容等」**のとおりです。また、平成26年度の開催状況については、**別紙4「平成26年度会議日程（実績及び予定）」**をご参照ください。

（イ）　総会・理事会等の運営に当たっては、一般社団法人として機関決定手続きの効率化、適正化を図るための努力を継続しており、着手できるものから実施しています。

①　日程の早期確定（平成24年より）

②　電話会議対応体制（平成25年5月理事会より）

③　総会運営の適正化のため、顧問弁護士の総会出席（平成25年より）

二　事業計画の進捗状況

平成26年度における本協会の事業計画の進捗状況は以下のとおりです。

（平成26年度における本協会の活動状況の詳細については、**別紙5「一般社団法人金融先物取引業協会の活動状況」**参照）

平成26年度事業計画の進捗状況

平成26年度事業計画の概要				進捗状況
平成26年度事業計画	内　　容 (◆:22年度新規事業の継続、□:23年度新規事業の継続、 △:24年度新規事業の継続、○:平成25年度新規事業の継続、 新規:26年度新規事業)			
1．金融先物取引業務の適正化 会員の金融先物取引業務に関し、関係 法令の遵守、業務内容の適正化その他 投資者の保護を図るために必要な自主 規制規則の制定、業務指導、内部管理 責任者資格試験等の実施	1.1		会員の金融先物取引業務に関する日常の指導・相談その他継続事業の実施	電話等によるによる相談・指導の実施
	1.2		自主規制規則の制定・改廃の実施	「広告等に関する自主規制基準」改正
		△	(1)自主規制規則関係アンケートの実施	・上期においては２５年度意見への対応を実施、今年度意見募集は下期に実施予定 ・広告関連（ステルスマーケティング、比較広告関するアンケート
		新規	(2)パブリックコメントの実施	４/１４～５/２に実施 ・「広告等に関する自主規制基準」一部改正 ・「委員会規則」一部改正 ・「金融先物取引業務取扱規則」一部改正
定款第4条第1項 第1号、第2号、第9号	1.3		内部管理責任者資格試験制度の円滑・適切な実施	上期の受験者数 191名
2．金融先物取引市場の調査、研究 内外金融先物市場に関する調査、研究及び統計資料の作成 (主要市場出来高状況、上場商品、規制ルール、海外取引所の動向等)	2．1		金融先物取引に関する内外動向調査	
			(1)新制度及び新商品などの状況把握	ＩＯＳＣＯの市中協議文書（2014年5月29日公表）「投資家教育及び金融リテラシーに係る戦略的枠組み」の要約を業務部会、ＦＸ幹事会で説明するなど、適宜対応
		○	(2)金融商品と当該商品規制との対応関係の整理(マッピング)	店頭デリバティブ取引の新規制に対応する内閣府令の改正をマッピングに反映済み
			(3)規制環境の変化等に関する会員への情報発信	会報101号を通じて情報発信済み
	2．2		金融先物取引業に関わる各種統計情報の整備	
			(1)統計情報の収集・データベース化の推進、分析結果の公表及び統計データの提供	平成２６年２月より進めている協会公表統計の改善を継続。新たに顧客損益情報に係る統計情報の追加を提案し、対応準備を開始
		◆	(2)自主規制向けモニタリングデータとの統合分析	金融庁制定のモニタリング帳表が様式変更したことに伴い、会員が協会へ報告するための入力システムの変更等が必要となり、その対応を優先した

平成26年度事業計画の概要				進捗状況
	2．3		外部学術機関との連携	
		□	(1)店頭外国為替証拠金取引における注文執行の仕組みと法理(スリッページを中心として)	下期に、取りまとめた報告書を一般公表するための作業を行う予定
		△	(2)外国為替証拠金取引におけるロスカット取引の有用性に関する検証	(2)(3)とも実証データ数を更に増やし、また有効証拠金残高等の項目を追加するなど、データの量・質を拡充
		○	(3)外国為替証拠金取引における投資者の行動分析	
	2．4	新規	投資者教育関連資料編纂	米国で先物取引や、リテール外為取引に係る外務員資格試験用の教材を協会内で翻訳し、それを監修する研究会を組成。9月より活動を開始
	2．5		外部機関との連携	
			(1)海外関係団体との交流、情報交換	本協会の投資教育・外務員教育用の教材を作成するため、FIAの教育研究機関であるIFMと彼らの教材を翻訳する交渉を行った。下期には当方より契約締結のため職員を派遣し、更に交流を深める予定
定款第4条第1項第2号		◆	(2)外部統計機関(金融・資本市場統計整備連絡協議会、東京外国為替市場委員会、日本銀行など)との連携	東京外国為替市場委員会とは本年も共同調査を実施し、その結果を公表した
3．法令規則等の遵守状況の監査 (会員の法令、自主規制規則等の遵守に関する監査の実施)	3.1		計画監査及びモニタリングによる規制環境変化、会員負担の合理化等の見地に立った監査の円滑・適切な実施	
			(1)モニタリングの充実と必要に応じたオンサイト対応	下期(2社)予定
		○	(2)財務指標が一定の数値を割り込んでいる会員に対する調査の円滑・適切な実施	月次モニタリング及び随時ヒアリング(5社)
			(3)効率的な単独監査の実施	単独監査(5社)実施
			(4)取引所との合同監査の実施	合同監査(4社)実施
			(5)効率とセキュリティに留意した報告データの活用と分析の高度化	前年度より継続中
	3.2		新規加入会員に対する概況調査の円滑・適切な実施	概況調査(1社)実施
	3.3	○	仲介業務新規委託会員に対する調査の円滑・適切な実施	上期該当なし
定款第4条第1項第3号	3.4	○	個人向けバイナリーオプション取引会員に対する調査の円滑・適切な実施	新規取扱会員に対する調査(3社)実施

平成26年度事業計画の概要				進捗状況
4. 苦情・紛争の処理 （会員の金融先物取引業務に関する投資者等からの苦情の解決及び紛争の解決のあっせん）	4.1	◆	証券・金融商品あっせん相談センターへの業務委託の円滑な実施と連携	・月次であっせん、相談、苦情について報告受領 ・月次で関係5団体と情報の交換等の実施 ・入退会の際、FINMACへ連絡（毎月末の名簿を送付）
	4.2	□	金融ADR制度への継続参加	証券・金融商品あっせんセンターとの情報交換
定款第4条第1項 第4号、第5号、第6号	4.3	◆	認定個人情報保護団体としての会員における個人情報取扱いに関する一般投資者からの苦情処理業務の適切な実施	8月1日付で「個人情報苦情相談室」を設置し、会員の顧客から個人情報の取扱いに係る相談・苦情等を受け付ける業務を開始
5. 外務員の登録事務 （金融庁長官から委任された外務員の登録の実施）	5.1		外務員登録事務の円滑・適正な実施	上期の登録者数 7,633名
	5.2		外務員資格試験の円滑・適切な実施	上期の受験者数 734名
定款第4条第1項第7号	5.3		外務員更新研修の円滑・適切な実施	上期の更新研修資格試験受験者数 166名
6. 広報、刊行物の発行 （金融先物取引に関する知識の啓蒙、普及に資するための広報、刊行物の発行）	6.1		刊行物発行事業の円滑・適正な実施 （電子化等の実施に伴う刊行物体系の見直し）	「金融先物取引の知識」のオンデマンド出版、 「会報」刊行時期の見直し
	6.2		Kinsaki-netを利用した適時・適切な情報発信の充実（会員向け）	通知文書、お知らせ・トピックスのタイムリーな更新を継続
	6.3		一般向けWEBサイトを経由したデリバティブ投資知識の普及（一般向け）	「会員情報」ページを新設し、FX業者（希望者）の説明書類へのリンクを掲載
定款第4条第1項第8号	6.4		協会史編纂	協会史編纂のための資料収集
7. 金融先物取引業務の改善合理化 （会員の金融先物取引業務の改善合理化、その他金融先物取引業の健全な発展に資するための企画立案の実施）	7.1		投資者信頼の一層の強化を図るための効率的自主規制の実施	
			(1)金融商品別（FX部会・幹事会等）施策の充実	FX部会及び同幹事会を一本化し、FX幹事会として新たにスタート
			(2)チェックポイント方式等によるモニタリングの実施体制の整備	上期該当なし
			(3)その他環境の変化に対応する金融先物取引業務の改善合理化（反社会的勢力対応その他）	上期該当なし
定款第4条第1項第9号	7.2		会員の事務負担合理化等の見地からのQ&A事業の推進と拡充 （広告等に関するQ&A 、既存Q&Aの改正）	・「広告等の表示及び景品類の提供に関するQ&A事例集」（改正） ・「広告等の表示及び景品類の提供に関する広告審査マニュアル」（新規）

平成26年度事業計画の概要				進捗状況
8. 教育、研修 （会員の役職員等に対する教育、研修の実施） 定款第4条第1項第10号	8.1		規制環境の変化等に対応した事業の適切な実施	
			(1) 会員専用WEBサイト（Kinsaki-net）の充実等による規制環境の変化等に対応した事業の適切な実施	新規又は改正規則等について解説文書を含め掲載
		□	(2) ITを活用した教育、研修の検討	セミナー音声ファイルのアップロードを継続予定 （上期はセミナー開催なし）
9. 会員相互間及び関係諸団体との意思疎通、連絡調整の推進 定款第4条第1項第11号、第12号	9.1		会員と行政庁との意見交換・連絡調整等の実施	10／29開催予定
	9.2		金融商品取引業協会、NFA等関係自主規制機関との意見交換・連絡調整の実施等	各機関の実施する会議等への出席
	9.3	□	第二種金融商品取引業協会への協力	第二種金融商品取引業協会の後援会員として参加
10. 法令に基づく主務大臣等への協力 定款第4条第1項第11号、第13号	10.1		連絡、協力事業の適切な実施	・会員への周知依頼対応 ・法第79条の3に基づく会員の異動などの届出
11. 内外諸情勢の変化に即応した適正かつ効率的な協会業務の推進 定款第4条第1項第14号	11.1	△	一般社団法人としての着実な業務運営の実施	「公益目的支出計画」の内閣府公益認定等委員会への提出
	11.2		協会事務局体制の効率的整備	総務部に「個人情報苦情相談室」を設置
	11.3		協会事務の合理化・適正化の推進	
			(1)協会セキュリティ・マネジメント体制の整備等	ウェブアプリケーションの脆弱性診断の実施
			(2)出版等の更なる効率化の検討等	オンデマンド出版の検討
	11.4	○	会員、外務員等の処分規定の見直し	会員処分：27年3月臨時総会で決定予定 外務員処分：29年3月臨時総会で決定予定
	11.5	△	処分手続きの見直し等に伴う事務体制の検討	
	11.6	△	金融商品仲介業に関する規則に伴う業務の適切な実施	上期の登録者数 8名
	11.7		協会役職員に対する教育、研修（監視委員会主催研修への参加、監査法人主催研修参加、職員資格取得支援等）の実施	・監視委員会主催研修　7月（2名参加） ・公益法人協会主催研修　6月(2名参加)、7月(1名参加) ・職員資格取得支援　CIA（4名受講中）、CISA（3名受講中） ・IOSCO－AMCC主催第7回トレーニングセミナー4月（1名参加）

三　法人管理事業の概況

１．事務局の概要

(1)　機構・人員

4部（総務、業務、監査、調査）体制をとり、職員数（平成26年9月末現在）は23人（うちパート2名）です。

10月6日付で事務局長が定款第41条第3項に基づく「重要な使用人」として理事会の決議を経て発令され、事務局の職員数は24名となりました。

（**別紙2「一般社団法人金融先物取引業協会組織図」**参照）

（参考）　事務局人員の推移

平成21年6月総会において、規制環境変化等に対応するため、平成22年度までに対平成20年度末（14人）比11人増員を内容とする計画について総会説明が行われました。

その後、事務量見直しに基づく計画見直しを行いながら、計画期間を当初の2年から4年に延伸して、各年度総会にお諮りしつつ増員を行い、平成24年度にほぼ一巡しました。

体制整備の成果は、モニタリング組織等をはじめ、各部で効果をあげています。

(2)　平成26年度における事務局運営の概況

（ア）　事務局の体制

①　平成24度における「事務局の組織及び事務分掌等規程」の改正により（平成24年3月14日第13回理事会決定）、事務局長代行が設置され、平成24年4月1日付で次のとおり発令し、現在も継続しています。

（ⅰ）　総括及び法人管理担当事務局長代行：総務部長

（ⅱ）　自主規制事業実施担当事務局長代行：監査部長

②　連絡調整会議等

引き続き、適時的確な業務運営を行う見地から、専務理事、事務局長、部長、BCP担当者、システム担当者をメンバーとする連絡調整会議を、週2回開催しています。また、自主規制施策についての検討を行うため、随時、企画会議を開催しています。

③　協会運営に当たって、会員・行政と協会との連絡の適確化、効率化を図る見地から、会員・行政との連絡窓口を次のとおり定め、意思疎通等の徹底を図っています。

（ⅰ）　行政窓口　総務部長（法人管理事業関係）、監査部長（自主規制事業関係）

（ⅱ）　会員窓口　調査部長

④　平成26年度においては、8月1日付で行われた「認定個人情報保護団体」の認定に伴い、総務部に「個人情報苦情相談室」を設置し、室長以下4名を配置（兼務）しています。

（イ）　金融庁証券取引等監視委員会事務局出向

平成25年7月より、監査部に所属していた職員1名が任期付職員として証券取引等監視委員会事務局に出向しています。

（ウ）　内部管理規則の整備

協会事務局の内部管理のための規定としては、定款の定めに従い、総会において別に定めるもの（定款第33条（役員の報酬等））及び理事会の決議を必要とするもの（定款第41条（事務局）、定款第42条の2（経理規則）等）等があります。

一般社団法人への移行及び移行後の法人管理を踏まえつつ、順次これらの規定の整備を図っています。

(3)　災害対策関係・事業継続計画等

（ア）　本協会の事業継続計画

①　本協会の事業継続計画（BCP）については、従前より「災害対策要綱」（平成23年3月15日）に基づき運用してきましたが、平成25年度において、自然災害だけでなく、新たに大規模停電などの社会インフラの機能停止や、通信障害、反社会的勢力の介入など、協会に非常事態が発生した場合の対応を含める拡充を行い、これを事業継続計画及び同業務マニュアルとして制定し、平成26年3月7日より運用を

開始しています。

② 平成26年4月16日においては、内閣官房情報セキュリティセンターから、OpenSSLの一部バージョンにおいて深刻な脆弱性が発見されたため、該当する場合は速やかな対策の実施をするよう要請があり、本協会の基幹システムが当該脆弱性を指摘されたOpenSSLを使用している可能性があることが判明したため、同日、非常時対策本部を立上げ、対応に当たりました。最終的には脆弱性のあるバージョンでないことが確認され、同時に非常時対策本部を解散しました。

（イ） 節電対策

平成26年度夏季においては、当局から「2014年度夏季の電力需給対策について（平成26年5月16日　電力需給に関する検討会合決定）」に基づく電力の需要抑制に取組むよう要請があり、会員へ周知するとともに、本協会においても、平成25年度から定着している節電の取組みを継続して実施しました。

２．職員資質向上

ベター・サービスの志向と、職員資質の向上は不即不離であるとの認識から、事務局体制の整備とともに協会役職員の専門的知識・技能を向上するための研修に努めています。

平成26年度においては、以下の研修が行われました。

(1)「業務上必要な職員の研修等に関する基準」による研修

（ア） 公認内部監査人（CIA）資格取得講座受講　監査部職員（継続）4名

（イ） 公認情報システム監査人（CISA）資格取得講座受講　監査部職員（継続）3名

(2) 外部講師による研修等参加

（ア） 顧問弁護士による法規的事項についての研修

（イ） セキュリティ・コンサルタントによる定期の個人情報保護研修（平成20年度から「個人情報安全管理規程」第4条に基づく研修として実施、平成26年度は下期実施予定）

(3) 証券取引等監視委員会事務局主催の証券検査実務研修（平成22年度より実施、累計19人参加）

(4) 米国CFTC主催の国際規制関係者研修（平成24年度より実施、役職員累計5名参加）

(5) IOSCO－AMCC主催の第7回トレーニングセミナー参加（平成26年度より実施、役員累計1名参加）

３．財務の概況と課題及び資産管理運用報告等

(1) 財務の概況

（ア） 平成26年度収支予算書(収支計算書ベース)による事業活動収支の部の予算執行状況について

① （事業活動収入）

平成26年度上期の事業活動収入の実績は、会費収入230百万円、事業収入16百万円等、合計251百万円となっています。

上記の平成26年度当初予算に対する進捗率は、会費収入96％（平成25年度上期97％）、事業収入57％（平成25年度上期40％）、事業活動収入計88％（平成25年度上期92％）となっています。

事業収入のうち受験料収入については、平成26年度当初予算16百万円（受験者数2,000人）に対し、平成26年度上期実績8百万円（受験者数1,073人）となり、その進捗率は54％（平成25年度上期34％）となっています。

特定資産運用収入については、(3) 資産管理運用規程第5条に基づく資産管理運用報告をご参照下さい。

② （事業活動支出）

平成26年度上期の事業活動支出の実績は、事業費支出147百万円、管理費支出15百万円、合

計162百万円となっています。

上記の平成26年度当初予算に対する進捗率は、事業費支出及び管理費支出において以下のとおりとなり、その結果、事業活動支出全体の進捗率は43％となっています（平成25年度上期42％）。

（ⅰ） 事業費支出

調査・研究費支出における監査費用の未執行、業務資料発行費支出における法規集作成未執行（下期実施予定）、広報・研修試験費支出における会報作成時期のずれ、会員向けセミナー未執行（11、2月実施予定）、外務員登録関係費支出における外務員資格試験受験者数の増、職員給与支出における職員欠員補充が行われなかったことによる人件費の減等の要因により、事業費支出の進捗率は44％（平成25年度上期43％）となっています。

（ⅱ） 管理費支出

職員給与支出における職員欠員補充が行われなかったことによる人件費の減、その他事務管理費支出における会計監査報酬未執行（12月、3月実施予定）、未払い消費税等未計上（3月計上予定）等の要因により、管理費支出の進捗率は36％（平成25年度上期36％）となっています。

（**別紙6「平成26年度収支予算書（収支計算書ベース）による事業活動収支の部の予算執行状況」**参照）

（イ） 公益目的支出計画実施報告

本協会は一般社団法人として、公益目的支出計画の実施報告が義務づけられています[注]。

平成26年度においては、平成26年6月18日開催の通常総会において承認された平成25年度に係る「公益目的支出計画の実施報告書等」を内閣府公益認定等委員会に提出しました。

平成25年度における同計画の実施状況は、自主規制事業会計は、収入35百万円、支出322百万円であり、収支差288百万円を公益目的財産額から充当しました。この結果、本協会の平成25年度末の公益目的財産額は443百万円となりました。

（注）「一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律」第127条第3項

（**別紙7「公益目的支出計画の実施状況」**参照）

(2) 財務面における課題 ―平成35年度までの試算―

（ア） 財務面における課題

本協会の業務運営の安定的展開を図る上で、財務収支の均衡は重要な課題です。このような状況に対し、公益目的支出計画の遂行、適正な内部留保の確保を踏まえつつ、中長期的展望に立った収支両面にわたる各方面の施策による財務均衡を図るため、各般の努力を重ねています。

（イ） 平成35年度までの財務状況の試算

① 平成24年度において、平成21年度からの協会の体制整備がほぼ一巡したことを受け、平成25年度予算編成に当たって、平成25年度予算の水準のまま、平成35年度までの中長期的な収支の状況を試算した「平成35年度までの試算（現行ベース）」を作成しました。

また、平成26年度予算作成に当たり、「平成35年度までの試算（現行ベース）」を平成26年度予算の水準に置き換えた「平成35年度までの試算（平成26年度予算ベース）現行ベース」を作成しました。

この試算においては、平成26年度予算ベースを基に、平成27年度以降の新規事業等を見込まずに現在の収支状況のままと仮定し、試算したところ、単年度における法人全体の収支差は約111百万円の収入不足で推移することとなり、平成32年度末には収支差に充当するための内部留保（積立資金）残高が不足し、業務運営に支障がでるという大変厳しい状況

にあることが示されています。

（**別紙8－1「平成35年度までの試算（平成26年度予算ベース）現行ベース」**参照）

② このような状況に対応するため、平成30年代半ばに収支相償するように、現行ベースに比例会費の増額、支出の削減の2つの条件を加えて試算し、収支相償が可能な一例として「平成35年度までの試算（平成26年度予算ベース）見直し案」を作成しました。

（**別紙8－2「平成35年度までの試算（平成26年度予算ベース）見直し案」**参照）

これは、一定の条件を置いて試算した結果であり、当然のことながら、今後において、協会の活動水準、定額会費の有り方、適正な内部留保の規模等について検討などを行うことが必要です。この試算は、あくまでも協会の財務の実態を示し、その実態のもとで各種の議論をお願いするための参考資料です。

協会運営に当たっては、これまでも運営効率化に努めてきましたが、今後とも会員の皆様のご意見を伺い、ご理解を頂きながら収支両面にわたる一層の努力を重ねて参りたいと考えています。

（支出面においての施策については、**別紙9「これまでにおける経費削減の主なもの」**参照）

(3) 資産管理運用規程第5条に基づく資産管理運用報告

会員からの預り預託金等の特定資産について、効率的な財務運営等の見地から、平成24年4月1日に制定した「資産管理運用規程」第3条に基づき、元本回収の確実性を確保しつつ、有利運用に努めることとし、預り預託金の返還を考慮した流動性を確保した上で、国債を中心に運用しています。

（ア） 平成26年7月29日の決定

① 平成26年度当初の預り預託金充当資産約13億円の運用は、10年国債等により長期運用されている約6億円(注)と流動性預金等により運用されている約7億円からなっています。

（注） 長期運用されている約6億円の内訳

（ⅰ） 平成24年度運用分
第62回利付国庫債券、額面5億円、平成35年6月20日償還、利回り0.8％（課税後0.64％）

（ⅱ） 平成25年度運用分
第329回利付国庫債券、額面1億円、平成35年6月20日償還、利回り0.8％（課税後0.64％）

② 平成26年度上期においては、預託金返還資金の流動性確保を考慮(注1)しつつ、流動性預金等により運用されている約7億円のうち3億円を短期運用(注2)することとしました。

（注1） 流動性の確保については、預託金2百万円の会員25社及び預託金15百万円の会員25社が退会した場合に必要とされる預託金返還のための資金（4億25百万円）を確保することとしました。

（注2） 平成26年度上期短期運用3億円の内訳

（ⅰ） 第468回国庫短期証券、額面2億円、平成26年10月27日償還

（ⅱ） 定期預金（6か月）1億円

③ 国庫短期証券の買い付けに当たっては本協会の口座設定のある証券会社4社による合い見積もりを行い、もっとも有利な見積もりを提示した証券会社と契約をしました。

④ 上記の平成26年度上期における資産運用の経緯及び結果について、「資産管理運用規程」第5条に基づき、平成26年11月26日開催予定の理事会において報告を行うこととしています。

（**別紙10「平成26年度上期資産管理運用状況報告」**参照）

(4) 監査法人による監査

（ア） 監査契約

本協会は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律上の規定における大規模法人（最終事業年度に係る貸借対照表の負債の部に計上した額の合計額が、200億円以上である一般社団法人又は一般財団法人をいいます。）でないため、会計監査人の設置義務がなく（一般社団法人及び一般財

団法人に関する法律第62条、第68条、第107条)、会計監査人による会計監査を受ける必要はありませんが、ガバナンスの観点から、監査法人による会計監査を実施しています。

平成26年度においても、新日本有限責任監査法人と監査契約等を締結しました。

(イ) 公認会計士と理事とのディスカッション

監査法人が効果的かつ効率的な監査を実施するために、公認会計士と理事との間で、本協会の事業環境、事業内容及び内部統制等について理解を深めることは不可欠と考えられることから、ディスカッションが行われています。

平成26年度においても、専務理事及び監事と公認会計士との間で10月24日に実施されました。

4．法人管理の適正化

法人管理の適正化については、かねてより各般の施策を講じてきましたが、一般社団法人としての法令遵守・運営リスクへの対応について、引き続き重点的に取組みを続けています。

平成26年度においては、以下の取組みが行われました。

(1) 平成25年度に引き続き総会の適正運営のため、顧問弁護士が総会に出席。

(2) 法人運営の実務等の情報交換や助言を受けることを目的とし、公益財団法人公益法人協会へ加入(平成26年4月)、これと並んで「一般社団法人及び一般財団法人に関する法律」の施行により、役員の法律上の損害賠償責任が明確化されたことを受け、法人の役員等が訴訟された場合のリスクをカバーするため、役員損害賠償保険に加入(平成26年4月)。

(3) 平成26年7月に総務部に文書担当を設置し、本協会が外部に発出する対外的な文書について、リーガルチェックの必要性や外部に発信する文書としての要件を具足しているかの合議を経たのち発出すること。

(別紙11「最近における法人の業務運営適正化等の措置の主なもの」参照)

5．電子情報技術(IT)の活用及びセキュリティの確保

本協会では、近年における広範かつ急速な環境変化の中で、ベター・サービスの志向の下、効率的かつ適正・透明な協会業務運営を図るためには、費用対効果を見定めた上での電子情報技術の積極的利用が不可欠であるとの考え方に立ち、一般向け協会ホームページ及び会員・特別参加者専用サイトの運営をはじめ、以下のような各般の施策に取組んできました。

(1) 協会ホームページ

平成11年度以降、一般投資者に向けて「協会ホームページ」(注)を開設し、協会の概要、業務及び財務等に関する資料、会員名簿、金融先物取引の出来高状況、店頭外国為替証拠金取引月次速報値等を掲載しています。

(注) 協会ホームページ 日本語版http://www.ffaj.or.jp英語版http://www.ffaj.or.jp/en

平成20年8月には、一般投資者にとって見やすくかつ親しみやすいホームページを目指すべく、広範なリニューアルを行い、デザインを一新し、以来、個人投資家向け所管金融先物取引についての規制の解説ページなど、コンテンツの充実にも継続的に取組んでいます。

平成26年度上期においては、例年の公開情報の更新のほか、平成25年度に実施したFX取引における顧客取引の謝絶に関するアンケートの結果を受けてFX幹事会で議論し、「FX取引を行おうとする個人の皆様へ」のページに自動売買に関する注意喚起を追加しました。

平成26年上期における一般ホームページへのアクセス数は、295,139回でした。

(2) 会員・特別参加者専用サイト(Kinsaki-net)

(ア) 会員及び特別参加者への情報伝達の迅速化

等を目的として「会員･特別参加者専用サイト」を平成20年度に設置し､その運用実績等を基に、平成22年3月に大幅な改善を行い、安全性の確保・向上を前提とした双方向通信の実現などの会員からの要請を満たすべく、ウェブ報告機能である「報告書管理システム」を追加し、Kinsaki-netとして運用を開始しました。

同システムは､安全性と効率性等の観点から、クライアント証明書による認証を採用しています。また、平成24年度においては、会員の利便性の向上及び業務負担の軽減とともに事務局における業務効率化を目的とし、出来高状況報告等の専用画面を新設しました。

平成26年9月末時点での同システムの利用状況は、各会員のシステム環境等の諸条件がある中、クライアント証明書の申請ベースで155社中143社が参加し、申請枚数計777枚（特別参加者は9社中6社、10枚）となっており、報告書管理システムへの登録収蔵件数は51,000件を超えています。

報告書管理システムに登録された文書は登録した会員から逐次閲覧することが可能で、協会関係文書についての外部収蔵サービスともなっています。

（イ） 協会事務局から会員・特別参加者への適時適確な各種連絡、情報提供の重要性は、ベター･サービスを志向する協会運営の基本と考えます。Kinsaki-netは、この分野で基幹的な機能を果たしており、多数の通知文書に加えて、各種部会、ワーキンググループの審議状況をはじめとする協会活動の報告や、会員・特別参加者のニーズを踏まえた刊行物電子化のプラットフォームとなるなど、協会運営に大きな役割を担っています。平成26年度上期において、同ページを通じて行われた連絡件数は、73件（うち協会通知文書掲載51件）となっています。

（ウ） このほか､電子情報技術を活用したベター･サービスへの取組みとして、会員セミナーでの協会説明内容について音声ファイルのネット配信、会報その他協会作成の基本資料の掲載を行っています。

(3) 事務局システム

（ア） 災害等緊急時対応への電子情報技術の活用

平成22年度に、災害等により職員の事務所への出勤が困難な場合などに、会員及び一般投資者に対するホームページ等による情報提供及び連絡業務を継続的に行うことができるように協会ネットワークにリモートアクセスする仕組みを導入しました。その後、災害や感染症などへの備えの重要性の認識が高まる中で、リモートアクセス時の業務をより確実かつ効率的に遂行することを目的の一つとして、平成24年3月には職員のパソコン環境の大部分をシンクライアント環境に切り替えました。平成24年度においては、シンクライアント環境とリモートアクセス機能を一層活用し、災害時等の連絡体制をより強固にすることを目的として、関係者用にタブレット端末を導入、逐次整備を図ることとしています。

（イ） セキュリティの強化

平成23年8月には、セキュリティ及びBCPの観点から本協会事務所内に設置していたファイルサーバを外部のデータセンターへ移設しました。また、（ア）「災害等緊急時対応への電子情報技術の活用」でも述べたようにシンクライアント環境を導入し、管理態勢の強化を行いました。平成25年12月にはKinsaki-netサーバの更改に併せて、セキュリティの観点からサーバ構成の見直しによる堅牢化を図りました。

平成26年度においては、5月にKinsaki-netプログラムについて外部セキュリティ企業による脆弱性診断を実施するなど、継続的に情報漏えいリスク等の軽減に努めています。

（ウ） 機械化会計

平成22年度からの年度開始前予算編成移行に際

し、予算執行過程での予算管理事務、支出実行・債権管理等の経理事務の効率化、適確化を図り、関係情報の迅速な把握等による適切な財務運営に資することを目的として、平成23年度より機械化会計の本格導入を行い、予算執行状況の月別管理等にも活用しています。

平成26年度においては、消費税等の税率変更等に伴うシステムのバージョンアップに対応しました。

（エ） 外務員統合管理システム

本協会では、外務員の登録事務の実施に当たって、平成17年度に外務員の登録等に関するシステムを開発し、その後規則改正等の都度改修を行っています。また、外務員の登録申請書類等又は登録事項の変更等に係る提出書類のうち、原本を要しないものについてはKinsaki-netでの電子提出が可能となっています。

（オ） 預託金管理システム

定款第12条に規定する預託金に関する事務の効率的かつ適正な執行のため、平成24年3月に預託金管理システムを構築し、入退会に伴う預託金の受払い処理や毎年7月1日現在で行っている会員の直近決算期の貸借対照表による純資産額の見直し作業に活用しています。

６．各種刊行物の刊行等 ―刊行物の電子化及びオンデマンド出版化―

(1) 刊行物刊行事業の概要と電子化への取組み

本協会は、協会事業の対象各分野について会員の理解を深め、事務効率化に資する等の観点から各種の刊行物を発行しています。平成21年度より、会員アンケートの結果を踏まえ、会員のニーズ、利用の便宜、協会の業務運営の効率化等の観点から、Kinsaki-net掲載等による電子化を中心とした効率化・高度化施策を講じています。

(2) 平成26年度における各種刊行物の状況

平成26年度における各種刊行物の状況は、以下のとおりです。

（ア） 会報

事務局の運営状況及び金融先物取引に関わる情報の発信を目的に、年4回、会報を定期発行しています。現在、会報は冊子化を中止し、会員との情報伝達に用いるKinsaki-net上の電子ファイルをもって発信しています。また、金融先物取引についての投資家教育の観点から、その内容の一部を本協会一般向けホームページに掲載しています。

（イ） 金融先物取引関係法規集

① 金融先物取引関係法規集データベース

平成22年2月より「金融先物取引関係法規集データベース」の提供を開始しています。これは、平成22年度当時、金融商品取引法の施行やG20ピッツバーグ・サミットを契機とする国際的な店頭デリバティブ市場の規制改革にともない広範な制度整備等により法令改正等が頻繁に行われてきたことを背景として、常に新しい法令体系等を会員に提供するという観点から講じられてきたものです。同データベースは、本協会一般向けホームページ又はKinsaki-netから利用が可能です。

② 金融先物取引関係法規集

金融先物取引関係法規集は、紙媒体も刊行しています。平成26年度においても、昨年同様1冊構成に圧縮し、下期に刊行の予定です。

（ウ） 金融先物取引業務マニュアル・・・平成23年度電子化（Kinsaki-net掲載）。紙媒体はオンデマンドにより出版することとしています。また、一部改訂を行い下期にKinsaki-netに掲載する予定です。

（エ） 金融先物取引の知識・・・平成24年度電子化（Kinsaki-net掲載）。平成26年度版は平成26年6月2日にKinsaki-netへ掲載しました。また、紙媒体は平成26年度よりオンデマンドにより出版しています。

（オ） 金融先物取引業務研修テキスト・・・平成25年度電子化（Kinsaki-net掲載）。なお、平成23年10月より試験問題集全文の電子化（Kinsaki-net掲載）を行っています。

(3) 協会史の編集

平成元年8月に設立以来の本協会史作成を目指し、資料の収集等を進めています。

（**別紙1「金融先物取引業協会の系譜」**参照）

四 外務員登録事業及び内部管理責任者事業

1．外務員登録事務の実施等

(1) 外務員登録事務の実施

平成17年7月の金融先物取引法改正において、外務行為を行うものに対し、外務員制度が導入され、登録に係る業務が金融庁長官から本協会への委任が行われました。その後、平成19年9月に金融商品取引法が施行され、同法の下においても、引き続き委任が行われています。

平成26年9月30日までに累計194,506名の外務員登録が行われ、同日現在の登録外務員数は、123,241人です。

平成26年度上期の処理件数は、外務員登録7,634件を含め、14,538件、登録に伴う外務員登録手数料収入は765万円でした。

(2) その他外務員登録制度の整備

（ア） 外務員登録に資格試験合格を要件とする者の対象の拡大

外務員の登録に資格試験の合格（下記４．(1)「外務員資格試験の実施状況」参照）を登録要件としている外務員は、従来、外国為替証拠金取引を取扱う者のみとされてきましたが、平成25年より、これに加えて、仲介業を行う者及び個人向け店頭バイナリーオプションを取扱う者についても、委任者と協議の上、同試験の合格を登録要件としました。

（イ） 試験問題の見直し

上記（ア）により、外務員登録の際、資格試験合格を要件とする範囲が新たに拡大したことを受け、資格試験の問題を見直すとともに、Kinsaki-netに掲載している試験問題の付属の解説の適用条文、文言の確認・整理をしました。

(3) 委任事務の実施報告

平成21年度分より委任事務の処理報告を作成し金融庁監督局証券課に提出しています。

平成25年度分についても、平成26年6月18日の通常総会を経て提出しました。

2．外務員資格試験及び外務員資格更新研修試験の概要

(1) 外務員資格試験の概要

金融先物取引法における外務員登録制度は、旧金融先物取引法改正（平成17年7月1日）により制度化されましたが、このうち外国為替証拠金取引については、制度改正の趣旨が規制強化であることを踏まえ、本協会においての当該取引を取扱う外務員に対して資格試験合格を登録要件とすることとされました。（「外務員の登録等に関する規則（平成17年6月27日第3回理事会決定、平成25年7月18日最終改正）」）

(2) 外務員資格更新研修試験の概要

登録を受けている外務員（外務員の登録等に関する規則第4条第1項第1号に該当することを資格要件とする者に限ります。）に対しては、平成22年10月より、その登録を受けた日を基準として5年目が経過した場合、又は、新たに外務員の登録をする者が過去2年の間に外務員資格試験等に合格していない場合に外務員資格更新研修の受講を義務付ける「外務員資格更新研修試験制度」が実施されています。

3．内部管理責任者事業の概要

「金融先物取引業務の内部管理責任者等に関する規則（平成7年12月12日第7回理事会決定、平成24年11月22日最終改正）」により、会員の金融先物取引

業務について、金融商品取引法その他の関係法令及び本協会規則等の遵守を確保し、投資者の保護と業務の適正な運営を図る見地から、内部管理体制を整備することとされ、本協会が実施する内部管理責任者資格試験（平成9年2月から）に合格した内部管理責任者を設置すること等が規定されています。

４．外務員資格試験、外務員資格更新研修試験及び内部管理責任者資格試験の実施状況

本協会の実施している外務員資格試験、外務員資格更新研修試験及び内部管理責任者資格試験は、随時受験可能なオンライン方式により、全国各都道府県150箇所余り（平成26年9月末現在）で実施されています。

また、これらの試験については、その試験問題をKinsaki-netに全問題掲載しています。

（**別紙12「外務員資格試験、外務員資格更新研修試験及び内部管理責任者資格試験の実施状況」**参照）

(1)　外務員資格試験の実施状況

平成26年度上期における試験実施状況は、受験者数734人、合格者数727人です。なお、平成26年9月末までの累計受験者数は21,684人で、合格者数は、19,864人です。

(2)　外務員資格更新研修試験の実施状況

平成26年度上期における試験実施状況は、受験者数166人、合格者数166人です。なお、平成26年9月末までの累計受験者数は2,173人で、合格者数は、2,116人です。

(3)　内部管理責任者資格試験の実施状況

平成26年度上期における試験実施状況は、受験者数191人、合格者数191人です。なお、平成26年9月末までの累計受験者数は10,829人で、合格者数は、8,847人です。

五　自主規制事業の概要

１．所管金融商品取引の市況

(1)　概況（平成26年4月より6月まで）

平成26年度第1四半期（4月から6月まで、以下「当四半期」といいます。）は、本協会が所掌する金融先物取引の原資産市場である外国為替市場、金利市場とも穏やかな価格変動となり、特に外国為替市場でボラティリティが低下し、会員各社の外国為替証拠金取引の取扱高は減少しました。

（ア）　取引所取引出来高は、国内市場外国為替証拠金取引出来高が大幅に減少したものの、海外取引所取引出来高が平成25年度第4四半期（以下前四半期）に比べ42.9％増加したことから、全体としては、前四半期比－9.2％に留まりました。

（イ）　店頭取引出来高は、外国為替証拠金取引の大幅な減少とともに、通貨オプション取引なども減少したため、前四半期比－33.1％となりました。

（ウ）　出来高が減少する一方、当四半期末の全建玉残高は24.6％と大幅に増加し、特に、店頭外国為替証拠金取引の建玉残高は15,000億円の増加となりました。

（エ）　当四半期末における外国為替証拠金取引の顧客預託金総額は、前四半期より1.9％増加し、13,715億円となりました。また、取引実施口座数は、再び減少に転じ、771,406口座となりました。

出来高　地域別（国内、海外）

期　間	取引所取引				店頭取引（国内）	
		国内		海外		
			うちFX			うちFX
	枚	枚	枚	枚	億円	億円
当四半期	14,001,407	7,708,196	6,207,976	6,293,211	6,365,963	6,316,042
前四半期	15,426,757	11,022,979	8,952,343	4,403,778	9,529,626	9,475,998
増減（前期比）	－9.2%	－30.0%	－30.6%	42.9%	－33.1%	－33.3%

出来高　商品タイプ別

市　場	金利関連				通貨関連				
	国内		海外		国内			海外	
	先物	ｵﾌﾟｼｮﾝ	先物	ｵﾌﾟｼｮﾝ	先物	うちFX	ｵﾌﾟｼｮﾝ	先物	ｵﾌﾟｼｮﾝ
取引所	枚	枚	枚	枚	枚	枚	枚	枚	枚
	1,500,220	0	4,267,616	2,002,566	6,207,976	6,207,976	0	22,305	724
	2,070,636	0	2,981,961	1,374,579	8,952,343	8,952,343	0	47,238	0
	－27.5%	0.0%	43.1%	45.6%	－30.6%	－30.6%	0.0%	－52.7%	－
店　頭	億円	億円			億円	億円	億円		
	－	－			6,322,821	6,316,042	43,142		
	－	－			9,481,724	9,475,998	47,903		
	－	－			－33.3%	－33.3%	－9.9%		

期末建玉　商品タイプ別

市　場	金利関連				通貨関連				
	国内		海外		国内			海外	
	先物	ｵﾌﾟｼｮﾝ	先物	ｵﾌﾟｼｮﾝ	先物	うちFX	ｵﾌﾟｼｮﾝ	先物	ｵﾌﾟｼｮﾝ
取引所	枚	枚	枚	枚	枚	枚	枚	枚	枚
	620,653	0	2,624,661	1,037,070	1,013,046	1,013,046	0	149	0
	698,062	0	2,147,914	555,787	845,655	845,655	0	53	0
	－11.0%	0.0%	22.1%	86.5%	19.7%	19.7%	0.0%	181.1%	0.0%
店　頭	億円	億円			億円	億円	億円		
	－	－			74,712	73,170	98,475		
	－	－			59,583	58,118	99,922		
	－	－			25.3%	25.8%	－1.4%		

上段：当四半期　中段：前四半期　　下段：増減（前期比）

(2)　個別商品取引関係

外国為替証拠金取引の概況

市　場	期　間	取引金額 億円	①期末建玉 億円	②期末顧客預託金 億円	預託証拠金倍率＝①÷② 倍	取引実施口座数
東京金融取引所（クリック365）	当四半期	61,668	10,058	2,031	4.9	24,383
	前四半期	91,453	8,415	2,027	4.1	27,913
	増減（前期比）	－32.5%	19.5%	0.1%	0.8	－12.6%
大阪証券取引所（大証FX）	当四半期	5,918	664	101	6.5	2,425
	前四半期	9,299	727	117	6.2	3,026
	増減（前期比）	－36.3%	－8.7%	－13.2%	0.3	－19.8%
店頭取引	当四半期	6,316,042	73,170	11,582	6.3	744,598
	前四半期	9,475,998	58,118	11,306	5.1	754,867
	増減（前期比）	－33.3%	25.8%	2.4%	1.1	－1.3%
合計	当四半期	6,383,629	83,893	13,715	6.1	771,406
	前四半期	9,576,751	67,262	13,451	5.0	785,806
	増減（前期比）	－33.3%	24.7%	1.9%	1.1	－1.8%

その他個別商品に関する情報は本協会一般向けホームページをご参照ください。
http://www.ffaj.or.jp/performance/index.html

2．会員監査及びモニタリング

(1)　監査体制

会員の監査については、平成4年の金融先物取引法の改正により、自主規制団体の自主規制機能強化の一環として本協会の業務に加えられ、現在、会員会社に臨場する実地監査とオフサイトで関係会員全体を対象とするモニタリングを行っています。

実地監査については、平成4年度から実施しています。取引所参加者である会員については、会員の負担軽減及び検査の効率化のために、東京金融取引所（平成17年度から）及び日本取引所自主規制法人（平成22年度から平成25年7月25日までは大阪証券取引所）との間で合同検査を行っています。

モニタリングについては、平成21年度以降、自主規制事業の各分野で、種々の規制見直しが実施されてゆく中で、このような大きな環境変化の下で会員の円滑な対応を確保し、業務運営を支援する等の観点から、対象項目に関係する全ての会員を対象としたモニタリングを実施することとしました。体制整備の成果を基に、平成22年7月より、オフサイトでのモニタリングを行う体制（モニタリング担当）を整備し、現在に至っています。

(2)　実地監査

平成26年度上期の実地監査実施件数は9社でした。

取引所参加者に対する実地監査に当たっては、取引所との合同監査を原則としており、平成26年度上期における合同検査実施件数は4社でした。

平成26年度の監査結果をみると、おおむね適正な業務管理がなされていると認められましたが、一部会員においては、取引開始基準が不明確であった事例、個人情報保護法関連で外部委託先管理が不十分であった事例、また交付書面関係での不備、協会への報告に関する不備（事故報告、システム障害報告の提出漏れ、出来高状況報告の計上漏れ）等が認められましたので、必要な指導を行いました。

(3)　モニタリング

（ア）　モニタリングの概要

外国為替証拠金取引、通貨オプション取引等、本協会の自主規制事業の対象となる金融商品を取扱う会員全社に対して、各社の状況を把握するため調査項目を絞ったオフサイト調査を行い、その結果必要と認められるものについてのオンサイトの特別監査や特別調査を組み合わせて実施しています。

（イ）　モニタリング項目

平成26年度においては、平成25年度から継続して行っているものも含め以下の13項目についてモニタリングを実施しています。

①　事業報告書及び決算表の状況

②　自己資本規制比率等の状況（月次モニタリング帳票）

③　区分管理信託の状況

④　未収金発生状況及び残高状況

⑤　システム障害の状況

⑥　事故報告等の定款4条に基づく各種報告の内容確認

⑦　損失補てんの確認申請及び事後報告の内容確認

⑧　広告モニタリング（ホームページや雑誌の定期的な確認等）（（ウ）広告モニタリング参照）

⑨　価格モニタリング（FX取引における提示価格や約定価格等が対象）

⑩　苦情の状況等

⑪　アフィリエイトモニタリング（FX取引及びBO取引に関して、会員から徴求したサイト情報（収益が発生したアフィリエイト）を基にした内容の確認等）

⑫　特別監査、特別調査及び概況調査（（エ）特別監査、（オ）特別調査、（カ）概況調査参照）

⑬　書類監査（（キ）書類監査参照）

（ウ）　広告モニタリング

本協会の広告モニタリングにおいては、適宜、雑誌広告やアフィリエイト広告の確認、及び定期的に会員のホームページの確認を実施し、必要に応じて内容の修正を求めるなどの指導を行っています。

会員ホームページ広告及びアフィリエイト広告に係る平成26年度上期の指導件数は会員13社に対し延べ22件の指導を行っており、当該指導内容は以下のとおりとなっています。

広告モニタリングによる指導内容（平成26年度上期）

広告の種類	延べ件数	内容概要
スプレッド広告	9	不適切な表示。更新が適切になされていない。
バイナリー広告	4	不適切な表記。
キャンペーン	4	無期限で実施。
その他ホームページ上の表記	4	誤認を招く表現。
アフィリエイト広告	1	広告表示形式の不備。
合計	22	－

（エ）　特別監査

平成25年度に実施した「スリッページ書類監査」及び個人向け店頭バイナリーオプションの業務開始時に該当会員に実施している「バイナリーオプション取引業務に係る書類監査」の結果を精査し、必要があると認められる会員に対し特別監査を実施する予定です。

（オ）　特別調査

平成25年度に引き続き投資者の信頼確保の観点から、財務指標が一定の水準を割り込んだ会員及び仲介業務を開始した会員について特別調査を実施する予定です。

①　財務健全性の確保

平成24年度から自己資本規制比率、純資産額が一定の水準を割り込んでいる会員に対し、現状把握のため実地での特別調査を開始しています。平成26年度上期においては、1社について実施しました。また、一定の水準に近づいている複数の会員に対し定期的に財務体質強化策、事業見通し等についてヒアリングを行っています。

②　金融商品仲介業への対応

本協会においては、平成24年11月24日に「金融商品仲介業者に関する規則」の制定及び関係諸規則の整備をし、平成25年1月1日付で施行しました。「金融商品仲介業者に関する規則」は、会員の金融商品仲介業務の委託に関し、金融商品仲介業者に遵守させるべき事項等を定め、会員が指導及び監督することを通じて当該金融商品仲介業者における適正な業務運営を図り、もって投資者保護に資することを目的としています。このような規制環境の変化に鑑み、仲介業務の委託を新たに開始した会員については、その業務が適切に実施されているかを確認するため実地での特別調査を行うこととしています。平成26年度上期において仲介業務の委託を新たに開始した会員はありませんでした。

（カ）　概況調査

平成26年度上期においては、外国為替証拠金取引を取扱う新規入会会員1社に対し、初期段階における自己資本規制比率等の財務状況及び勧誘態勢の適正性等を確認する為の概況調査を実施しました。

（キ）　書類監査

平成22年度より、システムリスク管理態勢、緊急時事業継続態勢の整備状況、店頭外国為替証拠金取引における注文執行態勢の整備状況等、適宜、必要と認められる事項に関して書類監査を行っています。

平成26年度においては、足元における個人向け店頭バイナリーオプション取引業務取扱規則制定及び広告等の表示及び景品類の提供に関する自主規制規則の一部改正、また直近のシステムトレード取扱会員の増加等の状況を踏まえ、会員の内部管理態勢全般に関する書類監査を行う予定です。

(4)　主務大臣への協力

以前から金融庁（財務局）に登録のない海外業者（海外無登録業者）が、無登録のまま国内の投資家にFX取引等の勧誘を行っている状況が認められています。このような業者に対しては、金融庁及び関東財務局において、業務をただちに取りやめるよう「警告書」を発出し、業者名を公表するなど、一般投資家に向け注意喚起を実施しているところです。しかしながら、本協会で定期的に行っている雑誌広告についてのモニタリングにおいて、当局から既に警告書の発出を受けている業者を含め、取引の勧誘等を行っている状況が依然として認められています。

このような状況を踏まえ、平成25年度においては金融庁、関東財務局及び本協会の三者から日本雑誌広告協会に対して、雑誌における海外無登録業者の広告に関し、掲載前に業者の商号・名称が金融庁（財務局）に登録されているかを確認するなどの改善の申し入れを行い、平成26年10月には、同様に前記三

者からインターネット広告推進協議会に対して、インターネット上の海外無登録業者の広告への対応について、改善の申し入れを行いました。

(5) その他

（ア） 国民生活センターへの情報提供

海外の無登録業者による店頭バイナリーオプション取引を中心とした国民生活センターへの問合せが増加したことを背景に、同センターからの依頼により、センターの職員を対象に外国為替証拠金取引及び個人向け店頭バイナリーオプション取引に関するセミナーを行いました（平成26年8月20日）。

（イ） 会員セミナー等

実地での監査、調査や書類監査等で指導した重要な項目については、会員セミナーや会報を通じて注意喚起を行うなどにより、会員の業務改善努力に対して支援をしています。

３．自主規制ルールの制定状況

(1) 自主規制ルールの制定状況

（ア） 協会規則の一部改正等

平成26年度上期においては、理事会決議（平成26年6月4日）により協会自主規制規則（「広告等に関する自主規制基準」）の一部改正を行いました。

同基準はその制定（平成4年）から年月を経ており、会員が行う広告やキャンペーンにも多様性が高まっている状況を踏まえ、新たに景品表示法を取り込んだ基準に改正し、併せて名称を「広告等の表示及び景品類の提供に関する自主規制規則」とし、平成26年9月1日付で施行しました。

また「広告等の表示及び景品類の提供に関するQ＆A事例集」についても、会員が行うキャンペーンについて、過大な景品類の提供とならないよう一部改正を行っています。

さらに、各法令・諸規則に跨っている広告関連の法令・規則等を体系立てて取りまとめ、会員の適切な広告審査に資するべく「広告等の表示及び景品類の提供に関する広告審査マニュアル」を新たに作成しました（平成26年9月1日施行）。

（イ） 自主規制規則の制定・改正・資料の整備

自主規制ルール制定・改正に際して、制定改正の経緯、条文など解釈、会員の社内規定例等、制定・改正・資料作成に当たって統一した項目により会員へ開示するよう努めています。

これらの資料は、全てKinsaki-netにおいて公表されています。

（ウ） パブリックコメント手続きの実施

自主規制ルールの制定・改正に際して、国民、事業者等の多様な意見を把握するとともにそれらを考慮して意思決定を行うべく、パブリックコメント手続きをするため、業務部会、自主規制部会の了解を得て決定し、平成26年1月30日の理事会へ報告し、パブリックコメントの募集を行うことが出来る体制となりました。

平成26年度上期には、「広告等に関する自主規制基準」、「委員会規則」及び「金融先物取引業務取扱規則」の一部改正について、平成26年4月14日から平成26年5月2日の期間でパブリックコメントの募集を行い、その募集結果は、一般ホームページを通じて行われています。

（エ） 自主規制ルールの定期的見直し（意見募集）

自主規制ルールについては、環境変化に対応するべく、継続的に見直し、改善を行う必要があるとの考えから、平成24年度より定期的に既存の自主規制規則等の改廃や新たな自主規制規則等の制定の必要性等に関して、会員からの意見等を募集し、実施年度又は次年度における自主規制規則等の整備活動へ反映していくこととしています。

平成26年度上期においては、平成25年度の意見募集で寄せられていた店頭外国為替証拠金取引におけるロスカット取引に関する意見への対応として、解釈通知への所要事項の追記、海外取引所の金融先物取引に係る媒介約諾書に関する意見への

対応として、金融先物取引業務取扱規則の一部改正（平成26年6月4日理事会決定）を行いました。平成26年度の意見等の募集は下期に行う予定です。

(2)　各専門部会の開催状況

（ア）　FX幹事会

平成21年度からの外国為替証拠金取引における各種の規制見直しに対して、外国為替証拠金取引（FX）部会が幹事会を中心に、新制度への円滑な移行と定着を図り、広範なルール作りを行ってきました。平成26年7月には、会員の意見を踏襲し、FX部会及び幹事会を一本化し、FX幹事会とされ、引き続き自主規制規則及びガイドライン等の整備を進めています。

（**別紙13「FX取引に関するこれまでの主な施策」**参照）

平成26年度においては、前号（エ）自主規制ルールの定期的見直し（意見募集）の店頭外国為替証拠金取引における現時点での検討項目「ロスカット取引に関する意見への対応」について決定しており、その他「広告等に関する自主規制基準」の一部改正案のとりまとめ等を行っています。

（イ）　個人向け店頭バイナリーオプション取引作業部会（BO作業部会）

平成25年12月1日より個人向けバイナリーオプションに係る自主規制が完全施行されたことに合わせ、取扱い会員から月次での取引状況、顧客損益状況の報告を求めると共に、事務局ではBO作業部会のメンバーと取引状況等の意見交換を行いました。

4．会員及び外務員処分関係

(1)　規律委員会

（ア）　規律委員会の設置

会員及び外務員の処分関係の執行適正化のため、規律委員会の設置の検討を進め、平成24年2月自主規制委員会及び3月業務委員会で了承され、平成24年3月30日第14回理事会決議を受け、平成24年6月12日同委員会が設置されました。

規律委員会は外部委員3名により構成されています。

また、会員からの意見聴取のため、専門委員が設けられ、自主規制部会部会長及び副部会長の3名を専門委員に委嘱としました。（専門委員については、議決権がありません。）

（イ）　規律委員会の所掌

規律委員会では、会員及び外務員の個別処分事案の審議並びに処分関係の制度整備等の検討を所掌しています。

（ウ）　規律委員会の開催状況

平成26年9月末までの規律委員会の開催状況は次のとおりです。（2回開催）

第8回：平成26年5月14日（事務局における処分可否判定の報告手順について）

第9回：平成26年7月1日（会員から受領した事故報告書等に対する本協会の処分要否についての報告等）

（注）「処分可否判定報告制度」の創設として、事務局にて受領した事故報告書等に基づいて処分可否の判定を行った結果について、処分不要とした内容を規律委員会に報告することを申し合わせました。

(2)　処分状況

平成26年9月末までに、本協会の定款又は規則に基づく、法令等の違反行為を行った会員及び外務員に対する処分は行われていません。

(3)　処分関係制度整備

平成23年5月31日第3回理事会で、会員の処分量定基準の理事会決定がなされ、また、規律委員会の設置等について検討を進めることとされました。

その後平成24年1月31日第12回理事会で、規律委員会の設置が具体化したことに伴い、処分関係の制度整備については、同委員会の審議を経て決定することとされました。

これを受けて規律委員会において検討が進めら

れ、平成25年度においても審議を続けてきましたが、平成26年3月26日開催の同委員会において、これまでの検討を集約し、また、他協会における外務員処分関係の制度整備の動向を踏まえ、会員処分及び外務員処分関係の検討項目を含め包括的に整備を検討することとされ、現在、平成28年12月末を目途に作業が進められています。

（注）　会員処分については、定款第19条の規定に基づき実施しています。また、外務員処分については、金融商品取引法第64条の7の委任事務として、金融商品取引法第64条の5に基づく本協会規則「外務員の登録等に関する規則」第6条及び第11条の規定に基づき実施しています。

（ア）　会員処分関係の検討項目

①　会員の処分手続等に関する定款規定の整備

②　不服申立制度の新設及び不服審査会規則の新設

③　会員の処分手続等に関する具体的な手続規則の新設

④　「会員処分量定基準」の正式施行及び「会員の処分に関する考え方」の理事会決議

（イ）　外務員処分関係の検討項目

本協会において実施している外務員資格停止処分については、他協会において制度改正が検討されているところから、本協会においても同様に対応することとされました。

①　登録取消処分が行われた場合の資格取消処分の取扱い

②　外務員資格取消処分等についての聴聞手続・不服申立制度の新設

③　「外務員処分量定基準」及び「外務員の処分に関する考え方」の理事会決議

（ウ）　その他今後の検討項目について

①　不都合行為者に対する制裁規定の新設

②　登録取消処分を受けた会員の役職員に対する処分の新設

③　内部管理責任者に対する処分の検討

（エ）　日程等

処分関係の制度整備については、多岐にわたる制度改正が必要となるため、平成28年12月を目途として作業を進めることとしています。

5．苦情相談、あっせん事業

苦情の解決及び紛争のあっせんの業務については、平成22年2月以降、「特定非営利活動法人証券・金融商品あっせん相談センター（FINMAC）」へ業務委託を開始し、その後、平成23年4月1日より、同法人が指定紛争解決機関となったことに伴い、第一種金融商品取引業務に係るあっせんについては、同センターの独自業務となりました。

他方、第一種金融商品取引業務に係る苦情及び相談、並びに、第二種金融商品取引業務及び登録金融機関業務に係る苦情・相談・あっせんは、引き続き本協会からの業務委託を行っています。

（平成26年度上期における苦情相談、あっせんの状況は、**別紙14「あっせん・苦情・相談処理状況」**参照）

6．会員の教育研修事業

規制環境の変化の著しい状況等に鑑み、会員と関係各方面との意見交換の機会を設けるとともに、協会事務局の活動をお伝えする等のため、会員セミナーの開催を行っています。平成26年度は下期に大阪と東京で開催する予定です。

（これまでのセミナー・説明会の実績については、**別紙15「協会開催セミナー・説明会等の開催状況」**参照）

六　調査統計事業

１．調査統計事業の状況

本協会では、円滑な自主規制活動を推進するため、所管金融商品取引や会員の業務状況に関する統計、その他の調査を行っています。

(1)　定期調査

現在、本協会が行っている定期調査は以下のとおりです。

名称	実施状況	報告対象会員	調査項目
決算状況調査	毎半期	第一種金融商品取引業者	各事業年度及び中間事業年度財務諸表主要項目など
四半期報告	毎四半期	全会員	金融先物取引出来高、建玉残高など
モニタリング調査	毎月	外国為替証拠金取引取扱会員	各月建玉残高、取引額、カバー取引状況、自己資本規制比率など
月次速報	毎月	店頭外国為替証拠金取引及び個人向け店頭バイナリーオプション取引取扱会員	各月出来高、建玉残高など
個人顧客年間損益状況調査	毎年	外国為替証拠金取引、個人向け店頭バイナリーオプション取引取扱会員	個人顧客年間損益額、損益口座数など

なお、四半期報告及び月次速報による統計情報の一部については、統計利用者の利便を図るため、本協会一般向けホームページにおいて、データを無償提供しています。

(2)　スポット調査

本協会では、適宜、会員を対象とした金融先物取引に関連する調査を実施しています。平成26年度上期に実施したスポット調査は、次のとおりです。

○　東京外国為替市場委員会共同調査

本協会では、平成23年より、毎年1回、東京外国為替市場委員会との共同調査として、店頭外国為替証拠金取引と外国為替市場との関係性に着目した調査を実施しています。本調査は本協会が行う会員へのアンケート調査、定期調査による統計情報及び東京外国為替市場委員会が実施するサーベイ調査結果から統計的な分析を行うものです。平成26年4月に実施した当年調査では、会員60社からアンケートへの回答を頂き、8月29日、Kinsaki-netを通じて調査結果レポートを発信しました。

(3)　外部機関との連携

（ア）　金融・資本市場統計整備懇談会（金融・資本市場統計整備連絡協議会）

本協会は金融・資本市場統計整備懇談会に参加し、金融・資本市場統計整備連絡協議会を通じて統計の標準化作業に取組んでいます。本協会一般向けホームページを通じて提供する統計情報その他調査関連資料については、公益財団法人日本証券経済研究所が運営する証券ポータルサイトとの間にリンクを設け、公衆閲覧の充実を図っています。

（イ）　トムソン・ロイター社を通ずる配信

平成23年12月より、協会が集計した月次速報・四半期出来高に基づき、店頭外国為替証拠金取引額等が配信されています。

（ウ）　東京外国為替市場委員会

①　本協会調査部長は、東京外国為替市場委員会E・コマース小委員会に所属しています。

②　平成23年度より、上記（2）スポット調査に記載する共同調査を実施しています。

③　東京外国為替市場委員会において上記共同調査の結果を踏まえた店頭外国為替証拠金取引の概況説明を行いました。

(4)　その他

（ア）　マッピング

本協会では、適宜、新たな金融先物取引の内容や店頭デリバティブ取引に関する新たな規制を調査し、その取引に対する各種規制の適用状況などについての整理（マッピング）を図っています。

（**別紙16「所管金融商品取引の状況（マッピング）」**参照）

２．学術連携事業の状況

(1)　投資（家）行動の実証分析

平成26年度上期においても、平成25年度に実施したロスカット制度に関して、行動経済学的アプローチを取り入れた「我が国のロスカット制度と個人の投資行動との関係性について」の調査を継続し、会員会社の協力を得て実証分析対象を更に拡大し、神戸大学岩壷教授との個人投資家の投資行動等に関する共同研究を継続しています。

３．投資（家）教育関連資料編纂

(1)　投資（家）教育関連資料編纂

本協会では、投資（家）教育、会員の従事者教育については、従来より、協会ウェブサイトでの制度解説によって、英文掲載も含め一部実施してきましたが、平成26年度より体系的な投資（家）教育として複数年度にまたがる中長期的計画を検討し「投資（家）教育関連資料編纂」として事業を開始いたしました。おりしもIOSCO（証券監督者国際機構）が市中協議文書「投資家教育及び金融リテラシーに係る戦略的枠組み」を本年4月に公表して、その重要性が認識され、世界的な事業として各所で進められております。

初年度である平成26年度上期には、投資家や外務員教育を通じた投資（家）教育の教材として海外の金融先物取引に関する教育文献の翻訳を事業の一環として始めました。現時点では、翻訳対象文献に米国先物外務員登録試験のテキストである「Futures and Options（The Institute For Financial Markets 刊）」を選択し、その翻訳開始に当たり、監修者として、学識経験者である東京大学大学院神作教授、筑波大学弥永教授、学習院大学勝尾教授、筑波大学大学院木村准教授に就任を頂いています。また、IFMとの間で利用許諾に関する契約の最終段階に入っています。

(2)　今後の考え方

（ア）　基本的体制の推移

投資（家）教育は、本協会にとって初めて本格的に取り組むもので、事務局全体にわたり、かつ、複数年にわたる事業であるところから事務局を横断する企画会議でその基準的な計画を立てるなどして重要事項を検討する体制としています。

第1回目の企画会議を平成26年8月19日に開催し、主幹である調査部より、所管金融商品取引の特徴を踏まえた内容であること、厳しい財務環境中、会員の納得を得て事業実施により得られるもの（目標）についての共通認識が必要であること、投資（家）教育の実施主体も協会にとらわれず会員会社も実施主体と考えるべきであること、既存事業についても投資教育の観点から再度見直すことなどの確認がなされました。

（イ）　具体的な計画

これを踏まえ本年度より開始した「Futures and Options」の翻訳と併せ、店頭取引で広く取り扱われている通貨デリバティブに関する書籍の翻訳も予定することとし、これにより現在の「金融先物取引の知識」に替わる、金融先物取引の従事者のみならず、投資（家）などへの基本的な学習教材を入手することを進めています。

また投資家の情報の非対称性に着目し、これを補う情報の発信等による投資家信頼の向上に資する教育コンテンツを作成することも検討していま

す。

本協会が、日本語による世界基準知識を提供することは、業界を支える人材や投資者の拡充に寄与し、総合的・統合的なデリバティブ取引に係る知識を広く社会に提供することにより、金融先物取引に係るデリバティブ取引の健全な発展の一助となると考えます。

４．その他の調査統計関連事業の状況

(1)　顧客損益状況詳細分析調査

本協会では、平成26年9月より、定期調査である個人顧客年間損益状況調査のこれまでの結果を踏まえ、顧客属性、その他の要素と投資損益の関係性を分析するため、FX幹事会のメンバーのうち、有志9社の協力を得て、店頭外国為替証拠金取引の個人顧客損益状況詳細分析調査に着手しました。

(2)　定期統計調査項目の追加

本協会では、店頭外国為替証拠金取引における投資者の運用資産状況などを把握するため、月次速報における報告項目として「顧客区分管理必要額関連情報」を、四半期報告における報告項目として「顧客区分管理必要額正味増減口座数情報」をそれぞれ追加することとし、平成27年度より集計を開始することとしました。

七　他の自主規制機関等との協調

平成19年金融商品取引業協会懇談会中間論点整理に示されたところ等に従い、他の金融商品取引業協会等との連携協力の充実に努めています。

（別紙17「他の自主規制機関等との協調」参照）

八　定款変更

平成25年6月、金融システムの信頼性及び安定性を高めるため、金融危機に際して金融機関等の資産及び負債の秩序ある処理を行うための改正預金保険法が公布され、平成26年3月施行されました。

これを受け、預金保険機構が当該特定承継金融機関等の迅速な承継を行うための本協会の対応につき要望があったものです。

本協会定款の変更内容は、「第20条の2」として、特定承継金融機関等に係る特例措置を新設するというものであり（平成26年6月18日第25回通常総会決定）、預金保険法第126条の2第1項第2号により、特定承継金融機関等から本協会への入会の申し出があった場合、会長承認によって迅速な入会を行えることとし、入会金及び預託金の預託の免除並びに会費については理事会において別に定めている「会員、特別参加者の入会金、会費の額及び徴収方法について」に特例措置の規定を設けることで対応するというものです。

九　会員等の状況

１．会員、特別参加者の状況

(1)　会員、特別参加者の状況

平成26年9月30日現在、本協会の会員は155社、特別参加者は9社です。

平成26年度中、会員については、入会6社、退会1社（合併による消滅1社）、特別参加者については、資格を変更したことにより1社の異動がありました。

会員・特別参加者の状況

（平成26年9月30日現在）

業態	会員	特別参加者
都市銀行	4	−
地方銀行	30	1
信託銀行	3	−
その他の銀行	9	−
外国銀行	8	−
地方銀行Ⅱ	5	−
信用金庫	−	−
系統金融機関	1	2
短資会社等	−	−
証券会社	57	2
外国証券会社	6	−
商品先物会社	4	−
先物専門会社	27	2
損害保険会社	1	−
その他	−	2
合計	155	9

（注）「地方銀行Ⅱ」は、「第二地方銀行協会加盟の地方銀行」の略称。

別紙１　金融先物取引業協会の系譜

１．平成元年８月（社団法人　金融先物取引業協会）

民法第３４条に基づく社団法人として、大蔵大臣より設立認可（平成元年８月４日）を受け設立されました。同時に、金融先物取引法（昭和６３年法律第７７号）第 104 条に基づく金融先物取引業協会として認可されました。

２．平成１９年９月（認定金融商品取引業協会）

証券取引法等の一部を改正する法律（平成１８年６月１４日法律第６５号）に伴い、同法の施行の際現に存する金融先物取引業協会は、同法施行日（平成１９年９月３０日）において金融商品取引法第７８条第１項に規定する認定を受けた認定金融商品取引業協会とみなされました。（「証券取引法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律」（平成１８年６月１４日法律第６６号）第８９条）

金融商品取引法第７９条の３に規定により業務規程（平成２０年２月２７日理事会決定。平成２０年３月３１日施行）の認可を受けました（平成２０年３月３１日付）。

３．平成２０年１２月（特例民法法人）

平成１８年６月２日法律第５０号「一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律」第４０条により特例民法法人に移行しました。

４．平成２４年４月（一般社団法人）

平成２４年４月１日に「一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律」第４５条に基づく認可を受け、特例民法法人から一般社団法人へ移行しました。

なお、今回の特例民法法人から一般社団法人への移行によっても法人の同一性は継続しています。

業務規程については、一般社団法人への法人格移行を反映した一部変更（平成２４年３月１４日理事会決定。同年４月１日施行）について、平成２４年３月３０日付で金融商品取引法第７９条の３の規定に基づき認可を受けました。

５．平成２６年８月（認定個人情報保護団体）

外国為替証拠金取引が個人顧客の間に広がり、定着し、また、個人向けバイナリーオプション取引等の新たな個人向け取引が行われるようになるなど、個人顧客の個人情報を中心に、ますます個人情報保護への取組みが必要となる中で、会員の一層の個人情報保護の推進に努めることを目的とし、個人情報の保護に関する法律第３７条第１項に基づく認定個人情報保護団体の認定申請を平成２６年３月３１日に行い、平成２６年８月１日付で認定を受けました。

別紙2　一般社団法人金融先物取引業協会組織図

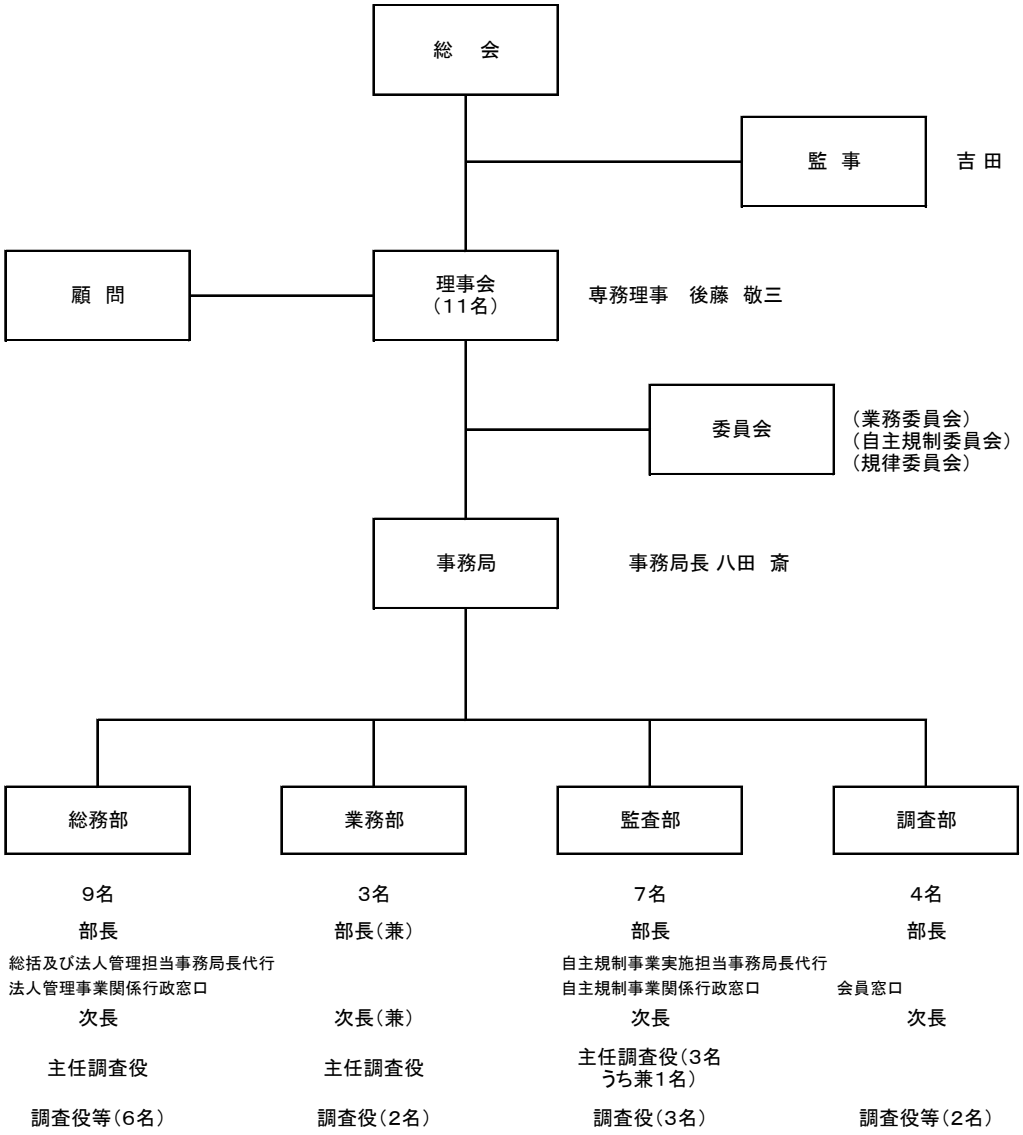

【常勤役員　1名、職員22名、パート職員2名】

別紙３　総会・理事会・委員会等の開催・審議内容等

１．総会

平成２６年度４月から９月末までに定款第２３条に規定する通常総会が開催されました。その議事内容等の概要は以下のとおりです。

通常総会

平成２６年６月１８日、第２５回通常総会をＫＫＲホテル東京（東京都千代田区）において開催し、出席会員１３９社（うち、書面による議決権行使会員１２５社）によって、次の議案はいずれも原案のとおり承認可決されました。

第１号議案　平成２５年度事業報告及び決算並びに公益目的支出計画実施報告の件

第２号議案　定款の一部変更の件

第３号議案　役員の選任の件

第４号議案　第２５回通常総会議事録署名人２名選任の件

２．理事会

平成２６年度４月から９月末において定款第３４条に規定する理事会は５回開催されました。その審議事項等の概要は以下のとおりです。（カッコ内は、開催日及び開会方式・場所を示します。）

第１回理事会（平成２６年５月２１日・銀行倶楽部）

○第２５回通常総会招集決定の件

○平成２５年度事業報告及び決算並びに公益目的支出計画実施報告の件

（平成２６年６月１８日開催第２５回通常総会付議案件　総会第１号議案関連）

○役員候補者決定の件

（平成２６年６月１８日開催第２５回通常総会付議案件　総会第２号議案関連）

○第２５回通常総会議事録署名人２名選任の件

（平成２６年６月１８日開催第２５回通常総会付議案件　総会第３号議案関連）

○第２５回通常総会の議決権行使に関する事項の件

○平成２５年度代表理事の職務執行状況の報告の件

○平成２５年度資産管理運用状況報告の件

第２回理事会（平成２６年６月４日・書面）

○第２５回通常総会招集決定の件

○定款の一部変更等の件

（平成２６年６月１８日開催第２５回通常総会付議案件追補　総会第２号議案関連）

○第２５回通常総会の議決権行使に関する事項の件

○「会員、特別参加者の入会金、会費の額及び徴収方法について」の一部改正の件

○「広告等に関する自主規制基準」の一部改正の件

○「委員会規則」の一部改正の件
○「金融先物取引業務取扱規則」の一部改正の件
○会員の入会の件
第３回理事会（平成２６年６月１８日・書面）
○会長、副会長及び専務理事の選定（代表理事の選定）の件
○業務委員会、自主規制委員会、規律委員会の委員長、副委員長及び委員の委嘱の件
第４回理事会（平成２６年７月３１日・書面）
○会員の入会の件
○会員の合併に伴う預託金の返還の件
第５回理事会（平成２６年９月３０日・書面）
○会員の入会の件
○重要な使用人の任免の件

３．委員会・部会

平成２６年度４月から９月末において委員会規則（平成元年９月１４日制定、平成２４年１１月２２日最終改正）に基づき設置された委員会及び部会は、業務委員会及び業務部会、自主規制委員会及び自主規制部会並びに規律委員会で、それぞれ開催状況及び審議状況は次のとおりです。（カッコ内は、開催日及び開催方式・場所を示します。）

（１） 業務委員会
開催なし

（２）業務部会
第１回業務部会（平成２６年５月１３日・協会）
○活動状況
○理事会議案関係その１（Ｈ２６．５．２１招集理事会）
第１号議案　第２５回通常総会招集決定の件
第２号議案 平成２５年度事業報告及び決算並びに公益目的支出計画報告の件
第３号議案 役員候補者決定の件（総会「役員の選任の件」）
第４号議案 第２５回通常総会議事録署名人２名選任の件
第５号議案 第２５回通常総会の議決権行使に関する事項の件
○平成２６年５月２１日理事会報告事項
・平成２５年度代表理事の職務執行状況の報告の件
・平成２５度資産運用状況の報告の件
○理事会議案関係その２（Ｈ２６．６．４書面理事会）
第１号議案　第２５回通常総会招集決定の件
第２号議案　定款の一部変更等の件（総会「定款の一部変更の件」）
第３号議案　第２５回通常総会議決権行使に関する事項の件

第４号議案　「会員、特別参加者の入会金、会費の額及び徴収方法について」の一部改正の件

第５号議案　「広告等に関する自主規制基準」の一部改正の件

第６号議案　「委員会規則」の一部改正の件

第７号議案　「金融先物取引業務取扱規則」の一部改正の件

第８号議案　会員の入会の件

○パブリックコメントの実施の件（「定款」の一部変更について）

○報告事項

(1)「役員選任の透明性の確保」

(2)「公益法人協会への入会と役員損害賠償責任保険への加入」

(3)「非常時対策本部の設置について」

第２回業務部会（平成２６年９月４日・協会）

○活動状況

○理事会議案関係（Ｈ２６．９．３０書面理事会）

○理事候補者１名決定の件（８月上旬理事会議案）

第１号議案　会員の入会の件

第２号議案　重要な使用人の任免の件

第３号議案　会員の処分の件

○連絡事項

(1)店頭外国為替証拠金取引の実態調査結果について

(2)「行動ファイナンスから見たロスカット制度の効果」

(3)「資本市場振興懇談会」の開催について

（３）　自主規制委員会

第１回自主規制委員会（平成２６年５月２３日・書面）

○「広告等に関する自主規制基準」の一部改正について

○「委員会規則」の一部改正案について

○「金融先物取引業務取扱規則」の一部改正について

（４）　自主規制部会

第１回自主規制委員会（平成２６年５月２３日・書面）

○「広告等に関する自主規制基準」の一部改正について

○「委員会規則」の一部改正案について

○「金融先物取引業務取扱規則」の一部改正について

○処分関係の制度整備について（報告事項）

別紙４　平成２６年度会議日程　（実績及び予定）

	時　　期	所　管	内　　容	会場
1	平成26年4月11日	第１回　自主規制部会 （書面）	・「広告等に関する自主規制規則」の一部改正 ・「委員会規則」の一部改正 ・「金融先物取引業務取扱規則」の一部改正	
2	平成26年4月18日	第46回　ＦＸ部会幹事会	・来期の幹事会テーマについて ・損益状況調査について	協会会議室
3	平成26年5月13日	第１回　業務部会	・第25回通常総会付議案件　等	協会会議室
4	平成26年5月23日	第１回　自主規制委員会 （書面）	・「広告等に関する自主規制規則」の一部改正 ・「委員会規則」の一部改正 ・「金融先物取引業務取扱規則」の一部改正	
5	平成26年5月21日	第１回　理事会	・第25回通常総会付議案件 ・代表理事の職務執行状況報告 ・平成25度資産管理運用状況報告	銀行倶楽部
6	平成26年6月4日	第２回　理事会 （書面）	・第25回通常総会付議案件 ・「広告等に関する自主規制規則」の一部改正 ・「委員会規則」の一部改正 ・「金融先物取引業務取扱規則」の一部改正　　他	
7	平成26年6月5日	事務打合せ会 （新理事会社）	・第25回通常総会の説明	協会会議室
8	平成26年6月18日	第25回　通常総会	・平成25年度事業報告、決算 ・平成26年度役員選任　　他	ＫＫＲホテル
9	平成26年6月18日	第３回　理事会 （書面）	・代表理事の選定 ・委員会委員の委嘱	
10	平成26年7月17日	第１回　ＦＸ幹事会	・今期のテーマについて ・取引謝絶関係について ・自己規制見直しアンケート結果について	協会会議室
11	平成26年7月30日	第４回　理事会 （書面）	・入退会	
12	平成26年9月4日	第２回　業務部会	・入退会　他	協会会議室
13	平成26年9月11日	第２回　ＦＸ幹事会		協会会議室
14	平成26年9月30日	第５回　理事会 （書面）	・入退会	
15	平成26年10月29日 14:00～15:00	金融庁との意見交換会	・業務委員会委員及び自主規制委員会委員と金融庁幹部との意見交換	霞山会館
16	平成26年10月30又は31日	第６回　理事会 （書面）	・入退会	
17	平成26年11月13日	第３回　業務部会	・代表理事の職務執行状況報告 ・平成26年度資産管理運用状況報告　　等	協会会議室
18	平成26年11月26日 13:30～14:30	第７回　理事会	・代表理事の職務執行状況報告 ・平成26度資産管理運用状況報告	ＫＫＲホテル 「松の間」
19	平成26年11月28日	大阪セミナー	・14:00～16:00　セミナー ・16:00～18:30　懇談会	ＫＫＲホテル大阪 「曙の間」、「葵の間」
20	平成26年12月19日	第４回　業務部会	・平成27年度事業計画・予算 ・定款変更　　他	協会会議室
21	平成27年1月15日	第１回　自主規制部会	・処分関係規則制定 ・パブコメ募集について ・定款変更（報告）	
22	平成27年2月24～26日	第５回　業務部会	・臨時総会付議事項の説明、臨時総会開催内容説明 （平成27年度事業計画・予算）	協会会議室
23	平成27年2月下旬	東京セミナー	・14:00～16:45　セミナー ・17:00～19:30　懇談会	ＫＫＲホテル

	時　　期	所　管	内　　容	会場
24	平成27年3月3日	第１回　自主規制委員会 （書面）	・処分関係規則制定 ・パブコメ募集について ・定款変更（報告）	
25	平成27年3月3日又は5日 3日9:00～ 5日10:30～	業務委員会	・平成27年度事業計画・予算	ＫＫＲホテル
26	平成27年3月12日又は13日	第８回　理事会 （書面）	・臨時総会付議案件 （平成27年度事業計画・予算）	
27	平成27年3月27日	臨時総会	・平成27年度事業計画・予算 ・定款変更　　他	協会会議室
28	平成27年3月30日	第９回　理事会 （書面）	・入退会　等	
29	平成27年5月上～中旬	第１回　業務部会	・理事会決議事項（総会付議案件）の説明 　平成26年度事業報告・決算 　平成27年度役員選任　　等 ・総会開催内容説明	協会会議室
30	平成27年5月中～下旬	第１回　理事会	・総会付議案件 ・代表理事の職務執行状況報告	銀行倶楽部
31	平成27年6月中旬	通常総会	・平成26年度事業報告・決算 ・平成27年度役員選任　　等	ＫＫＲホテル
	平成27年6月中旬	第２回　理事会 （新理事）（書面）	・会長・副会長・専務理事互選　　等	

別紙５　一般社団法人金融先物取引業協会の活動状況

月　日	事　　項	分　類	内　容　等	文書番号
0407	通知文書	業務部	振り込め詐欺等の撲滅に向けた注意喚起活動について	64E
0409	配布	総務部	金融先物取引関係法規集の実費頒布について	71E
0411	第1回自主規制部会（書面）	事務局	広告規則、委員会規則、業務取扱規則の一部改正について	―
0416	通知文書	業務部	Open SSL の脆弱性について	74E
0417	FINMAC5団体打ち合わせ	事務局	紛争等解決業務の状況について　他	―
0418	第46回FX部会幹事会	事務局	来期の幹事会、取引謝絶・広告アンケート結果について　他	-
0423	通知文書	調査部	FX等顧客損益調査実施について	78E
0423	BO意見交換会	事務局		―
0425	通知文書	業務部	Apache Struts に関する脆弱性について	81E
0428	通知文書	業務部	「領収書」等に係る消費税の非課税範囲の拡大に関する通知について	82E
0428	金商業連絡協議ワーキング	事務局		―
0430	通知文書	業務部	Internet Explorer の未修整の脆弱性について	83E
0502	通知文書	業務部	「クールビズ」の実施について	86E
0502	通知文書	業務部	Internet Explorer の未修整の脆弱性について（第2報）	87E
0428	通知文書	業務部	「領収書」等に係る消費税の非課税範囲の拡大に関する通知について	82E
0428	金商業連絡協議ワーキング	事務局		―
0430	通知文書	業務部	Internet Explorer の未修整の脆弱性について	83E
0502	通知文書	業務部	「クールビズ」の実施について	86E
0618	通常総会	事務局	平成25年度事業報告・決算、平成26年度役員選任　他	―
0618	第3回理事会	事務局	代表理事の選定　他	―
0618	FINMAC5団体打ち合わせ	事務局	紛争等解決業務の状況について　他	―
0618	通知文書	事務局	第 25 回通常総会及び平成 26 年度役員について	121E
0618	通知文書	調査部	業務および財産の状況に関する説明書類の自社ホームページへの掲載について	136E
0618	通知文書	業務部	取引説明書のひな型（邦文及び英文）の改正について	137E
0619	通知文書	業務部	海外無登録業者に係る注意喚起について（周知依頼）	138E
0619	通知文書	業務部	海外FX取引に関する消費者トラブルについて（情報提供）	139E
0620	通知文書	総務部	本協会が認定個人情報保護団体として認定を受けた場合の会員における対応について	140E

月 日	事　　項	分 類	内 容 等	文書番号
0623	通知文書	調査部	四半期出来高状況報告における個人向け店頭通貨バイナリーオプション取引の記載方法について	141E
0625	通知文書	業務部	消費税の軽減税率に関する検討について（依頼）	142E
0625	通知文書	業務部	金融商品取引法等の一部改正について（第二種金融商品取引業者に限る）	145E
0630	金商業協会連絡協議ワーキング	事務局	各協会報告	－
0701	規律委員会	事務局	事故報告書等についての本協会の処分要否についての報告等	－
0707	第4回 金融機関のクラウド利用に関する有識者検討会	事務局	論点についての議論	－
0710	通知文書	業務部	台風第8号の接近に伴う大雨にかかる災害に対する金融上の措置について	151E
0715	通知文書	業務部	台風第8号の接近に伴う大雨にかかる災害に対する金融上の措置について	153E
0716	FINMAC5団体打ち合わせ	事務局	紛争等解決業務の状況について 他	－
0717	第１回 FX 幹事会	事務局	今期の幹事会テーマについて 取引謝絶関係について 自主規制見直しアンケート結果（ロスカット関係）について パブコメ（広告関連）対応について 他	－
0718	通知文書	業務部	FINMAC平成25年度事業報告書について	154E
0723	通知文書	事務局	「金融先物取引業務取扱規則第25条の2の2第3項の適用関係等について」の改訂について	158E
0723	通知文書	事務局	「金融先物取引業務取扱規則第25条の4及びその細則（店頭外国為替証拠金取引に係るデータ保存関係）に関する留意点等について」の改訂について	159E
0730	学術連携第１回研究会	事務局	翻訳プロジェクトに関して 他	－
0730	金商業協会連絡協議ワーキング	事務局	各協会報告	－
0731	第4回理事会	理事会	会員の入会について 会員の合併に伴う預託金の返還の件	－
0731	会報101号	調査部	第25回通常総会を開催 会員の決算状況（平成26年3月期）について 行動ファイナンスから見たロスカット制度の効果 他	－
0801	通知文書	業務部	受験チケット（バウチャー）の注文方法変更について	164E
0801	通知文書	事務局	認定個人情報保護団体の認定取得について	165E
0804	通知文書	業務部	国土強靭化に資する民間取組事例の募集に関する協力について	166E

月 日	事　　項	分 類	内 容 等	文書番号
0808	通知文書	業務部	台風第12号による大雨等にかかる災害に対する金融上の措置について	171E
0811	通知文書	業務部	台風第11号にかかる災害に対する金融上の措置について	172E
0812	外為市場委員会	調査部	店頭外国為替証拠金取引の実態調査結果について	－
0813	通知文書	業務部	平成26年6月27日付FATF声明を踏まえた犯罪による収益の移転防止に関する法律の適正な履行等について	173E
0818	通知文書	業務部	8月15日からの大雨にかかる災害に対する金融上の措置について	174E
0820	通知文書	業務部	8月19日からの大雨にかかる災害に対する金融上の措置について	177E
0822	通知文書	業務部	津波防災の日（11月5日）における緊急地震速報訓練への参加の要請及び訓練参加状況等の調査・アンケートの実施について	178E
0829	統計資料	調査部	「四半期統計」（平成26年度第一四半期）の一般ホームページへの掲載について	－
0829	外為市場委員会	調査部	「店頭外国為替証拠金取引の実態調査結果について」（東京外為市場委・金先協会調査部による協同調査報告）について	－
0829	通知文書	業務部	個人情報保護法等の遵守に関する周知徹底について	180E
0901	通知文書	監査部	広告等に関する自主規制基準の一部改正について	181E
0901	通知文書	業務部	受験チケット（バウチャー）の購入方法について	182E
0904	業務部会	事務局	会員入会の件　他	－
0908	通知文書	業務部	サイバー攻撃に関する注意喚起について	186E
0911	第2回FX幹事会	事務局	システムトレード　他	－
0917	FINMAC5団体打ち合わせ	事務局	紛争等解決業務の状況について　他	－
0919	通知文書	監査部	「金融商品取引業者等に対する検査における主な指摘事項」（平成26年度第1四半期分）	191E
0929	通知文書	業務部	御嶽山噴火にかかる災害に対する金融上の措置について	194E
0930	第5回理事会	事務局	入会、重要な使用人の任免	－
0930	通知文書	業務部	GNU bash に関する脆弱性について	197E

別紙6　平成26年度収支予算書（収支計算書ベース）による事業活動収支の部の予算執行状況

（単位：百万円）

科目	平成26年度 予算額 A	平成26年度 4月～9月 決算額 B	差異（A−B）	進捗率	差異の要因
Ⅰ　事業活動収支の部					
1　事業活動収入					
うち　定額会費収入	92	86	6	93%	
うち　比例会費収入	146	144	2	98%	
うち　特定資産利息収入	4	1	3	27%	
うち　受験料収入	16	8	8	54%	平成26年度当初予算時における受験者数2，000人に対し、上期実績1，073人
事業活動収入計	283	251	32	88%	
2　事業活動支出					
うち　事業費支出	332	147	185	44%	
うち　調査研究費支出	13	4	9	34%	監査費用の未執行
うち　業務資料発行費支出	15	4	11	28%	法規集作成費900万円の未執行（下期実施予定）
うち　広報・研修試験費支出	9	2	7	23%	会報刊行時期のずれ 会員向けセミナー未執行（11月、2月実施予定）
うち　外務員登録関係費支出	11	6	5	61%	外務員資格試験受験者数の増
うち　職員給与支出	202	89	113	44%	職員欠員補充が行われなかったことによる人件費の減
うち　その他事務管理費支出	25	12	13	50%	
うち　管理費支出	41	15	26	36%	
うち　職員給与支出	10	2	8	25%	職員欠員補充が行われなかったことによる人件費の減
うち　その他事務管理費支出	16	5	11	33%	会計監査報酬270万円の未執行（12月、3月支払予定） 未払消費税等の未計上（3月計上予定）
事業活動支出計	374	162	212	43%	
事業活動収支差額	△ 91	88	△ 180		

別紙７　公益目的支出計画の実施状況

１　制度の概要

本協会は移行一般社団法人として、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第１２７条第３項により公益目的支出計画の作成実施が義務づけられています。

公益目的支出計画は、一般社団法人に移行する前の法人格の下での最終決算における公益目的財産額（法人格移行前の本法人において蓄積された内部留保、固定資産などの財産に相当する金額）の全額を、法人格移行後の一般社団法人において公益目的のために支出する計画です。

２　本協会における実施状況

（1）　移行に際しての当初計画

本協会の公益目的支出計画は、移行に際して、内閣府の指導を受け、公益目的財産額（1,004百万円）、計画期間を平成２４年４月１日の法人格移行後４年間とし、平成２４年６月通常総会において決定いたしました。

（2）　平成２４年度決算時における公益目的支出計画の実施

平成２４年度決算において、自主規制事業会計は、収入４２百万円、支出３１５百万円であり、収支差２７２百万円を公益目的財産額から充当しました。この結果、平成２４年度末日の本協会の公益目的財産額は７３１百万円となりました。

（3）　平成２５年度決算時における公益目的支出計画の実施

平成２５年度決算において、自主規制事業会計は、収入３５百万円、支出３２２百万円であり、収支差２８８百万円を公益目的財産額から充当しました。この結果、平成２５年度末日の本協会の公益目的財産額は４４３百万円となりました。

（4）　現行の公益目的支出計画

今後の公益目的支出計画の見込みは下記の表のとおりです。なお、当初計画とおり、法人格移行後の４年間の公益目的支出計画に変更はありません。

（単位：百万円）

	平成24年度（実績）	平成25年度（実績）	平成26年度（計画）※	平成27年度（計画）※
１．公益目的財産額	1,004	731	443	124
２．　公益目的収支差額（①-②）	272	288	320	320
(1)公益目的支出の額　（①）	315	322	349	349
(2)実施事業収入の額　（②）	42	35	29	29
３．当該事業年度末日の公益目的財産額	731	443	124	0

※　平成２６年度、２７年度の計画は別紙８－２「平成３５年度までの試算（平成２６年度予算ベース）見直し案」による。

別紙8－1 「平成35年度までの試算（平成26年度予算ベース）現行ベース」

平 成 35 年 度 ま で の 試 算（平 成 2 6 年 度 予 算 ベ ー ス） 現行ベース （平成25年度決算反映分）

1	前提条件	1 支出	平成27年度以降、平成26年度予算ベースを据え置く（新規事業、給与改善等を考慮しない、予備費は含まない、平成27年度以降の消費税増税を考慮しない） 社会保険料率の改定等を見込む
2		2 会費収入等	定額会費、比例会費、入会金については、平成26年度の水準で据え置き、各収入すべて法人会計の収入とする
3		3 その他収入	その他収入については、平成26年度予算水準で据え置き、実施事業会計の収入とする。 消費税の増税分は平成27年度以降考慮しない
4		4 運用益収入	平成26年度予算水準で据え置きとする

（単位：千円）

				以前の表における対応番号		H26年度	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度	H31年度	H32年度	H33年度	H34年度	H35年度	
5																5
6	支 出 実施事業支出	(1)	=(2)＋(3)	(1)		391,974	393,521	393,857	394,054	394,152	394,252	394,252	394,252	394,252	394,252	6
7	うち法人会計の支出	(2)		(2)		(43,078)	(43,112)	(43,114)	(43,114)	(43,114)	(43,114)	(43,114)	(43,114)	(43,114)	(43,114)	7
8	うち自主規制事業会計の支出	(3)		(3)		(348,896)	(350,409)	(350,743)	(350,940)	(351,038)	(351,138)	(351,138)	(351,138)	(351,138)	(351,138)	8
9	平成25年度当初予算ベースの試算の数字	実施事業支出	a			398,138	398,712	398,797	399,104	399,052	399,113	399,113	399,113	399,113	399,113	9
10	平成25年度当初予算ベースの試算の数字aと支出実施事業支出(1)との差異 ((1)-a)					△ 6,164	△ 5,191	△ 4,940	△ 5,050	△ 4,900	△ 4,861	△ 4,861	△ 4,861	△ 4,861	△ 4,861	10
11	収 入 事業活動収入	(4)		－		283,000	283,000	283,000	283,000	283,000	283,000	283,000	283,000	283,000	283,000	11
12	うち法人会計の収入	(5)	＝(6)＋(7)＋(8)＋(9)	－		254,000	254,000	254,000	254,000	254,000	254,000	254,000	254,000	254,000	254,000	12
13	うち入会金収入	(6)		(8)		(10,400)	(10,400)	(10,400)	(10,400)	(10,400)	(10,400)	(10,400)	(10,400)	(10,400)	(10,400)	13
14	うち定額会費収入	(7)		(9)		(92,800)	(92,800)	(92,800)	(92,800)	(92,800)	(92,800)	(92,800)	(92,800)	(92,800)	(92,800)	14
15	うち比例会費収入	(8)		(10)		(146,100)	(146,100)	(146,100)	(146,100)	(146,100)	(146,100)	(146,100)	(146,100)	(146,100)	(146,100)	15
16	うち運用収入	(9)		(5)		(4,700)	(4,700)	(4,700)	(4,700)	(4,700)	(4,700)	(4,700)	(4,700)	(4,700)	(4,700)	16
17	うち自主規制事業会計の収入	(10)	＝(11)	－		29,000	29,000	29,000	29,000	29,000	29,000	29,000	29,000	29,000	29,000	17
18	うち事業収入他	(11)		(6)		(29,000)	(29,000)	(29,000)	(29,000)	(29,000)	(29,000)	(29,000)	(29,000)	(29,000)	(29,000)	18
19	平成25年度当初予算ベースの試算の数字	事業活動収入	b			286,500	286,500	286,500	286,500	286,500	286,500	286,500	286,500	286,500	286,500	19
20	平成25年度当初予算ベースの試算の数字bと収入事業活動収入(4)との差異 ((4)-b)					△ 3,500	△ 3,500	△ 3,500	△ 3,500	△ 3,500	△ 3,500	△ 3,500	△ 3,500	△ 3,500	△ 3,500	20
21	単年度における法人全体の収支差	(12)	(4)－(1)	(11+12)		△ 108,974	△ 110,521	△ 110,857	△ 111,054	△ 111,152	△ 111,252	△ 111,252	△ 111,252	△ 111,252	△ 111,252	21
22	うち法人会計の収支差	(13)	(5)－(2)	(12)		(210,922)	(210,888)	(210,886)	(210,886)	(210,886)	(210,886)	(210,886)	(210,886)	(210,886)	(210,886)	22
23	うち自主規制事業会計の収支差	(14)	(10)－(3)	(11)		(△ 319,896)	(△ 321,409)	(△ 321,743)	(△ 321,940)	(△ 322,038)	(△ 322,138)	(△ 322,138)	(△ 322,138)	(△ 322,138)	(△ 322,138)	23
24																24
25	平成25年度当初予算ベースの試算の数字	単年度における法人全体の収支差	c			△ 111,638	△ 112,212	△ 112,297	△ 112,604	△ 112,552	△ 112,613	△ 112,613	△ 112,613	△ 112,613	△ 112,613	25
26	平成25年度当初予算ベースの試算の数字単年度における法人全体の収支差cと単年度における法人全体の収支差(12)との差異((12)-c)					2,664	1,691	1,440	1,550	1,400	1,361	1,361	1,361	1,361	1,361	26
27					平成25年度末残高(※)											27
28	旧法人・新法人を合わせた内部留保(特定資産のうち過怠金積立資金及び自主規制事業実施積立資金の合計※)の推移	(15)	決算折り込みベース	－	765,178	656,204	545,683	434,826	323,772	212,620	101,368	△ 9,884	△ 121,136	△ 232,388	△ 343,640	28
29	うち旧法人分	(16)		(B)	(353,203)	(33,307)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	29
30	うち新法人分	(17)		(14)	(411,975)	(622,897)	(545,683)	(434,826)	(323,772)	(212,620)	(101,368)	(△ 9,884)	(△ 121,136)	(△ 232,388)	(△ 343,640)	30
31	平成26年度以降、旧法人の内部留保残額ゼロとなり単年度における収支差分は新法人の内部留保から充当															31
32					平成25年度末残高(※)											32
33	平成25年度当初予算ベースの試算の数字	旧法人・新法人を合わせた内部留保	d		765,178	653,540	541,328	429,031	316,427	203,875	91,262	△ 21,351	△ 133,964	△ 246,577	△ 359,190	33
34	平成25年度当初予算ベースの試算の数字旧法人・新法人を合わせた内部留保dと旧法人・新法人を合わせた内部留保(15)との差異((15)-d)					2,664	4,355	5,795	7,345	8,745	10,106	11,467	12,828	14,189	15,550	34

35 ※ 内部留保の年度末残高（H25年度末残高） 765，178百万円の内訳

ここで言う内部留保とは、特定資産のうちの過怠金積立資金及び自主規制事業実施積立資金の合計とする。

① 過怠金積立資金 45,416,311 円

② 自主規制事業実施積立資金 719,762,144 円

合計（内部留保） 765,178,455 円

別紙８－２ 「平成35年度までの試算（平成26年度予算ベース）見直し案」

平 成 35 年 度 ま で の 試 算（平 成 2 6 年 度 予 算 ベ ー ス）見直し案 （平成25年度決算反映分）

1	前提条件	1 支出	平成27年度以降、毎年実施事業支出を対前年比271.1万円削減（・平成27年度以降新規事業、給与改善等を考慮しない、・予備費は含まない・端数は平成35年度で調整） 平成27年度に平成26年度給与改定の平年度化分（324万円）を計上 社会保険料率の改定等を見込む 平成27年10月以降消費税は10%としている（平成27年度消費税分320万円、平成28年度消費税分400万円）
2		2 会費収入等	比例会費の急激な増加を防ぐため、平成27年度において1,000万円増額、同29,31,33年度において2,000万円増額、35年度1,774万円増額。法人会計の収入とする
3		3 その他収入	その他収入については、平成26年度予算水準で据え置き、実施事業会計の収入とする。 ただし、その他収入のうち受験料収入については消費税を平成27年度8%、平成28年度以降10%としている
4		4 運用益収入	平成26年度予算水準で据え置きとする

（単位：千円）

			以前の表における対応番号	H26年度	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度	H31年度	H32年度	H33年度	H34年度	H35年度
6	支 出 実施事業支出	(1) =(2)＋(3)	(1)	391,974	391,625	390,087	387,573	384,960	382,349	379,638	376,927	374,216	371,500
7	うち法人会計の支出	(2)	(2)	(43,078)	(42,881)	(42,672)	(42,372)	(42,072)	(41,772)	(41,472)	(41,172)	(40,872)	(40,572)
8	うち自主規制事業会計の支出	(3)	(3)	(348,896)	(348,744)	(347,415)	(345,201)	(342,888)	(340,577)	(338,166)	(335,755)	(333,344)	(330,928)
9	平成25年度当初予算ベースの試算の数字 実施事業支出 a			395,638	393,712	391,297	389,104	386,552	384,113	381,613	379,113	376,613	374,113
10	平成25年度当初予算ベースの試算の数字aと支出実施事業支出(1)との差異 ((1)-a)			△ 3,664	△ 2,087	△ 1,210	△ 1,531	△ 1,592	△ 1,764	△ 1,975	△ 2,186	△ 2,397	△ 2,613
11	収 入 事業活動収入	(4)	－	283,000	293,400	293,760	313,760	313,760	333,760	333,760	353,760	353,760	371,500
12	うち法人会計の収入	(5) ＝(6)＋(7)＋(8)＋(9)	－	254,000	264,000	264,000	284,000	284,000	304,000	304,000	324,000	324,000	341,740
13	うち入会金収入	(6)	(8)	(10,400)	(10,400)	(10,400)	(10,400)	(10,400)	(10,400)	(10,400)	(10,400)	(10,400)	(10,400)
14	うち定額会費収入	(7)	(9)	(92,800)	(92,800)	(92,800)	(92,800)	(92,800)	(92,800)	(92,800)	(92,800)	(92,800)	(92,800)
15	うち比例会費収入	(8)	(10)	(146,100)	(156,100)	(156,100)	(176,100)	(176,100)	(196,100)	(196,100)	(216,100)	(216,100)	(233,840)
16	うち運用収入	(9)	(5)	(4,700)	(4,700)	(4,700)	(4,700)	(4,700)	(4,700)	(4,700)	(4,700)	(4,700)	(4,700)
17	うち自主規制事業会計の収入	(10) ＝(11)	－	29,000	29,400	29,760	29,760	29,760	29,760	29,760	29,760	29,760	29,760
18	うち事業収入他	(11)	(6)	(29,000)	(29,400)	(29,760)	(29,760)	(29,760)	(29,760)	(29,760)	(29,760)	(29,760)	(29,760)
19					比例会費を平成27年度において1,000万円、平成29,31,33年度において2,000万円、平成35年度において1,774万円増額を想定する。								
20	平成25年度当初予算ベースの試算の数字 事業活動収入 b			286,500	296,500	296,500	316,500	316,500	336,500	336,500	356,500	356,500	371,500
21	平成25年度当初予算ベースの試算の数字bと収入事業活動収入(4)との差異 ((4)-b)			△ 3,500	△ 3,100	△ 2,740	△ 2,740	△ 2,740	△ 2,740	△ 2,740	△ 2,740	△ 2,740	0
22	単年度における法人全体の収支差	(12) (4)－(1)	(11+12)	△ 108,974	△ 98,225	△ 96,327	△ 73,813	△ 71,200	△ 48,589	△ 45,878	△ 23,167	△ 20,456	0
23	うち法人会計の収支差	(13) (5)－(2)	(12)	(210,922)	(221,119)	(221,328)	(241,628)	(241,928)	(262,228)	(262,528)	(282,828)	(283,128)	(301,168)
24	うち自主規制事業会計の収支差	(14) (10)－(3)	(11)	(△ 319,896)	(△ 319,344)	(△ 317,655)	(△ 315,441)	(△ 313,128)	(△ 310,817)	(△ 308,406)	(△ 305,995)	(△ 303,584)	(△ 301,168)
25				収支差分は旧法人・新法人を合わせた内部留保を充当									
26	平成25年度当初予算ベースの試算の数字 単年度における法人全体の収支差 c			△ 109,138	△ 97,212	△ 94,797	△ 72,604	△ 70,052	△ 47,613	△ 45,113	△ 22,613	△ 20,113	△ 2,613
27	平成25年度当初予算ベースの試算の数字単年度における法人全体の収支差cと単年度における法人全体の収支差(12)との差異((12)-c)			164	△ 1,013	△ 1,530	△ 1,209	△ 1,148	△ 976	△ 765	△ 554	△ 343	2,613
28			平成25年度末残高(※)										
29	旧法人・新法人を合わせた内部留保(特定資産のうち	(15) 決算折り込みベース	－ 765,178	656,204	557,979	461,652	387,839	316,639	268,050	222,172	199,005	178,549	178,549
30	うち旧法人分	(16)	(B) (353,203)	(33,307)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)
31	うち新法人分	(17)	(14) (411,975)	(622,897)	(557,979)	(461,652)	(387,839)	(316,639)	(268,050)	(222,172)	(199,005)	(178,549)	(178,549)
32				平成26年度以降、旧法人の内部留保残額ゼロとなり単年度における収支差分は新法人の内部留保から充当									
33	平成25年度当初予算ベースの試算の数字 旧法人・新法人を合わせた内部留保 d			617,021	519,809	425,012	352,408	282,356	234,743	189,630	167,017	146,904	144,291
34	平成25年度当初予算ベースの試算の数字旧法人・新法人を合わせた内部留保dと旧法人・新法人を合わせた内部留保(15)との差異((15)-d)			39,183	38,170	36,640	35,431	34,283	33,307	32,542	31,988	31,645	34,258

35 ※ 内部留保の年度末残高（H25年度末残高） 765，178百万円の内訳
ここで言う内部留保とは、特定資産のうちの過怠金積立資金及び自主規制事業実施積立資金の合計とする。

①	過怠金積立資金	45,416,311 円
②	自主規制事業実施積立資金	719,762,144 円
合計（内部留保）		765,178,455 円

別紙９　これまでにおける経費削減の主なもの

１．　従前（平成２５年度以前）における経費削減

（１）　役員報酬の見直し（平成２０年度～）　、役員報酬の削減（平成２４年度～）

（２）　会員通知等の電子化（平成２０年度～）

（３）　コピー機保守契約の見直し（平成２１年度～）

（４）　刊行物の電子化及び作成費用の削減

（ア）　会報のＷｅｂ掲載（平成２２年度～）

（イ）　業務マニュアルのＷｅｂ掲載（平成２３年度～）

（ウ）　テキスト作成費の削減（平成２４年度～）

（エ）刊行物の作成費用の削減（法規集、マニュアル、会報）（平成２５年度～）

（５）　会議室活用による会場借料等の縮減（平成２０年度～）

（６）　学術連携関係経費削減

（７）　規律委員会経費の削減

（８）　その他の経費削減

（ア）　Ｅ－ｍａｉｌによる報告（平成１９年度～）

（イ）　文書保存倉庫借料の契約内容変更（平成２１年度～）

（ウ）　事務所借料の見直しに伴う削減

（エ）　システム保守の見直しによる削減

（オ）　公益法人コンサルタント打ち切りによる削減

２．　平成２６年度における経費削減

（１）　「金融先物取引の知識」の刊行方法の見直しによる経費削減

（２）　オペレーション委託費の見直しによる経費削減

（３）　セミナー・理事会開催費の経費削減

（４）　封筒の作成費等の経費削減

別紙10　平成26年度上期資産管理運用状況報告

平成26年度上期における資産管理運用状況について、資産管理運用規程第5条に基づき報告する。

＜参考＞資産管理運用規程

（理事会への報告等）

第5条　経理規則第7条に定める会計主管責任者は、本協会の資産管理運用の管理者とし、本協会の定款、経理規則及び法令に従い、忠実に職務を執行し、管理運用の経過及び結果について、少なくとも年１回又は必要に応じて理事会に報告するものとする。

1　資産運用方針

預託金に係る超長期国債の再運用は、平成24年4月１日に制定した「資産管理運用規程」第3条に基づき、元本回収の確実性を確保し、有利運用に努め、預り預託金の返還を考慮し、流動性を確保した上で、国債を中心に運用する。

＜参考＞資産管理運用規程

（特定資産の運用方針）

第3条　特定資産は、元本回収の確実性を確保し、有利運用に努めるものとする。

2　資産運用の経緯

（1）　運用対象額等の決定

（ア）　平成26年7月29日

① 決定時期
- 平成26年7月29日

② 運用対象額
- 預り預託金充当資産約13億円の運用は、過年度において10年国債により長期運用されている6億円（平成24年度　第62回利付国庫債券、額面5億円、償還平成35年6月20日、利回り0．8%（課税後0．64%5億円）、平成25年度　第329回利付国庫債券、額面1億円、償還平成35年6月20日、利回り0．8%（課税後0．64%））と流動性預金等により運用されている7億円からなっている。
- 平成26年度においては、預託金返還資金の流動性確保を考慮（注）しつつ、流動性預金等により運用されている7億円のうち3億円を運用することとする。

（注）　流動性の確保については、預託金2百万円の会員25社及び預託金15百万円の会員25社が退会した場合に必要とされる預託金返還のための資金（4億25百万円）を確保することとした。

③ 運用対象
- 2億円を平成26年10月27日償還の第468回国庫短期証券、1億円を6か月定期預金で運用することとした。
- 国庫短期証券の買い付けにあたっては本協会の口座設定のある証券会社4社による合い見積もりを行い、もっとも有利な見積もりを提示した証券会社と契約をする。

（2）　資産運用状況

平成26年9月30日現在の資産運用状況は下記のとおりである。

（単位：円）

対象資産	運用対象	現金	普通預金	MMF	FFF	定期預金（6ヶ月）	定期預金（6ヶ月）	国庫短期証券第468回	超長期国債第62回	利付国債第329回	合　計
	預け先		三井住友銀行神田支店	大和証券本店法人課	大和証券本店法人課	三井住友銀行神田支店	大和ネクスト銀行	SMBC日興証券第一公益法人部	SMBC日興証券第一公益法人部	SMBC日興証券第一公益法人部	
	買付日				平成24年6月21日	平成24年6月25日	平成26年7月31日	平成26年8月4日	平成24年7月17日	平成25年6月25日	
	償還日					自動継続	平成27年1月31日	平成26年10月27日	平成35年6月20日	平成35年6月20日	
	利回り（税引前）					0.0250%	0.2000%		0.8000%	0.8000%	
	利払日		8,2月／20頃	毎月末	毎月末	12月25日	1月31日		6,12月／20日	6,12月／20日	
	額面					50,000,000	100,000,000	200,000,000	500,000,000	100,000,000	
	簿価(100円単価)							99.9928	99.2793426	99.404300	
	9月末残高	98,964	62,438,795	986,111,842	279,362,758	50,000,000	100,000,000	199,985,600	496,396,713	99,404,300	2,273,798,972
①　預り預託金充当資産		0	45,800,689	157,770,138	197,642,560	50,000,000	100,000,000	199,985,600	496,396,713	99,404,300	1,347,000,000
②　過怠金積立資金		0	0	45,416,311	0	0	0	0	0	0	45,416,311
③　自主規制事業実施積立資金		0	0	719,762,144	0	0	0	0	0	0	719,762,144
④　役員退職慰労引当資産		0		9,157,000	0	0	0	0	0	0	9,157,000
⑤　退職給付引当資産		0	0	53,763,000	0	0	0	0	0	0	53,763,000
⑥　その他流動資産		98,964	16,638,106	243,249	81,720,198	0	0	0	0	0	98,700,517
合計（①～⑥）		98,964	62,438,795	986,111,842	279,362,758	50,000,000	100,000,000	199,985,600	496,396,713	99,404,300	2,273,798,972

3　平成26年度利息収入内訳

※　収支計算書上のⅠ．事業活動収支の部、1．事業活動収入、②　特定資産利息収入に表示されている。

（単位：円）

運用対象の利息収入	現金	普通預金	MMF	FFF	定期預金（6ヶ月）	定期預金（6ヶ月）	国庫短期証券第318回	超長期国債第62回	利付国債第329回	2年国債（5億円）	合計
予算額　①	0	0	495,179	277,221	10,000	0	0	3,200,000	640,000	77,600	4,700,000
9月末までの実績額	0	24,864	243,249	56,806	2,470	0	0	793,700	158,740	0	1,279,829
3月末までの計上見込み額	0	5,000	219,000	43,000	7,400	78,590	14,400	2,393,700	478,740	0	3,239,830
決算見込み額　②	0	29,864	462,249	99,806	9,870	78,590	14,400	3,187,400	637,480	0	4,519,659

別紙１１　最近における法人の業務運営適正化等の措置の主なもの

１．　役員報酬の分離計上（平成２０年度決算より）

２．　外務員登録事務（委任事務）処理報告の作成（平成２１年度決算より）

３．　事業計画・収支予算の年度開始前編成（平成２２年度計画等より）

４．　経理基盤整備（会計機械化平成２３年度試行開始）

５．「資産管理運用規程」第５条に基づく資産管理運用の理事会への報告（平成２４年１１月実施）

６．　会員と法人事務局間の双方向情報共有基盤整備（Kinsaki-net平成２１年度供用開始）

７．　職員パソコン環境の管理態勢強化及び情報漏洩リスク軽減を目的の一つとするシンクライアント環境を導入（平成２４年３月より）

８．　常勤役員業務報告（年央報告、年末財務事情（会費所要額水準見通し）ほか２件（平成２１年度より作成試行）

９．　法人運営の基本的な機関である業務部会等の定例開催（平成２２年度より）

１０．総会における顧問弁護士の出席（平成２５年６月１３日通常総会～）

１１．会員デフォルト時の業務マニュアルの策定（平成２５年８月６日）

１２．自主規制規則の制定・改正に当たってのパブリックコメント手続きの実施（平成２６年１月３０日）

１３．事業継続計画及び事業継続計画業務マニュアルの策定（平成２６年３月）

１４．個人情報保護団体の認定申請（平成２６年３月）及び認定取得（平成２６年８月）、総務部に「個人情報苦情相談室」の設置

１５．定款第３０条第６項に規定する代表理事の職務執行状況の理事会への報告（平成２４年１１月実施）

１６．公益目的支出計画実施報告書の作成（平成２５年３月）

１７．会員及び外務員の処分関係の執行適正化のための規律委員会の設置（平成２５年６月より）

１８．総務部に文書担当を設置及び対外的文書の文書担当による合議（平成２６年７月）

別紙１２　外務員資格試験、外務員資格更新研修試験及び内部管理責任者資格試験の実施状況

（単位：人）

	外務員資格試験		外務員資格更新研修試験		内部管理責任者資格試験	
	受験者数	合格者数	受験者数	合格者数	受験者数	合格者数
平成２６年４月	７９	７８	１６	１６	１８	１８
５月	１９１	１８９	２７	２７	４４	４４
６月	１８５	１８４	１９	１９	２７	２７
７月	９４	９１	２１	２１	３３	３３
８月	８７	８７	４１	４１	４５	４５
９月	９８	９８	４２	４２	２４	２４

別紙１３　ＦＸ取引に関するこれまでの主な施策

＜（１）開始時期　（２）規則、通知文書等　（３）主な内容等　＞

１．店頭ＦＸ取引月次統計

（１）平成 21 年１月開始（平成 20 年 11 月から平成 20 年 12 月までは試行期間）
（２）通知文書【金先協平 20 第 277 号 E】（平成 20 年 12 月 12 日）
（３）店頭ＦＸの月次取引高について協力会員からの報告を集計、一般サイトにて公表

２．顧客区分管理信託状況についての検証

（１）平成 22 年１月 29 日より
（２）外国為替証拠金取引に係る顧客資産の区分管理に関するガイドライン
（３）「第４条　会員は、毎年１回以上定期的に、顧客区分管理信託の状況について、外部監査又は独立した部署による内部監査を受けること等により、適切に管理がなされているかを検証し、その結果について、速やかに、取締役会等に報告を行うこととする。」

３．ＢＣＰ体制の整備

（１）平成 22 年８月 25 日施行
（２）会員の緊急時事業継続体制の整備等に関する規則
　　会員の緊急時事業継続体制の整備に関するガイドライン
（３）緊急時における会員の事業継続体制の整備

４．ＦＸ取引におけるロスカット未収金報告制度

（１）平成 21 年９月 16 日発生分より
（２）通知文書【金先協平 21 第 180 号 E】
（３）ロスカット取引に起因する未収金額について報告を受け、集計の上、一般サイトにて公表

５．ＦＸ取引におけるロスカット月次状況報告制度

（１）平成 22 年６月分より平成 23 年９月分まで
（２）通知文書【金先協平 22 第 154 号 E】（平成 22 年７月１日）
（３）月間のロスカット件数について報告を受け集計

６．ロスカット取引の適切な運用

（１）平成 21 年 12 月 11 日より

（２）外国為替証拠金取引に係るロスカット取引に関するガイドライン

→　平成 23 年 2 月 1 日より規則化：　金融先物取引業務取扱規則第 25 条の３、同条に関する細則（外国為替証拠金取引に係るロスカット取引関係）（平成 23 年 1 月 26 日制定）

（３）ロスカット水準表の設定、ロスカットが機能しなかった場合の対応、ロスカット取引の実行状況の検証及び必要データの保存

７．店頭ＦＸ取引に係るスプレッド広告の適正な実施

（１）平成 22 年９月３日より

（２）スプレッド広告表示の適正性維持に関するガイドライン

（３）スプレッド広告開始前、開始後の検証、検証に必要なデータの保存

→　平成 24 年 12 月 12 日一部改正：スプレッド広告において例外がある旨の表示の記載方法など

８．店頭ＦＸ取引に係る価格配信態勢整備義務

（１）平成 23 年２月１日施行

（２）金融先物取引業務取扱規則第 25 条の２（平成 22 年 10 月 28 日理事会成立）

（３）価格配信基準の決定、必要なシステムの整備、配信基準等の運用状況の検証及び当該記録の保存

9．注意喚起文書の交付義務

（１）平成 23 年４月１日施行

（２）金融先物取引業務取扱規則第 7 条の 2（平成 23 年 2 月 18 日理事会成立）

（３）契約締結前に、不招請勧誘規制の適用がある旨、リスクに関する注意喚起等を記載した注意喚文書の交付

10．店頭ＦＸ取引における価格データ等の保存

（１）平成 22 年 11 月５日より

（２）通知文書【金先協平 22 第 264 号 E】（データ保存の依頼）

→　平成 23 年 6 月 30 日規則化：　金融先物取引業務取扱規則第 25 条の４、同条に関する細則（店頭外国為替証拠金取引に係るデータ保存関係）

（３）顧客への配信価格及び配信時刻等の保存、顧客説明、苦情報告等

→　平成 26 年７月 23 日「金融先物取引業務取扱規則第 25 条の４及びその細則（店頭外国為替証拠金取引に係るデータ保存関係）に関する留意点等について」の改訂【金

先協平 26 第 159 号 E】：ロスカット取引について本規則が適用されることを強調

11. アフィリエイト広告の適正な利用

（１）平成 24 年３月 30 日より

（２）アフィリエイト広告利用に関するガイドライン

（３）ランディングページ冒頭に注意喚起文言の設置、契約の整備等

12. ＦＸ取引の広告等に関する Q&A 事例集の作成

（１）平成 24 年３月 30 日より

（２）広告等の表示及び景品類の提供に関する Q&A 事例集

（平成 25 年７月 18 日に「ＦＸ取引の広告等に関する Q&A 事例集」から「広告等に関する Q&A 事例集」へ変更。さらに平成 26 年６月４日に現在の名称に変更）

（３）ＦＸ広告の審査を行う際の参考になるよう、会員から問い合わせの多い質問に対する回答、本協会監査部が実際に行った主な指導事例を取り纏めたもの。

→　平成 24 年 12 月 12 日一部改正：スプレッド広告において例外がある旨の表示の記載方法など

（→　平成 25 年７月 18 日に個人向け店頭バイナリーオプション取引部分を追加）

→　平成 24 年６月４日一部改正：14. の基準改正に伴う改正

13. 店頭ＦＸ取引における注文執行態勢整備及び顧客への事前説明（スリッページ関係）

（１）平成 25 年８月９日施行（既存会員は、平成 25 年 11 月 30 日までは従前の例による。）

（２）金融先物取引業務取扱規則第 25 条の２の２、第 25 条の２の３

（３）店頭ＦＸ取引における注文執行基準、注文執行態勢の整備、顧客にとって問題のある非対称スリッページの禁止、スリッページ発生の仕組み等に関する顧客への事前説明等

→　平成 26 年７月 23 日【金先協平 26 第 158 号 E】「金融先物取引業務取扱規則第 25 条の 2 の 2 第 3 項の適用関係等について」を改訂：ロスカット取引についての本規則の適用関係の明確化

14. 広告の多様化等に伴う規定の見直し及び景品類の提供についての規定の整備

（１）平成２６年９月１日施行（平成２６年６月４日理事会決定）

（２）広告等の表示及び景品類の提供に関する自主規制規則

広告等の表示および景品類の提供に関する広告審査マニュアル

（３）「広告等に関する自主規制基準」の制定（平成３年）から時間が経過しており、広告の多様化等に伴う規定の見直し及び景品類の提供についての規定の整備を目的とし、同基準を改正して「広告等の表示及び景品類の提供に関する自主規制規則」とした。

併せて「広告等の表示及び景品類の提供に関する広告審査マニュアル」を作成している。

以　上

別紙１４　あっせん・苦情・相談処理状況

あっせん・苦情・相談処理状況

（平成 26 年 4 月 1 日　～　平成 26 年 9 月 30 日）

（単位：件）

区分	平成 26 年						合計
	4 月	5 月	6 月	7 月	8 月	9 月	
あっせん申立て	0	0	0	0	2	1	3
あっせん終結	1	1	3	2	1	0	8
苦情	3	9	3	1	3	4	23
相談	36	24	34	35	42	47	218

別紙15　協会開催セミナー・説明会等の開催状況

セミナーとテーマ	講　師	
平成元年秋季セミナー（平成元年10月19日）		
金融先物取引をめぐる行政上の課題と今後の展望について	大蔵省銀行局総務課課長補佐	佐川宣寿氏
金融先物取引業者としてのあり方と当面の諸課題	大蔵省銀行局総務課課長補佐	根本秀樹氏
東京金融先物取引所の現状と課題	東京金融先物取引所常務理事	岡田　孝氏
金融先物取引の開始と金融機関経営へのインパクト	第一勧業銀行取締役資金為替部長	藤野　徹氏
証券業と金融先物取引について	山一証券取締役管理本部副本部長兼経理部長	白井隆二氏
平成元年度春季セミナー（平成2年3月16日）		
金融先物取引業者の事業報告書の記載上の留意事項および経理処理方法について	大蔵省銀行局総務課課長補佐	根本秀樹氏
金融先物取引業者に対する大蔵省の検査について	大蔵省銀行局総務課金融市場係長	鳥屋栄二氏
平成2年度夏季セミナー（平成2年6月25日）		
先物オプション取引の基本的な理解のために	日興証券債券部先物オプション取引課長	瀧山琢治氏
国際的にみた金融先物オプション市場の最近の動向	富士銀行国際資金為替部	谷充　史氏
東京金融先物取引所の現状と日本円短期金利先物オプションの開発について	東京金融先物取引所総務部企画課長	階戸照雄氏
平成2年度夏季セミナー（平成2年6月25日）		
新しい国際金融市場展開への対応　ー1993年を展望してー	東京銀行取締役	本田敬吉氏
平成3年度春季セミナー（平成3年3月22日）		
わが国の金融市場をめぐる当面の諸問題について	大蔵省銀行局金融市場室長	日下部元雄氏
金融先物取引業者の業務運営上の留意事項	大蔵省銀行局総務課金融市場室	鳥屋栄二氏
平成3年度夏季セミナー（平成3年7月2日）		
日本円短期金利先物・オプションの取引について	太陽神戸三井銀行資金部主任調査役	浅沼辰男氏
証券先物・オプション取引の実際	野村證券債券部先物オプション取引課長	日田哲郎氏
日本円短期金利先物オプション取引開始に向けて	東京金融先物取引所総務部企画課長	垣東　勝氏
平成3年度秋季セミナー（平成3年10月18日）		
銀行の金融・証券先物取引および同オプション取引の経理処理	第一勧業銀行経理部国際主計グループ主任調査役	樽本修平氏
金融・証券先物取引および同オプション取引の税務・会計処理と開示	センチュリー監査法人社員・公認会計士	成澤和己氏
平成4年度春季セミナー（平成4年3月26日）		
金融自由化の動向	大蔵省銀行局金融市場室長	小泉龍司氏
金融先物取引法の改正について	大蔵省銀行局金融市場室課長補佐	氏家　哲氏
金融先物取引業者の許可の更新について	大蔵省銀行局金融市場室金融市場係長	草彅正美氏
平成4年度夏季セミナー（平成4年6月16日）		
金利先物オプション取引の活用と実務上の留意点	三菱銀行資金部証券部調査役	小林　茂氏
債券先物・オプション市場の現状	大和証券債券部先物オプション取引課	古川憲幸氏
開設4年目を迎えるTIFFEの現状と課題	東京金融先物取引所業務部長	橋本長雄氏
平成4年度秋季セミナー（平成4年11月25日）		
アメリカ金融先物市場の現状と展望	MEC　CBOT東京事務所長	ニコラス・ロナルズ氏
シンガポール金融先物市場・SIMEXの発展	SIMEX　バイスプレジデント	リチャード・ローク氏
平成5年度春季セミナー（平成5年3月24日）		
金利自由化の動向について　ー郵便貯金の金利自由化対応ー	大蔵省銀行局金融市場室長	小泉龍司氏
我が国の金融先物取引をめぐる最近の情勢について	大蔵省銀行局金融市場室課長補佐	氏家　哲氏
平成5年度夏季セミナー（平成5年6月16日）		
最近の証券市場と資金の流れ	山一證券投資情報部次長	小林治重氏
金利先物・オプション取引の活用事例	第一勧業銀行資金部資金グループ主査	関　和彦氏
開設5年目を迎えるTIFFEの現状と課題	東京金融先物取引所業務部長	橋本長雄氏
平成5年度秋季セミナー（平成5年10月15日）		
変貌する国際金融取引と金融先物の今後の課題	東京銀行常任参与	本田敬吉氏
平成5年度基礎セミナー（平成5年9月9日）		
金融先物取引業務に関する基礎知識	本協会事務局長	伊豆　勇
協会監査の実施状況について	本協会監査部長	小玉雅之
平成6年度春季セミナー（平成6年3月8日）		
預金金利の自由化と郵貯問題について	大蔵省銀行局金融市場室長	佐々木豊成氏
最近の金融先物行政及び金融先物取引事務の簡素化について	大蔵省銀行局金融市場先物市場係長	氏家　哲氏

セミナーとテーマ	講　師	
平成6年度夏季セミナー（平成6年6月16日）		
デリバティブ商品市場の動向とその活用	住友銀行資金為替部部長代理	高橋健一氏
金利先物取引の実証的検討	日興證券債券部先物オプション取引課課長	星　一孝氏
TIFFEの現状と展望	東京金融先物取引所業務部長	財津耕造氏
平成6年度基礎セミナー（平成6年9月8日）		
金融先物取引業務に関する基礎知識	本協会事務局長	伊豆　勇
平成6年度基礎セミナー（平成6年11月24日）		
協会監査の実施状況について	本協会監査部長	小玉雅之
平成6年度秋季セミナー（平成6年10月20日）		
デリバティブの税務・会計処理と開示	センチュリー監査法人社員・公認会計士	成澤和己氏
平成7年度春季セミナー（平成7年3月9日）		
預金を考える懇談会について	大蔵省銀行局金融市場室長	木下信行氏
最近の金融先物行政について	大蔵省銀行局金融市場室課長補佐	林　收氏
金融先物取引業の更新許可申請の手続について	本協会業務部長	佐藤　登
平成7年度夏季セミナー（平成7年6月15日）		
戦略的ALMの実践と仕切レート体系の変更に伴う収益管理の実態	富士銀行資金部次長	長谷川芳春氏
オプション価格理論からみたクレジットリスク、自己資本規制、バリュー・アット・リスク	野村総合研究所システムサイエンス部 金融数理研究室室長	太田智之氏
TIFFEの現状と展望	東京金融先物取引所業務部長	財津耕造氏
平成7年度秋季セミナー（平成7年10月17日）		
統合的リスク管理の現状と方向性	バンカース・トラスト銀行東京支店 グローバルリスクマネジメントヴァイスプレジデント	面　圭史氏
歴史的低金利と景気・金利・為替動向	学習院大学経済学部教授	奥村洋彦氏
第9回基礎セミナー（大阪）（平成7年9月7日）		
協会監査の実施状況について	本協会監査部長	小玉雅之
金融先物取引業務に関する基礎知識	本協会業務部次長	原田俊介
第10回基礎セミナー（東京）（平成7年11月21日）		
協会監査の実施状況について	本協会監査部長	小玉雅之
金融先物取引業務に関する基礎知識	本協会業務部次長	原田俊介
平成8年度春季セミナー（平成8年3月13日）		
最近の金融行政の諸問題について	大蔵省銀行局金融市場室課長補佐	天谷知子氏
最近の金融先物行政について	大蔵省銀行局金融市場室課長補佐	曽根英実氏
内部管理責任者等に関する規則について	本協会業務部長	佐藤　登
平成8年度夏季セミナー（平成8年6月12日）		
金融先物・オプション取引の活用方法	さくら銀行資金証券営業部ディーラー 第一グループ主任調査役	東　克哉氏
TIFFEの現状と展望	東京金融先物取引所業務部長	財津耕造氏
金融先物と国債先物を使った短中期債の複合ヘッジ手法	大和総研投資調査部投資研究課課長代理	今村文宣氏
平成8年度秋季セミナー（平成8年10月16日）		
低金利下のオプション・ボラティリティ	J. P. モルガン証券ヴァイスプレジデント	ティモシー・K・クック氏
デリバティブの新しい開示方式と税務・会計処理	センチュリー監査法人社員・公認会計士	成澤和己氏
第11回基礎セミナー（大阪）（平成8年9月18日）		
内部管理責任者等規則の概要と資格試験の実施	本協会業務部長	田沼義雄
金融先物取引業務に関する法令・規則等の基礎的事項	本協会業務部次長	原田俊介
第12回基礎セミナー（東京）（平成8年11月8日）		
内部管理責任者等規則の概要と資格試験の実施	本協会業務部長	田沼義雄
金融先物取引業務に関する法令・規則等の基礎的事項	本協会業務部次長	原田俊介
協会監査の実施状況	本協会監査部長	小玉雅之
平成9年度春季セミナー（平成9年3月11日）		
CME・CBOT97年の課題	CME・CBOT東京事務所長	清水昭男氏
MATIFと欧州通貨統合	MATIF業務開発マネージャー（アジア担当）	エリック・メルリエ氏
最近の金融行政の諸問題について	大蔵省銀行局金融市場室長	藤塚　明氏
平成9年度夏季セミナー（平成9年7月2日）		
TIFFEの現状と展望	東京金融先物取引所業務部長	溝口右一氏
日本円短期金利先物の統計的分析	三和銀行資金部部長代理	福山武雄氏
超低金利政策の行方と景気、金融情勢	山一證券債券本部金融情報室課長	青木楠雄氏

セミナーとテーマ	講　師	
平成9年度秋季セミナー（平成9年10月14日）		
通貨政策の読み方	第一生命経済研究所経済調査部主任研究員	河野龍太郎氏
ドル・円相場の見通し－テクニカル分析の立場から	住友生命総合研究所調査部主任研究員	林　康史氏
第13回基礎セミナー（大阪）（平成9年9月12日）		
金融先物取引法をめぐる動きと内部管理責任者規則	本協会業務部長	田沼義雄
金融先物取引業務に関する法令・規則等の基礎的事項	本協会業務部次長	原田俊介
	本協会業務部調査役	南元一穂
協会監査の実施状況	本協会監査部長	小玉雅之
第14回基礎セミナー（東京）（平成9年11月18日）		
金融先物取引法をめぐる動きと内部管理責任者規則	本協会業務部長	田沼義雄
金融先物取引業務に関する法令・規則等の基礎的事項	本協会業務部次長	原田俊介
	本協会業務部調査役	南元一穂
協会監査の実施状況	本協会監査部長	小玉雅之
平成10年度春季セミナー（平成10年3月11日）		
最近の金融行政の諸問題について	大蔵省銀行局総務課金融市場室長	古谷一之氏
TIFFEの現状と展望	東京金融先物取引所業務部長	溝口右一氏
第1回内部管理セミナー（平成10年6月2日）		
金融先物取引業務に関する法令・規則等について	本協会業務部長	原田俊介
協会監査から見た内部管理の留意点について	本協会監査部長	小玉雅之
平成10年度秋季セミナー（平成10年10月14日）		
円動乱のやさしい読解法 －金融グローバライゼーション時代の為替変動－	クレディスイスファーストボストン銀行東京支店 外国為替部ストラテジストディレクター	田中泰輔氏
ヘッジ・ファンドの神話と実話	ムーア・キャピタル・マネジメント・インク 東京駐在員事務所代表マネージング・ディレクター	渋澤　健氏
第2回内部管理セミナー（平成10年11月18日）		
金融先物取引業務に関する法令・規則等について	本協会業務部長	原田俊介
協会監査から見た内部管理の留意点について	本協会監査部長	小玉雅之
平成11年度春季セミナー（平成11年3月11日）		
デリバティブの税務について	国税庁課税部法人税課 （デリバティブ・プロジェクト担当）チーフ	吉田　稔氏
第3回内部管理セミナー（平成11年6月1日）		
金融先物取引業務に関する法令・規則等について	本協会業務部長	原田俊介
協会監査から見た内部管理の留意点について	本協会監査部長	小玉雅之
平成11年度秋季セミナー（平成11年10月7日）		
ゼロ金利政策解除とプリエンプティブ・アプローチ －新しい金融政策の考え方－	第一生命経済研究所経済調査部主任研究員	河野龍太郎氏
アジアの通貨危機からの教訓	大和総研国際調査室主任研究員	大和俊太氏
第4回内部管理セミナー（平成11年11月16日）		
金融先物取引業務に関する法令・規則等について	本協会業務部長	原田俊介
協会監査から見た内部管理の留意点について	本協会監査部長	小玉雅之
平成12年度春季セミナー（平成12年3月22日）		
デリバティブの新しい会計と税務	公認会計士	成澤和己氏
第5回内部管理セミナー（平成12年6月6日）		
金融先物取引業務に関する法令・規則等について	本協会業務部長	原田俊介
協会監査から見た内部管理の留意点について	本協会監査部次長	山下　寛
第6回内部管理セミナー（平成12年11月17日）		
金融先物取引業務に関する法令・規則等について	本協会業務部長	原田俊介
協会監査から見た内部管理の留意点について	本協会監査部次長	山下　寛
平成13年度春季セミナー（平成13年3月6日）		
今後の日本経済の見通し	BNPパリバ証券会社東京支店 経済調査部長チーフエコノミスト	河野龍太郎氏
為替市場の現状と今後の動向	東京三菱銀行為替資金部チーフアナリスト	深谷幸司氏
第7回内部管理セミナー（平成13年6月4日）		
金融先物取引業務に関する法令・規則等について	本協会業務部長	原田俊介
協会監査から見た内部管理の留意点について	本協会監査部次長	山下　寛
第8回内部管理セミナー（平成13年12月6日）		
金融先物取引業務に関する法令・規則等について	本協会業務部長	原田俊介
協会監査から見た内部管理の留意点について	本協会監査部次長	山下　寛

セミナーとテーマ		講　師	
第9回内部管理セミナー（平成14年6月6日）			
	金融先物取引業務に関する法令・規則等について	本協会業務部長	原田俊介
	協会監査から見た内部管理の留意点について	本協会監査部次長	山下　寛
第10回内部管理セミナー（平成14年12月9日）			
	金融先物取引業務に関する法令・規則等について	本協会業務部長	原田俊介
	協会監査から見た内部管理の留意点について	本協会監査部次長	山下　寛
第11回内部管理セミナー（平成15年6月3日）			
	金融先物取引業務に関する法令・規則等について	本協会業務部長	原田俊介
	協会監査から見た内部管理の留意点について	本協会監査部次長	山下　寛
第12回内部管理セミナー（平成15年12月4日）			
	金融先物取引業務に関する法令・規則等について	本協会業務部長	原田俊介
	協会監査から見た内部管理の留意点について	本協会監査部次長	山下　寛
第13回内部管理セミナー（平成16年6月7日）			
	金融先物取引業務に関する法令・規則等について	本協会業務部長	原田俊介
	協会監査から見た内部管理の留意点について	本協会監査部次長	山下　寛
第14回内部管理セミナー（平成16年12月10日）			
	金融先物取引業務に関する法令・規則等について	本協会業務部長	原田俊介
	協会監査から見た内部管理の留意点について	本協会監査部次長	山下　寛
金融先物取引法の改正等に関する説明会（平成17年6月10日）			
	金融先物取引法の一部改正について	金融庁総務企画局市場課金融取引官	大用恭市氏
		金融庁総務企画局市場課課長補佐	山口己喜雄氏
		金融庁監督局銀行第一課課長補佐	吉富　功氏
		金融庁監督局証券課係長	古角儀生氏
	今後の手続き、協会規則の制定・一部改正等について	本協会業務部長	原田俊介
第15回内部管理セミナー（平成17年9月29日）			
	金融先物取引業務に関する法令・規則等について	本協会業務部長	原田俊介
	協会監査から見た内部管理の留意点について	本協会監査部次長	山下　寛
第16回内部管理セミナー（平成17年12月22日）			
	金融先物取引業務に関する法令・規則等について	本協会業務部長	原田俊介
	協会監査から見た内部管理の留意点について	本協会監査部次長	山下　寛
第17回内部管理セミナー（平成18年6月1日）			
	金融先物取引業務に関する法令・規則等について	本協会業務部長	原田俊介
	協会監査から見た内部管理の留意点	本協会監査部次長	山下　寛
第18回内部管理セミナー（平成19年1月23日）			
	金融先物取引業務に関する法令・規則等について	本協会業務部長	原田俊介
	協会監査から見た内部管理の留意点	本協会監査部次長	山下　寛
第19回内部管理セミナー（平成19年6月14日）			
	金融先物取引業務に関する法令・規則等について	本協会業務部長	原田俊介
	協会監査から見た内部管理の留意点	本協会監査部次長	山下　寛
第20回内部管理セミナー（平成20年1月22日）			
	金融先物取引業務に関する法令・規則等について	本協会業務部長	原田俊介
	協会監査から見た内部管理の留意点について	本協会監査部次長	山下　寛
	広告審査の留意点について	本協会監査部主任調査役	渡邊有康
	出来高状況表の記載要領・提出方法等について	本協会調査部長	宮崎雅雄
第21回内部管理セミナー（平成20年6月13日）			
	協会監査から見た内部管理の留意点及び法令・規則等について	本協会監査部次長	山下　寛
店頭FX取引に関する支払調書の説明会（平成20年12月16日）			
	「店頭FX取引の支払調書制度の概要」及び「アンケートに寄せられた主な質問事項への回答」	国税庁課税部課税総括課資料係長	櫻井裕治氏
セミナー（外国為替証拠金取引取扱業を取り巻く環境について）（平成20年12月17日）			
	証券行政の諸問題について	金融庁監督局証券課長	森田宗男氏
	協会の現況及び今後の運営について	本協会専務理事	後藤敬三
セミナー（4月28日発出の金商業府令改正等に関するパブリックコメントについて）（平成21年5月8日）			
	4月28日発出の金商業府令改正等に関するパブリックコメントについて	金融庁総務企画局市場課 市場機能強化法令準備室長	青戸直哉氏
		金融庁総務企画局市場課 市場機能強化法令準備室課長補佐	有里貴夫氏

セミナーとテーマ		講　師	
セミナー（5月29日発出の金商業府令改正等に関するパブリックコメントについて）（平成21年6月8日）			
	5月29日発出の金商業府令改正等に関するパブリックコメントについて	金融庁総務企画局市場課 市場機能強化法令準備室長	青戸直哉氏
		金融庁総務企画局市場課 市場機能強化法令準備室課長補佐	有里貴夫氏
協会セミナー（平成21年10月28日）			
	証券検査を巡る最近の動向	証券取引等監視委員会事務局証券検査課長	其田修一氏
	証券行政の諸問題について	金融庁監督局証券課長	栗田照久氏
	協会概況のご報告	本協会専務理事	後藤敬三
協会セミナー（平成22年1月22日）			
	主銀行等向けの総合的な監督指針の一部改正について	金融庁監督局銀行第1課課長補佐	森　陽介氏
		金融庁監督局証券課課長補佐	山下　淳氏
協会セミナー・大阪（平成22年11月29日）			
	経済情勢と監督上の取組みについて	近畿財務局理財部金融監督官	米澤裕樹氏
	協会実地監査における指摘事項等について	本協会事務局長	廿日岩信次
		本協会監査部長	山下　寛
協会セミナー（平成23年2月17日）			
	最近の国債管理政策について	財務省審議官	大川　浩
	2010年BISサーベイ確報との比較にみる、外為証拠金取引の最近の動向	本協会調査部長	松井哲夫
	協会監査から見た内部管理の留意点について	本協会監査部長	山下　寛
	金融先物取引業務取扱規則の一部改正（確認書・注意喚起文書規則）案について	本協会総務部次長	小口　忍
協会セミナー・大阪（平成23年11月24日）			
	最近の経済情勢と監督上の取組みについて	近畿財務局理財部金融監督官	米澤裕樹氏
	公益法人制度改革に伴う一般社団法人移行について	本協会事務局長	廿日岩信次
	変化する外国為替市場	本協会調査部長	松井哲夫
	協会実地監査における指摘事項等について	本協会監査部長	山下　寛
協会セミナー（平成24年2月24日）			
	最近の監査事例から見た留意事項について	本協会監査部長	山下　寛
	変化する外国為替市場	本協会調査部長	松井哲夫
	ユーロ危機と共通通貨について	財務省副財務官	浅川雅嗣氏
	電子メールのなりすまし防止対策・送信ドメイン認証技術の導入	KDDI株式会社サービスアプリケーション開発部課長 迷惑メール対策推進協議会　送信ドメイン認証技術WG副主査	本間輝彰氏
協会セミナー・FATCAについて（平成24年11月21日）			
	米国FATCA法、外国為替証拠金取引業者の観点から　等	KPMG税理士法人ファイナンシャルサービスグループシニアマネージャー	丹生谷佳子氏
		あずさ監査法人　金融事業部金融アドバイザリー部　パートナー	九里隆吉氏
協会セミナー・大阪（平成24年11月26日）			
	最近の経済情勢と監督上の取組みについて	近畿財務局理財部金融監督官	樽川　流氏
	店頭デリバティブ規制と金融先物取引	本協会調査部長	松井哲夫
	協会実地監査における指摘事項及び金融商品仲介業の留意点について	本協会監査部長	山下　寛
協会セミナー（平成25年2月20日）			
	協会実地監査における指摘事項及び金融商品仲介業の留意点について	本協会監査部長	山下　寛
	店頭デリバティブ規制と金融先物取引	本協会調査部長	松井哲夫
	G20と日本の経済政策	財務省副財務官	梶川幹夫氏
協会セミナー・大阪（平成25年11月25日）			
	最近の経済情勢等について	近畿財務局理財部金融監督官	樽川　流氏
	変化する外国為替市場　Part Ⅱ	本協会調査部長	松井哲夫
	協会実地監査における指摘事項及び最近の自主規制の動向について	本協会監査部長	山下　寛
協会セミナー（平成26年3月5日）			
	FATCAについて	KPMG税理士法人ファイナンシャルサービスグループシニアマネージャー	丹生谷佳子氏
		有限責任あずさ監査法人　金融事業部金融アドバイザイリー部パートナー	九里隆吉氏
	協会実地監査における指摘事項及び最近の自主規制の動向について	本協会監査部長	山下　寛
	「2014年1月28日公表の東京外国為替市場委員会による「東京外国為替市場におけるサーベイ」を受けての単独調査結果	本協会調査部長	山崎哲夫
	G20／G7をめぐる動向について	財務省国際局次長	梶川幹夫氏

別紙16　所管金融商品取引の状況（マッピング）

		取引所名	四半期出来高推移（平成21年度～26年度第1四半期）（単位：枚）	主な金融商品名	取扱社数	証拠金規制（オプションの買いは含めない　府令117条第7項））		信託保全（媒介・取次ぎ・代理を含む）		ロスカット規制		再勧誘の禁止		注意喚起文書 OTC：初回と年1回 市場取引（初回、継続は必要なし）		自主規制事業		
					平成26年第1四半期実績	個人	法人	個人	法人	個人	法人	個人	法人	個人	法人	各種ひな形		自主規制
市場デリバティブ取引	国内取引所	金利系	東京金融取引所(TFX)	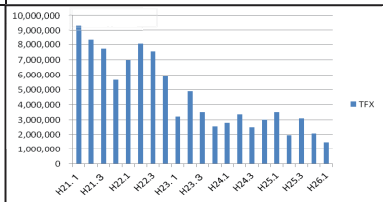	ユーロ円3か月金利	25社 銀行8社 証券17社	—	—	—	—	—	—	府令117条第1項第9号 金融先物取引等（特定投資家を除く）	金先協業務取扱規則第7条の2 金融先物取引等（特定投資家を除く）	契約締結前交付書面 金利先物等取引説明書 平成26年7月改訂	口座設定約諾書等 金融先物取引媒介約諾書	・合同監査の実施（定款第14条の2） ・出来高状況報告（定款の施行に関する規則第3条） ・資料の提出等（定款第14条） ・セミナーを通じた啓蒙（定款第4条第1項第10号）
		通貨系	東京金融取引所(TFX) 大阪証券取引所(OSE)	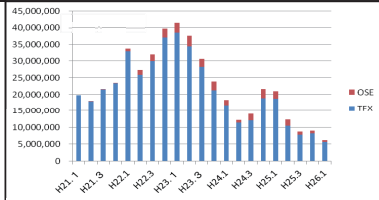	取引所外国為替証拠金取引 くりっく365 大証FX	25社 （内媒介1社） 銀行2社 証券17社 商品先物3社 FX専業3社	府令第117条第1項第27号 通貨関連デリバティブ取引（決済を除く）（府令第123条第1項第21号の2）	—	府令第143条第1項第1号 通貨関連デリバティブ取引等（府令第143条第3項）	通貨関連デリバティブ取引等（府令第143条第3項）	府令第123条第1項第21号の2 通貨関連デリバティブ取引（府令第123条第1項第21号の2）	—	府令117条第1項第9号 金融先物取引等（特定投資家を除く）	金先協業務取扱規則第7条の2 金融先物取引等（特定投資家を除く）	取引所為替証拠金取引説明書（東京金融取引所） 平成26年5月改訂 取引所為替証拠金取引説明書（大阪証券取引所） 平成26年3月改訂	金融先物取引媒介約諾書	・合同監査の実施（定款第14条の2） ・出来高状況報告（定款の施行に関する規則第3条） ・資料の提出等（定款第14条） ・セミナーを通じた会員啓蒙（定款第4条第1項第10号）
	海外取引所	金利系	CME CBOT NYSE　LIFFE SYDNEY FUTURES EX	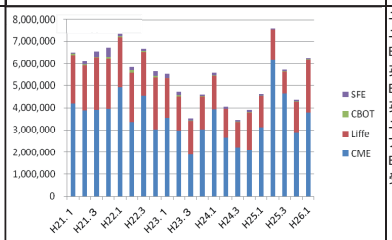	ユーロドル預金（3ヵ月） ユーロドル預金オプション EURIBOR（3ヵ月） 英ポンド金利（3ヵ月） EURIBORオプション 英ポンド金利オプション ユーロスイスフラン金利（3ヵ月） フェド・ファンド（30日） BA手形（90日） 受渡決済金利スワップ先物　など	33社 銀行15社 証券16社 商品先物2社	—	—	—	—	—	—	府令117条第1項第9号 金融先物取引等（特定投資家を除く）	金先協業務取扱規則第7条の2 金融先物取引等（特定投資家を除く）	海外金融先物取引説明書 平成25年5月改訂	海外金融先物取引口座設定約諾書 海外金融先物取引媒介約諾書	・監査の実施（定款第14条の2） ・業務の報告（出来高状況報告）（定款の施行に関する規則第3条） ・資料の提出等（定款第14条） （定款第4条第1項第10号）
		通貨系	CME	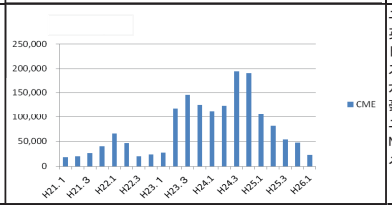	ユーロ通貨 英ポンド通貨 日本円通貨 スイスフラン通貨 カナダドル通貨 豪ドル通貨 ユーロ/円通貨 NZドル通貨 メキシコペソ通貨　など		府令第117条第1項第27号 通貨関連デリバティブ取引（決済を除く）（府令第123条第1項第21号の2）	—	府令第143条第1項第1号 通貨関連デリバティブ取引等（府令第143条第3項）	通貨関連デリバティブ取引等（府令第143条第3項）	府令第123条第1項第21号の2 通貨関連デリバティブ取引（府令第123条第1項第21号の2）	—	府令117条第1項第9号 金融先物取引等（特定投資家を除く）	金先協業務取扱規則第7条の2 金融先物取引等（特定投資家を除く）	海外金融先物取引説明書 平成25年5月改訂	海外金融先物取引口座設定約諾書 海外金融先物取引媒介約諾書	
		金利・通貨系	その他取引所 シンガポール証券取引所 パリ国際金融取引所 フィラデルフィア証券取引所 香港証券取引所 韓国証券取引所等	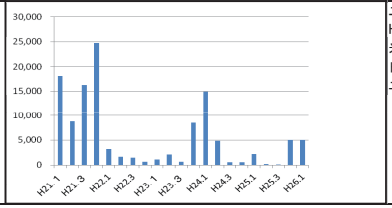	ユーロ円TIBOR（3ヵ月）先物 HIBOR（3ヵ月）先物 米ドル・韓国ウォン通貨先物 日本円・韓国ウォン通貨先物 ユーロ・韓国ウォン通貨先物　など		—	—	通貨系取引は「通貨系CME」と同様	—	—	—	府令117条第1項第9号 金融先物取引等（特定投資家を除く）	金先協業務取扱規則第7条の2 金融先物取引等（特定投資家を除く）	海外金融先物取引説明書 平成25年5月改訂	海外金融先物取引口座設定約諾書 海外金融先物取引媒介約諾書	

		金融商品	四半期出来高推移（平成21年度～26年度第1四半期）（単位：百万円）	主な金融商品	取扱社数	店頭デリバティブ新規制				証拠金規制（オプションの買いは含めない府令117条第7項））		信託保全（媒介・取次ぎ・代理を含む）		ロスカット規制		不招請勧誘の禁止		新確認書		注意喚起文書OTC：初回と年1回 市場取引（初回、継続は必要なし）		自主規制事業		
					平成26年度第1四半期実績	電子取引基盤	TR対象	CCP対象	証拠金規制	個人	法人	個人	法人	個人	法人	個人	法人	個人	法人	個人	法人	各種ひな形		自主規制
店頭デリバティブ	先渡取引	外国為替証拠金取引	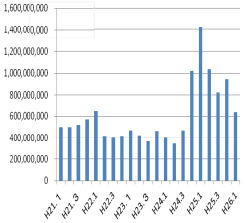	USD/JPY EUR/JPY AUD/JPY GBP/JPY EUR/USD NZD/JPY GBP/USD AUD/USD ZAR/JPY CAD/JPY CHF/JPY EUR/JPY その他通貨ペア （全163通貨ペア）	63社 銀行4社 証券30社 FX専業27社 商品先物2社	金商法40条の7	金商法156条の64	金商法156条の62	金商法40条二号	府令第117条第1項第27号		府令第143条第1項第1号		府令第123条第1項第21号の2		施行令第16条の4		—	—	金先協業務取扱規則第7条の2		契約締結前書面：店頭外国為替証拠金取引説明書 平成25年9月 改訂	口座設定約諾書等：店頭金融先物取引口座設定約諾書 店頭金融先物取引媒介約諾書	「 不招請勧誘の禁止」 金商法第38条4号 ・実地監査の実施 ・書類監査の実施 ・配信価格モニタリングの実施 ・四半期出来高状況の報告 平成21年1月 店頭FX取引月次統計の開始 平成21年9月 FX取引におけるロスカット未収金報告制度の開始 平成22年2月 証拠金の顧客区分管理信託への一本化 平成22年2月 ロスカットルールの整備・遵守の義務化 平成22年6月 FX取引におけるロスカット月次状況報告制度の開始（時限的） 平成22年9月 店頭FX取引に係るスプレッド広告の適正な実施 平成23年2月 店頭FX取引に係る価格配信態勢整備義務 平成23年6月 店頭FX取引における配信価格及び配信時刻の保存の規則化 平成24年3月 アフィリエイト広告に関するガイドライン制定 平成25年8月 スリッページに関する規則制定（金融先物取引業務取扱規則一部改正）
						規制対象外（改正された金融商品取引業等に関する内閣府令第1条3項二十五の二の特定店頭デリバティブ取引に含まれず）平成27年9月1日施行予定	金商法2条第22項第1号及び2号（但し、約定の日から受渡しの日までの期間が2営業日以内のものは除く）	適用除外	金融商品取引業等に関する内閣府令123等の二十一の五、二十一の六（平成27年12月1日から施行予定）、ただし除外規定が複数あり	通貨関連デリバティブ取引（決済を除く）（府令第123条第1項第21号の2）	—	通貨関連デリバティブ取引等（府令第143条第3項）	通貨関連デリバティブ取引等（府令第143条第3項）	通貨関連デリバティブ取引（府令第123条第1項第21号の2）	—	金融先物取引等（特定投資家を除く）						店頭金融先物取引媒介約諾書	「確認書による説明実施の確認」 金先協業務取扱規則第8条の2 「注意喚起文書の交付」 金先協業務取扱規則第7条の2
		NDF	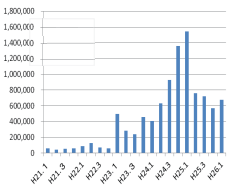	インドルピー 韓国ウォン ロシアルーブル ブラジルレアル 中国人民元 フィリピンペソ 台湾ドル マレーシアリンギット インドネシアルピア その他通貨 （全15通貨）	銀行5社	金商法40条の7	金商法156条の64	金商法156条の62	金商法40条二号	通貨関連デリバティブ取引（決済を除く）（府令第123条第1項第21号の2）	—	通貨関連デリバティブ取引等（府令第143条第3項）	通貨関連デリバティブ取引等（府令第143条第3項）	通貨関連デリバティブ取引（府令第123条第1項第21号の2）	—	施行令第16条の4		金融商品取引業者等向けの総合的な監督指針Ⅳ―3―3―2(6)④ 協会業務取扱規則第8条の2		金先協業務取扱規則第7条の2		店頭金融先物取引説明書 平成25年4月 改訂	店頭金融先物取引口座設定約諾書 店頭金融先物取引媒介約諾書	「 不招請勧誘の禁止」 金商法第38条4号 ・実地監査の実施 ・書類監査の実施 ・四半期出来高状況の報告 「確認書による説明実施の確認」 金先協業務取扱規則第8条の2 「注意喚起文書の交付」 金先協業務取扱規則第7条の2
						規制対象外（改正された金融商品取引業等に関する内閣府令第1条3項二十五の二の特定店頭デリバティブ取引に含まれず）平成27年9月1日施行予定	金商法2条第22項第2号（但し、約定の日から受渡しの日までの期間が2営業日以内のものは除く）	適用除外	金融商品取引業等に関する内閣府令123等の二十一の五、二十一の六（平成27年12月1日から施行予定）、ただし除外規定が複数あり								金融商品取引業者等向けの総合的な監督指針Ⅳ―3―3―2(6)④ 協会業務取扱規則第8条の2	金先協業務取扱規則第7条の2				
	オプション取引	通貨オプション取引	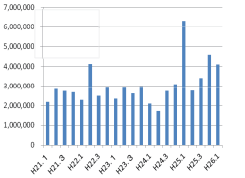	Vanilla Option Single Barrier Option Doubles Barrier Option Window Barrier Option など	44社 銀行36社 証券6社	金商法40条の7	金商法156条の64	金商法156条の62	金商法40条二号	府令第117条第1項第27号		府令第143条第1項第1号		府令第123条第1項第21号の2		施行令第16条の4		金融商品取引業者等向けの総合的な監督指針Ⅳ―3―3―2(6)④ 協会業務取扱規則第8条の2		金先協業務取扱規則第7条の2		店頭金融先物取引説明書 平成25年4月 改訂	店頭金融先物取引口座設定約諾書 店頭金融先物取引媒介約諾書	「 不招請勧誘の禁止」 金商法第38条4号 ・実地監査の実施 ・書類監査の実施 ・四半期出来高状況の報告 「確認書による説明実施の確認」 金先協業務取扱規則第8条の2 「注意喚起文書の交付」 金先協業務取扱規則第7条の2
						規制対象外（改正された金融商品取引業等に関する内閣府令第1条3項二十五の二の特定店頭デリバティブ取引に含まれず）平成27年9月1日施行予定	金商法2条第22項第3号及び4号（但し、権利行使期間が2営業日以内のものは除く）	適用除外	金融商品取引業等に関する内閣府令123等の二十一の五、二十一の六（平成27年12月1日から施行予定）、ただし除外規定が複数あり	通貨関連デリバティブ取引（決済を除く）（府令第123条第1項第21号の2）	—	通貨関連デリバティブ取引等（府令第143条第3項）	通貨関連デリバティブ取引等（府令第143条第3項）	通貨関連デリバティブ取引（府令第123条第1項第21号の2）	—	金融先物取引等（特定投資家を除く）		店頭デリバティブ取引等（金商法第2条第8項4号、但し特定投資家を除く）		金融先物取引等（特定投資家を除く）					
		バイナリー・オプション	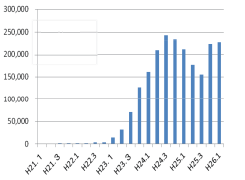	Digital Option Accrual Option など	10社（内、個人向けバイナリー8社） 銀行1社 証券4社 FX専業5社					府令第117条第1項第27号		府令第143条第1項第1号		府令第123条第1項第21号の2		施行令第16条の4		金融商品取引業者等向けの総合的な監督指針Ⅳ―3―3―2(6)④ 協会業務取扱規則第8条の2		金先協業務取扱規則第7条の2			店頭金融先物取引口座設定約諾書 店頭金融先物取引媒介約諾書	「 不招請勧誘の禁止」 金商法第38条4号 ・実地監査の実施 ・書類監査の実施 ・四半期出来高状況の報告 平成25年8月 内閣府令・監督指針改正（個人向け店頭バイナリーオプション） 平成25年8月 個人向け店頭バイナリーオプションの規制施行 平成25年12月 個人向け店頭バイナリーオプションに関する公規制、自主規制完全施行 「確認書による説明実施の確認」 金先協業務取扱規則第8条の2 「注意喚起文書の交付」 金先協業務取扱規則第7条の2
										通貨関連デリバティブ取引（決済を除く）（府令第123条第1項第21号の2）	—	通貨関連デリバティブ取引等（府令第143条第3項）	通貨関連デリバティブ取引等（府令第143条第3項）	通貨関連デリバティブ取引（府令第123条第1項第21号の2）	—	金融先物取引等（特定投資家を除く）		店頭デリバティブ取引等（金商法第2条第8項4号、但し特定投資家を除く）		金融先物取引等（特定投資家を除く）				

別紙１７　他の自主規制機関等との協調

１．金融商品取引業協会５団体

平成２１年９月に金融商品取引業協会５団体によって設置された「金融商品取引業協会連絡協議会」及び「金融商品取引業協会連絡協議会ワーキング・グループ」に参加し、各協会相互の情報交換及び連携の強化・促進を図っております。

２．特定非営利活動法人「証券・金融商品あっせん相談センター（ＦＩＮＭＡＣ）」

苦情の解決及び紛争のあっせんの業務について、特定非営利活動法人「証券・金融商品あっせん相談センター（ＦＩＮＭＡＣ）」の設立に積極的に協力し、平成２２ 年２月以降、業務委託を開始しました。その後、同法人は平成２３年４月１日より、指定紛争解決機関として特定第１種金融商品取引業務に関する苦情解決支援及び紛争解決支援業務を行うこととなりました。これに伴い、あっせんについては、本協会よりの業務委託から、同センターの独自業務となり、他方、苦情・相談、第２種金融商品取引業務及び登録金融機関業務は、引き続き本協会からの業務委託となっています。

３．第二種金融商品取引業協会

第二種金融商品取引業協会に後援会員として参加するほか、同協会の主催する「自主規制規則検討会合」及び「研修制度に関する検討会合」にオブザーバーとして参加しました。

４．金融・資本市場統計整備懇談会

日本証券業協会の主催する「金融・資本市場統計整備懇談会」の最終報告を受け統計の標準化を推進するために設置された「金融・資本市場統計整備連絡協議会」に参加し、統計データの充実、提供方法の規格に関する標準化へ向けての整備を進めております。また会報に掲載していた統計を本協会一般向けホームページに移行し、昨年度よりリンクしている証券統計ポータルサイト（証券関係機関が従来より無償で各種統計を公表）の利便性を高めました。

５．外務員処分に関しての日本証券業協会との情報交換

外務員登録等事務の適正化を期するため、外務員処分に関しての日本証券業協会との情報交換を実施しています。（平成２６年度上期においては、３回実施しました。）

６．東京外国為替市場委員会（E・コマース小委員会）

東京外国為替市場委員会（E・コマース小委員会）に平成２３年３月、正式メンバーとして参加しました。また、同委員会が毎年４月に銀行等を対象に行っているサーベイへの協力依頼に対しては、前年度に引き続き、店頭外国為替証拠金取引の調査について協力を行いました。

７．海外規制当局、自主規制団体

海外規制当局、自主規制団体との連携の観点から、米国ＣＦＴＣ及びシンガポールＭＡＳの開催した規制関係者会合への参加、ＦＩＡ(Futures Industry Association)、ＮＦＡ（National Futures Association）との間で、主催会合等への出席、本協会の自主規制について説明、意見交換等を行いました。

８．証券取引等監視委員会

平成２５年７月より、監査部に所属していた職員１名が任期付職員として証券取引等監視委員会に出向しています。

９．その他

平成２４年より実施予定である店頭デリバティブ取引の保存・報告義務に関する準備作業を東京外国為替市場委員会、全国銀行協会、日本証券業協会、ＩＳＤＡ（International Swaps and Derivatives Association）と連携して行い、会員への情報提供を行いました。

会員の決算状況（平成26年9月期）について

当協会調査部

本協会では、年2回、登録金融機関及び第二種金融商品取引業者を除く会員の決算（本決算及び中間決算）情報の一部を集計し公表を行っており、今回の結果は以下のとおりである。

[要約]
・集計対象会員全体の当期純損益合計額は258,382百万円（前年同期比48.71％減）となった。
・金融先物取引専業者の当期純損益合計額は865百万円（同85.51％減）となり、11社（前年同期は17社）が当期純利益を計上した。
・集計対象会員における自己資本規制比率の単純平均値475.06％（同6.97％増）、金融先物取引専業者における自己資本規制比率の単純平均値は553.53％（同2.74％増）となった。
・集計対象会員全体の純財産合計額は5,811,087百万円（同4.90％増）、金融先物取引専業者の純財産合計額は83,324百万円（同2.96％減）となった。

はじめに

(1) 本記載における定義等

本協会の会員を金融商品取引業者として登録されており、日本証券業協会の協会員である会社を「証券会社」、「証券会社」以外で日本商品先物取引協会の会員を商品先物取引業者、上記以外の本協会が自主規制機関として所掌する金融商品取引を業として行う金融商品取引業者を金融先物取引専業者として分類（ただし、当該会員が本協会以外の上記の各協会に、本協会の会員になった後で新たに入会した場合や金融先物取引業務以外の業務の比重が金融先物取引を上回る状況となるなどの個別の理由が考えられる場合には、当該会員の分類を変更することがある。）し捉えることとする。なお、平成26年9月期（当期）の報告につき、上記の分類を平成25年9月期（前期）より変更した会員は1社である。

平成26年9月期（当期）とは、平成26年4月～平成26年9月分迄の期間であり、平成25年9月期（前期）とは、これを1ヵ年遡った同期をいう。

(2) 集計対象とする決算情報

本協会の会員である第一種金融商品取引業者が金融庁長官・財務（支）局長宛に提出を行った決算状況表の写しを本協会へ提出しており、この提出書面の記載内容のうち、平成26年9月期及び平成25年9月期における「1．経理の状況」の各科目の数値等を基に集計をした。ただし、会員において各科目の数値等の算出が困難な場合等、何らかの理由により各科目における数値等が得られない場合は、その数値等は当該集計結果に含まない等の合理的な集計処理を行っている。

以下の各表における割合（(A)／(B)の列）は、その項目の平成25年9月期（前期）及び平成26年9月期（当期）の値が同数値ならば100％とし、各割合を表記している。

1．集計対象会員全体の決算概況

(1) 集計対象会員

当期中に新規加入した会員及び金融商品取引業を廃業した会員並びに他の会員と合併を行った会員が

あったことにより、集計対象会員数は計3社減少し、89社となった。内訳では金融先物取引専業者は計4社の減少、証券会社は1社増加となった。

表1　集計対象会員数

区分		当期（平成26年9月期）	前期（平成25年9月期）
集計対象会員数		89	92
	金融先物取引専業者	23	27
	証券会社	63	62
	商品先物取引業者	3	3

（2）損益状況

①営業損益

営業収益は1,601,291百万円（前年同期比14.60％減）となり、営業損益は、341,619百万円（同45.54％減）となった。営業損益を構成する科目の主な内訳は以下a. ～d. のとおりである。

a．受入手数料

受入手数料は、830,927百万円（同24.00％減）となった。

b．トレーディング損益

トレーディング損益は、500,725百万円（同9.39％減）となった。

c．金融損益

金融収益が267,178百万円（同18.31％増）、金融費用が169,449百万円（同19.06％増）となり、この両方の科目を合計した金額（金融損益）は97,729百万円（同17.02％増）となった。

d．販売費・一般管理費

販売費・一般管理費（販管費）は、1,090,184百万円（同0.31％減）となった。

②営業外損益

営業外収益が12,802百万円（同26.24％増）、営業外費用が7,410百万円（同29.57％増）となり、この両方の科目を合計した金額（営業外損益）は5,392百万円（同21.94％増）となった。

③特別損益

特別利益は37,818百万円（同49.27％増）及び特別損失は32,398百万円（同139.72％増）となり、この両方の科目を合計した金額（特別損益）は5,420百万円（前年同期は11,820百万円）となった。

④当期純損益

当期純損益は258,382百万円（前年同期比48.71％減）となった。

（3）その他

①純財産額・自己資本規制比率

純財産額は5,811,087百万円（同4.90％増）、各集計対象会員の自己資本規制比率の値を合算し、集計対象会員数で除した集計対象会員の自己資本規制比率の単純平均値は475.06％（同6.97％減）となった。

②常勤役職員数・営業所数

常勤役職員数は59,135人（同1.69％増）、営業所数は1,104ヵ所（同0.45％増）となった。

③口座数

開設口座数は3,095万口座（同4.89％増）、残高有り口座数は1,961万口座（同3.27％増）となった。

（注）　前回（会報№101）にて、口座数として文章上で示したのは、残高有り口座数である。

表2　決算状況総括表－全業者会員（合計）

（単位：百万円、％）

区分	平成26年9月期（A）	平成25年9月期（B）	（A）／（B）
営業収益	1,601,291	1,874,958	85.40％
受入手数料	830,927	1,093,298	76.00％
トレーディング損益	500,725	552,614	90.61％
金融収益	267,178	225,832	118.31％
その他の営業収益	2,429	3,152	77.06％
金融費用	169,449	142,320	119.06％
純営業収益	1,431,817	1,732,608	82.64％
販売費・一般管理費	1,090,184	1,093,574	99.69％
営業損益	341,619	638,992	53.46％
営業外収益	12,802	10,141	126.24％
営業外費用	7,410	5,719	129.57％
経常損益	347,012	643,426	53.93％
特別利益	37,818	25,335	149.27％
特別損失	32,398	13,515	239.72％
税引前当期純損益	352,421	655,244	53.78％
法人税等	85,706	148,662	57.65％
法人税等調整額	8,305	2,796	297.03％
当期純損益	258,382	503,763	51.29％
自己資本規制比率	475.06	510.64	93.03％
純財産額	5,811,087	5,539,730	104.90％
常勤役職員数	59,135	58,154	101.69％
営業所数（本店を含む）	1,104	1,099	100.45％
開設口座数	30,958,367	29,515,481	104.89％

（注）自己資本規制比率は、各報告対象会員の値を報告対象会員数で除したものである。

２．営業収入の内訳

有価証券に関連しない受入手数料は13,323百万円（前年同期比55.46％減）となり、受取手数料に占める割合は、1.60％（前年同期は2.74％）となった。

有価証券に関連しないトレーディング損益は500,725百万円（前年同期比9.39％減）となり、トレーディング収益に占める有価証券に関連しないトレーディング収益の割合は、△29.62％（前年同期は22.09％）となった。

有価証券に関連しない受取手数料及び有価証券に関連しないトレーディング損益の合計金額は、△135,002百万円となり、営業収益全体に占める割合は、△8.43％（同8.10％）となった。

有価証券に関連しない受取手数料及び有価証券に関連しないトレーディング損益の合計金額において、市場デリバティブ取引、外国市場デリバティブ取引及び店頭デリバティブ取引の占める割合は、それぞれ、0.70％、13.11％、及び86.19％であった。

有価証券に関連しないトレーディング損益金額に占める店頭外国為替証拠金取引の割合は、△23.61％となった。さらにその内訳の割合は、外国為替取引が、96.31％となり、スワップポイントによる収益は3.67％となった。

金融収支の内訳においては、現先取引収益が7,876百万円（前年同期比107.97％増）となった。

表3　受入手数料内訳－全業者会員（合計）

（単位：百万円、％）

区分	平成26年9月期（A）	平成25年9月期（B）	（A）／（B）
受入手数料	830,927	1,093,298	76.00％
有価証券に関連しない受入手数料	13,323	29,915	44.54％
市場デリバティブ取引	5,948	23,565	25.24％
うち清算手数料	73	186	39.25％
外国市場デリバティブ取引	299	586	51.02％
うち清算手数料	0	0	－
店頭デリバティブ取引	7,076	5,764	122.76％

表4　トレーディング損益内訳－全業者会員（合計）

（単位：百万円、％）

区分	平成26年9期月（A）	平成25年9月期（B）	（A）／（B）
トレーディング損益	500,725	552,614	90.61％
有価証券に関連しないトレーディング損益	－148,325	122,047	－221.53％
市場デリバティブ取引	－6,890	3,902	－276.58％
外国市場デリバティブ取引	－18,001	246	－7417.48％
店頭デリバティブ取引	－123,434	117,899	－204.69％
外国為替証拠金取引	35,024	45,393	77.16％
うち外国為替取引	33,731	44,776	75.33％
うちスワップポイント	1,286	612	210.13％
通貨オプション取引	－66,213	46,398	－242.71％

表5　金融収支内訳－全業者会員（合計）

（単位：百万円、％）

区分	平成26年9期月（A）	平成25年9月期（B）	（A）／（B）
金融収益	267,178	225,832	118.31％
信用取引収益	41,770	40,305	103.63％
現先取引収益	7,876	3,787	207.97％
有価証券貸借取引収益	72,641	59,388	122.32％
受取配当金	94,860	80,967	117.16％
受取債券利子	23,680	20,699	114.40％
収益分配金	6,131	7,695	79.68％
受取利息	16,647	11,280	147.58％
その他	3,497	1,628	214.80％
金融費用	169,449	142,320	119.06％
信用取引費用	6,783	4,862	139.51％
現先取引費用	22,873	14,268	160.31％
有価証券貸借取引費用	92,048	79,291	116.09％
支払債券利子	9,140	6,087	150.16％
支払利息	36,723	36,280	101.22％
その他	1,827	1,477	123.70％

3．販売費・一般管理費の内訳

販売費・一般管理費（販管費）は、1,090,184百万円（前年同期比0.31％減）となった。

販管費に対する、取引関係費、人件費、不動産関係費及び事務費の占める割合は、それぞれ23.61％（前年同期は21.75％）、39.61％（同41.18％）、9.06％（同9.32％）、17.33％（同16.86％）となった。

人件費のうち、歩合外務員報酬が1,594百万円（同34.00％減）となった。

表6　販売費・一般管理費内訳－全業者会員（合計）

（単位：百万円、％）

区分	平成26年9月期（A）	平成25年9月期（B）	（A）／（B）
販売費・一般管理費	1,090,184	1,093,574	99.69%
取引関係費	257,404	237,890	108.20%
支払手数料	148,612	118,990	124.89%
取引所・協会費	26,036	32,959	79.00%
通信・運搬費	39,967	41,530	96.24%
旅費・交通費	11,941	10,861	109.94%
広告宣伝費	26,728	29,505	90.59%
交際費	3,928	3,866	101.60%
人件費	431,851	450,372	95.89%
役員報酬	4,822	4,371	110.32%
従業員給与	223,719	220,499	101.46%
歩合外務員報酬	1,594	2,415	66.00%
その他の報酬・給与	25,266	29,745	84.94%
退職金	1,976	2,419	81.69%
福利厚生費	44,133	43,749	100.88%
賞与引当金繰入れ	106,529	120,492	88.41%
退職給付費用	16,269	18,939	85.90%
その他	7,368	7,555	97.52%
不動産関係費	98,721	101,924	96.86%
不動産費	68,442	73,210	93.49%
器具・備品等	30,242	28,672	105.48%
事務費	188,980	184,355	102.51%
事務委託費	184,980	180,152	102.68%
事務用品費	3,712	4,170	89.02%
減価償却費	37,344	38,917	95.96%
租税公課	15,110	13,652	110.68%
貸倒引当金繰入れ	869	2,463	35.28%
その他	59,676	63,742	93.62%

4．金融先物取引専業者の決算状況

(1) 金融先物取引専業会員数及び外国為替証拠金取引の取扱会員数

平成26年9月30日時点で外国為替証拠金取引を取り扱う会員は計67社、金融先物取引専業者は計23社となった。また外国為替証拠金取引を取り扱う会員のうち、金融先物取引専業者の占める割合は34.33％となった。

報告対象会員のうち、全ての金融先物取引専業者

が外国為替証拠金取引を取り扱っている。外国為替証拠金取引を取り扱う金融先物取引専業者における外国為替証拠金取引の商品別取扱につき、店頭取引及び取引所取引別の内訳では、計22社（全体比95.70％）の金融先物取引専業者が店頭外国為替証拠金取引を取り扱っており、取引所外国為替証拠金取引（くりっく365及びOSE-FX）を取り扱う金融先物取引専業者は計2社（全体比8.96％）となった。

表7　外国為替証拠金取引取扱会員数

区分	平成26年9月期	平成25年9月期
金融先物取引専業者	23	27
うち外国為替証拠金取引取扱会員　a	23	27
外国為替証拠金取引取扱会員　b	67	70
a/b（％）	34.33％	38.57％

（注）取引所でのマーケットメイカーとしての取り扱いは除く。

表8　外国為替証拠金取引の商品別取扱会員数（平成26年9月30日時点）

区分	店頭取引（店頭外国為替証拠金取引）	取引所取引（取引所外国為替証拠金取引）		
		くりっく365	OSE-FX	合計
金融先物取引専業者	22	2	0	2
その他の外国為替証拠金取引取扱会員	33	18	7	22
合計	55	20	7	24

（注）取引所でのマーケットメイカーとしての取り扱いは除く。

（2）金融先物取引専業者の役職員数・営業所数

金融先物取引専業者の役職員数は677人（前年同期比152人（18.34％）減）となった。営業所数は26ヵ所（同5営業所減）、1会員あたりの営業所数は1.13ヵ所（集計対象会員全体の1会員あたりの営業所数は12.40）となった。

表9　金融先物取引専業者の常勤役職員数・営業所数

（単位：人、所、％）

区分	平成26年9月期（A）	平成25年9月期（B）	（A）／（B）
金融先物取引専業者の常勤役職員数	677	829	81.66％
金融先物取引専業者の営業所数	26	31	83.87％
集計対象会員全体の常勤役職員数	59,135	56,537	104.60％
集計対象会員全体の営業所数	1,104	1,099	100.45％

（3）金融先物取引専業者の自己資本規制比率・純財産額

各金融先物取引専業者の自己資本規制比率の値を金融先物取引専業者数で除した金融先物取引専業者における自己資本規制比率の単純平均値は553.53％（前年同期比2.74％増）となり、集計対象会員における自己資本規制比率の単純平均値475.06％（同6.97％減）に比べ、自己資本規制比率の改善した割

合は9.71％大きかった。

金融先物取引専業者の純財産額合計は83,324百万円（同2.96％減）、金融先物取引専業者の1社当たり単純平均純財産額は3,622百万円（同13.90％増）となり、集計対象会員の1社当たり単純平均純資産額65,293百万円（同8.43％増）に比べ、1社当たり単純平均純財産額の増加した割合は5.47％大きかった。

表10　金融先物取引専業者の自己資本規制比率・純財産額

（単位：百万円、％）

区分	平成26年9月期（A）	平成25年9月期（B）	（A）／（B）
金融先物取引専業者の平均自己資本規制比率	553.53％	538.78％	102.74％
金融先物取引専業者の純財産額合計	83,324	85,864	97.04％
金融先物取引専業者の平均純財産額	3,622	3,180	113.90％
集計対象会員全体の平均自己資本規制比率	475.06％	510.64％	93.03％
集計対象会員全体の純財産額合計	5,811,087	5,539,730	104.90％
集計対象会員全体の平均純財産額	65,293	60,214	108.43％

（注）この表に記載した平均とはそれぞれの該当会員数で除した単純平均である。

（4）金融先物専業者の損益状況

以下の**表11**は、各金融先物取引専業者の営業収益、経常損益及び当期純損益を基準に増収増益、増収減益、減収増益及び減収減益に区分けして金融先物取引専業者の損益分布を示し、**表12**にて主な勘定科目を金額で示した。

金融先物取引専業者の営業収益は18,293百万円（前年同期比34.74％減）、5社が増収となり、営業損益は1,697百万円（同82.03％減）、7社が増益となった。

金融先物取引専業者の当期純損益は865百万円（同85.51％減）となり、11社（前年同期は17社）が当期純利益を計上した。

金融先物取引専業者の販売費・一般管理費の合計金額は、16,478百万円（前年同期比10.47％減）となった。

表11　金融先物取引専業者の損益分布

（単位：業者（会員）数）

区分	平成26年9月期	平成25年9月期	増減
金融先物取引専業者数	23	27	－4
増収増益の業者	5	17	－12
増収減益の業者	0	2	－2
減収増益の業者	2	1	＋1
減収減益の業者	15	7	＋8
当期純利益を計上した業者	11	17	－6

（注）平成26年9月期は減収変わらずの業者が1業者あり。

表12　金融先物取引専業者の損益状況

（単位：百万円、％）

区分	平成26年9月期（A）	平成25年9月期（B）	（A）／（B）
営業収益	18,293	28,032	65.26％
金融費用	139	177	78.53％
純営業収益	18,178	27,852	65.27％
販売費・一般管理費	16,478	18,405	89.53％
営業損益	1,697	9,443	17.97％
経常損益	2,128	9,714	21.91％
特別利益	0	11	0.00％
特別損失	23	265	8.68％
税引前当期純損益	2,102	9,458	22.22％
法人税等	1,002	3,476	28.83％
法人税等調整額	229	9	2544.44％
当期純損益	865	5,970	14.49％

（5）金融先物取引専業者の営業収益構造

金融先物取引専業者の受入手数料収入は1,381百万円（前年同期比44.36％減）であり、トレーディング損益は16,845百万円（同33.57％減）となった。

金融先物取引専業者の外国為替証拠金取引収入合計は　17,858百万円（同32.85％減）であり、集計対象会員の外国為替証拠金取引収入合計32,648百万円（同42.10％減）の54.70％を占めた。

金融先物取引専業者の店頭外国為替証拠金取引における収益は17,801百万円（前年同期は26,580百万円）となり、金融先物取引専業者の取引所取引の外国為替証拠金取引における収益は57百万円（同15百万円）となった。

表13　金融先物取引専業者の営業収益構成

（単位：百万円、％）

区分	平成26年9月期（A）	平成25年9月期（B）	（A）／（B）
受入手数料	1,381	2,482	55.64％
有価証券に関連しない受入手数料	1,363	2,423	56.25％
市場デリバティブ取引	77	181	42.54％
うち　清算手数料	0	0	－
外国市場デリバティブ取引	0	0	－
うち清算手数料	0	0	－
店頭デリバティブ取引	1,286	2,242	57.36％
トレーディング損益	16,845	25,359	66.43％
有価証券に関連しないトレーディング損益	16,845	25,412	66.29％
市場デリバティブ取引	－26	－166	184.34％
外国市場デリバティブ取引	0	0	－
店頭デリバティブ取引	16,871	25,578	65.96％
外国為替証拠金取引	16,517	24,340	67.86％
うち外国為替取引	15,379	23,584	65.21％
うちスワップポイント	1,133	754	150.27％
通貨オプション取引	353	1,175	30.04％

表14　外国為替証拠金取引関連収益の構成

（単位：百万円、％）

区分	平成26年9月期			平成25年9月期		
	金融先物取引専業者a	報告対象全会員b	a/b（％）	金融先物取引専業者c	報告対象全会員d	c/d（％）
外国為替証拠金取引収入合計	17,858	32,648	54.70％	26,595	56,387	47.17％
受取手数料	1,367	4,354	31.40％	2,421	8,326	29.08％
取引所取引	83	1,671	4.97％	181	3,999	4.53％
店頭取引	1,284	2,683	47.86％	2,240	4,327	51.77％
トレーディング損益	16,491	28,294	58.28％	24,174	48,061	50.30％
取引所取引	－26	－6,730	199.61％	－166	2,668	－106.22％
店頭取引	16,517	35,024	47.16％	24,340	45,393	53.62％
外国為替取引	15,379	33,731	45.59％	23,584	44,776	52.67％
スワップポイント	1,133	1,286	88.10％	754	612	123.20％

(6) 金融先物取引専業者の販売費・一般管理費の状況

金融先物取引専業者の販売費・一般管理費（販管費）は16,478百万円（前年同期比10.47％減）となった。販管費に対する、取引関係費、人件費、不動産関係費及び事務費の占める割合はそれぞれ、42.30％、17.75％、6.57％及び11.21％となり、取引関係費は前年度に比べ12.85％減少、人件費は3.37％減少した。

人件費のうち、役員報酬は512百万円（同10.11％増）、従業員給与は1,818百万円（同0.44％減）及び退職給付費用は97百万円（同142.50％増）となった。

表15　金融先物取引専業者の販売費・一般管理費内訳

（単位：百万円、％）

区分	平成26年9月期（A）	平成25年9月期（B）	（A）／（B）
販売費・一般管理費	16,478	18,405	89.53％
取引関係費	6,970	7,998	87.15％
支払手数料	2,282	3,501	65.18％
取引所・協会費	24	26	92.31％
通信・運搬費	236	262	90.08％
旅費・交通費	38	42	90.48％
広告宣伝費	4,332	4,119	105.17％
交際費	20	14	142.86％
人件費	2,925	3,027	96.63％
役員報酬	512	465	110.11％
従業員給与	1,818	1,826	99.56％
歩合外務員報酬	0	0	－
その他の報酬・給与	68	68	100.00％
退職金	1	0	－
福利厚生費	262	277	94.58％
賞与引当金繰入れ	51	176	28.98％
退職給付費用	97	40	242.50％
その他	88	139	63.31％
不動産関係費	1,082	1,250	86.56％
不動産費	656	674	97.33％
器具・備品等	414	572	72.38％
事務費	1,847	2,099	87.99％
事務委託費	1,335	1,856	71.93％
事務用品費	258	243	106.17％
減価償却費	1,209	1,350	89.56％
租税公課	573	469	122.17％
貸倒引当金繰入れ	0	1	－100.00％
その他	1,835	2,149	85.39％

【参考】

外国為替証拠金取引の営業収益率

（単位：百万円、％）

区分	取引所取引			店頭取引		
	平成26年9月期（A）	平成25年9月期（B）	（A）／（B）	平成26年9月期（A）	平成25年9月期（B）	（A）／（B）
出来高　a	15,041,380	34,876,532	43.13％	1,388,382,893	2,457,731,432	56.49％
受取手数料収入　b	1,671	3,999	41.79％	2,683	4,327	62.01％
トレーディング損益　c	－6,730	2,668	－352.25％	35,024	45,393	77.16％
営業収益合計 d=b+c	－5,059	6,667	－175.88％	37,707	49,720	75.84％
収益率 d/a×100	－0.0336％	0.0191％	－275.95％	0.0027％	0.0020％	134.25％

（注）出来高は本協会が公表する四半期出来高報告に基づき集計した値である。

（注2）取引所取引の出来高には、マーケットメイクによる会員の自己取引は含んでいないが、トレーディング損益にはマーケットメイクにより生じた損益が含まれている。

外国為替証拠金取引の証拠金倍率

（単位：百万円、％）

区分	取引所取引		店頭取引	
	平成26年9月期	平成25年9月期	平成26年9月期	平成25年9月期
期末建玉　a	1,275,862	962,893	6,825,014	5,549,473
期末預かり証拠金　b	241,316	196,667	1,197,553	1,076,204
証拠金倍率　a/b	5.29％	4.90％	5.70％	5.16％

（注）期末建玉及び期末預かり証拠金は本協会が公表する四半期出来高報告に基づき集計した値である。

〈訂正〉

前回の**【参考】外国為替証拠金取引の証拠金倍率**の表につき、修正報告等により掲載数値に誤りがあったため本レポート掲載時データを基に訂正をする。

[誤]

外国為替証拠金取引の証拠金倍率

（単位：百万円、％）

区分	取引所取引		店頭取引	
	平成26年3月期	平成25年3月期	平成25年3月期	平成25年3月期
期末建玉　a	9,142	8,842	58,118	52,034
期末預かり証拠金　b	2,144	1,959	11,306	10,834
証拠金倍率　a/b	4.26％	4.51％	5.14％	4.80％

（注）期末建玉及び期末預かり証拠金は本協会が公表する四半期出来高報告に基づき集計した値。

[正]

外国為替証拠金取引の証拠金倍率

（単位：百万円、％）

区分	取引所取引		店頭取引	
	平成26年3月期	平成25年3月期	平成26年3月期	平成25年3月期
期末建玉　a	914,357	1,065,926	5,811,851	4,991,634
期末預かり証拠金　b	214,472	197,451	1,130,640	956,232
証拠金倍率　a/b	4.26％	5.40％	5.14％	5.22％

（注）期末建玉及び期末預かり証拠金は本協会が公表する四半期出来高報告に基づき集計した値。

米国におけるフェロー顧客リスクとLSOC

(1) フェロー顧客リスク

米国の取引所で取引される先物・オプション取引においては、顧客資金は、**分別管理**（segregation）[※1]されることにより保護されている[※2]が、なお、先物業者（FCM）の顧客口座の一顧客が当該FCMに対する支払い義務を履行せず、それによりさらに当該FCMが清算機関に対する支払い義務を履行しない場合、その不履行に係る損失を回復するため、当該清算機関がその顧客口座の資金を使用できることにより当該顧客口座の他の顧客が損失を被ることがあるリスク（**フェロー顧客リスク**（fellow customer risk））がある。

(2) LSOC導入

2010年7月制定のドッド＝フランク・ウォールストリート改革及び消費者保護法（**ドッド･フランク法**）によって破産法が改正され､清算スワップが「コモディティ契約」であること及びそれに伴い顧客が預託する担保が破産法及び商品先物取引委員会（CFTC）規則Part 190（Bankruptcy）の保護の対象であることが明確にされた[※3]。

CFTCは、法律上分別・運用上混蔵管理（**LSOC**、Legally Segregated, Operationally Commingled）の制度を導入し[※4]、清算スワップ顧客建玉及び担保（cleared swaps customer positions and related collateral）[※5][※6]については[※7]、先物・オプションと同じく、許可を受けた預託機関[※8]における清算スワップ顧客口座[※9]での分別管理制度[※10]に加えて、フェロー顧客リスクを減少させることにより顧客資金保護が図られた。LSOCにおいても、FCM違反行為リスク等のオペレーティング・リスク、投資リスク[※11]等は残り、また清算機関の債務不履行による損失については保護しないが、合理的なコストで、顧客が要望する顧客資金完全保護と業者のコスト増の懸念を除去する簡便性のバランスをとる。

LSOCは、先物・オプション取引には適用されない。

(3) 無超過モデルと超過モデルの選択

米国の主要スワップ清算機関は、LSOCを2段階で導入した[※12]。

LSOCでは、顧客・清算会員は、清算機関に証拠金必要額まで保護される（**無超過**（without excess）モデル又は**非割当超過**（unallocated excess）モデル）のか（第一段階）、それに上乗せする超過資金まで保護される（**超過**（excess）モデル）のか（第二段階）を選択できる[※13]。

(4) 無超過モデル

無超過モデルは、FCMから清算機関への日次の顧客別の担保価額報告の要件はなく、清算機関が保有する顧客超過担保は､非割当顧客超過とみなされ、当該清算機関は、変動証拠金（variation margin）への充当を含め、どのような目的でもそれを使用することはできない。債務不履行が生じた場合、この超過担保は、破産管財人に返還される。

(5) 清算スワップ顧客担保への追加（超過モデル）

清算機関は、当該清算機関が求める金額を超過してFCMが担保を置くことを認めることができる（超過モデル）。超過モデルは、FCMが顧客の担保価額を当該顧客の最少証拠金必要額を超過して清算機関に預託した資金が保護される。その場合、清算機関は、当該FCMに顧客を特定した日次の担保価額報告（**CVR**）を提出することを求めなければならない（CFTC規則第22.13条）。CVRは、FCMが清算機

関に預託する各清算スワップ顧客、清算機関が求める金額を超えて預託された担保の価額を特定する。これには、各顧客についての金額及びFCM自身が提出した金額又は**業者寄与資産**（firm-contributed assets）を含む。各顧客に帰属する金額は、その顧客にとって**法律上分別管理価額**（legally segregated value）とみなされる。債務不履行の場合には、清算機関は、その価額をその顧客の損失をカバーすることにのみ使用でき、他の目的のためには使用できない。

(6) 分別管理計算と日次報告

分別管理及びLSOCを実効あるものとするため、FCMは、先物・オプション及び清算スワップともに、分別管理要件を遵守していることを立証する**分別管理計算**（segregation calculation）を行い、その**日次電子報告書**を指定自主規制機関に提出しなければならない。当該自主規制機関は、当該FCMの銀行口座に電子アクセスし、資金の存在の立証ができなければならない。

(7) 債務不履行時のネッティングの停止

清算機関は、変動証拠金をグロス計算[※14]又はネット計算[※15]のいずれでも徴求することができる[※16]が、LSOCでは、FCMが清算機関に対して債務不履行となる場合、清算機関が清算スワップ顧客変動証拠金のネッティングを停止し、債務不履行でない顧客の建玉をできるだけ多くの担保とともに別のFCMに移管することで顧客のポジションを保護する。

(8) 債務不履行時の顧客資金の使用

一以上の顧客がFCMに債務不履行を起こし、当該FCMが顧客の債務不履行の結果として清算機関への債務不履行を起こしたとすれば、当該清算機関は、特定の顧客に帰属する価額を当該顧客の損失を回復することだけのために使用できる。他の顧客のためには使用できない。これを実現するため、運用上、①顧客は、それらが建玉を保有する清算機関ごとに特定されること。②当該清算機関は、顧客ごとの特定の建玉を知ること。③当該清算機関に預託されている顧客ごとの担保価額が少なくとも毎日、当該FCMから当該清算機関に報告されることが必要である。

(9) 清算スワップ顧客及びその清算スワップに関する報告

LSOCでは、FCM[※17]が各清算スワップ顧客を特定し、1営業日1回以上、当該顧客の清算スワップから生じる権利及び義務のポートフォリオを特定するために清算機関に情報を提供することを求める（権利及び義務のポートフォリオ（**PRO**）報告、CFTC規則第22.11条）。PROは、顧客のFCMが清算する顧客の清算スワップ・ポートフォリオの清算水準当初証拠金必要額に伴う各顧客の担保の価額を示す。日次の報告は、FCMの破産の際、顧客の建玉を他のFCMに移管することができるようにすることを意図する。

※1　FCMの自己の資金から顧客資金を物理的に分別して管理すること。
　顧客資金は、FCM又は清算機関に開設された一口座で混蔵（プール）して管理できる。そのような口座を**顧客オムニバス口座**と、一緒にされた資金を**分別管理資金プール**という。FCMは、分別管理資金プールの価額を顧客への債務をカバーするために必要な価額以上にしておかなければならない。顧客の清算機関に対する債務をその顧客から徴求できる前に履行しなければならないことがあるので、かなり多額の自己の資産を緩衝材として分別管理資金プールに加えておかなければならない。

※2　CFTC金融及び分別管理解釈No.10（CFTC Financial and Segregation Interpretation No.10）において、保管口座（safekeeping account）に預託された資金の取り扱いについて解釈されている。保管口座に預託された資金は、FCMの破産時の配分において、全ての顧客を、その属性に関わりなく、平等に取り扱い、比例配分が全ての顧客に全面的に適用されると解釈される。

※3　清算機関又はFCMの債務不履行の際の顧客口座の顧客資産保護は、先物・オプションと同じように取り扱われる。すなわち、清算スワップを反対売買し、清算スワップ及び担保を移管することができること

を含め、顧客は、先物・オプションの担保に対するものと同様の一定の保護を受ける。但し、一口座内の顧客資金には、破産時における優先はなく、比例配分される。

※4　CFTCによる規則最終案認可（2012年1月11日）、遵守開始日（2012年11月13日）。先物・オプションのフェロー顧客リスクがあるということで不完全な分別管理に対して、完全分割管理（full segregation）とも呼ばれる。

※5　**スワップ**（swaps）は商品取引所法第1a条（47）で定義され、それには、金利スワップ、コモディティ・スワップ、通貨スワップ、株式スワップ・オプション及びCDSを含むが、先物取引所で取引される先物・オプションや、現物の受渡しが可能で、免除されている又は農産物コモディティである非金融コモディティは、スワップから除かれる。

※6　**清算スワップ**（cleared swaps）とは、直接又は間接に、CFTCに登録されたデリバティブ清算機関で清算されるスワップをいう。

※7　LSOCは、先物・オプションには、FCMによる債務不履行が顧客の清算スワップを起源とする場合を除き、適用されない。

※8　米国所在の銀行、米国所在の信託会社、FCM又はCFTC登録清算機関（CFTC規則第22.4条）。但し、顧客の関係会社又は受託者を除く。

※9　口座の名称は、「清算スワップ顧客口座」等のその中にある担保が分別管理されている清算スワップ顧客担保であることを明確に示すものでなければならない。（CFTC規則第22.6条）

※10　CFTC規則第22.2条（FCMの場合）。同第22.3条（清算機関の場合）。

※11　CFTC規則第1.25条。CFTCは、2011年12月に外国債を投資対象から除くなど投資制限を強化している。

※12　2012年11月に無超過又は非割当超過モデルが、2013年2月にCMEの超過付（with-excess）等の超過モデルが利用可能になった。

※13　（**2013年9月24日CME Clearingから清算会員に向けての通知の抜粋**）2013年10月21日、CME Clearingは、LSOCについて「超過付」で運用することを選択できるようにした。特に、FCMは、顧客の超過LSOC価額を顧客の変動損をカバーするために、通貨ごとに変動損と同じ通貨建てで、必要な現金が預託されている範囲において、使用できる。また、日中決済サイクルと一日終了時サイクルとが異なることも選択できる。

例えば、FCMが一顧客だけを有し、CMEでスワップを清算することを想定すると：

顧客の当初証拠金必要額	100 USD（＝a）
顧客の一日の終了時のLSOC価額	120 USD（＝b）
顧客の変動損	▲10 USD（＝c）
預託されている現金担保	30 USD（＝d）

旧来のやり方では、CMEは、当該FCMに変動証拠金請求$10（＝c）を発する。当該顧客は、超過価額$20（＝b－a）を有し続け、それは要請により引き出せる。しかし新しい方法では、CMEは、預託されている現金から$10（＝c）を単純に取り出せる。当該顧客のLSOC価額は、$120（＝b）から$110（＝b－c）に減少する。

※14　顧客ごとのネットの債務及び建玉に関して全体ではグロスで証拠金が徴求される。

※15　全ての顧客の債務と建玉が相殺される。顧客の建玉がプールの中で一緒になり、必要額は、建玉の全体のプールに関して計算され、リスクは、顧客間で相殺される。FCM破産により清算機関のリスクは高くなるので、清算保証基金は、相応に高くなる。

※16　欧州においては、欧州市場インフラ規則（EMIR）では、顧客証拠金計算にグロスとネットのいずれの使用も認められている。例えば、CME Clearing Europeでは、両方とも可能である。

※17　徴求FCM（collecting FCM）（他のFCM及びその清算スワップ顧客のために清算スワップを管理し、清算スワップ顧客担保を徴求するFCMをいう。）が預託FCM（depositing FCM）（他のFCMを通して自分の清算スワップ顧客のために清算スワップを管理し、当該他のFCMに清算スワップ顧客担保を預託するFCMをいう。）から担保・報告を受ける場合も同じ。（**(8)**において同じ。）

本稿は、先物業協会（FIA）の「An LSOC Tutorial: A New Customer Protection Model for Cleared Swaps Begins」、CMEの「LSOC and CME Group's Vision for Cleared Swaps Customer Protection」及び「Cleared OTC Financial Products」などのレポート及びCFTC規則に基づき作成しました。（掲載記事についての問合先は当協会宮崎（03-5280-0881））

■海外金融先物市場の主要金融先物・オプション商品の概要（2014年11月現在）

CME …… (75)	ICE Futures U.S. …… (90)	SFE …… (99)
CBOT …… (85)	ICE Futures Europe … (92)	KRX …… (100)
NASDAQ OMX PHLX … (87)	Eurex …… (96)	MOEX …… (101)
MX …… (88)	SGX－DT …… (97)	NLX …… (101)
BM&F BOVESPA …… (89)	HKFE …… (98)	

（掲載頁）

1. シカゴ・マーカンタイル取引所（CME）

（Chicago Mercantile Exchange）

（1）金利先物

商品名	Three-Month Eurodollar Futures ユーロドル金利（3ヵ月）先物（注1）	Three-Month Euroyen TIBOR Futures ユーロ円TIBOR（3ヵ月）先物（注1）（注4）
取引開始	1981年12月	1996年3月
取引時間	7:20a.m.－2:00p.m. （GLOBEX日曜日～金曜日5:00p.m.－4:00p.m. 最終取引日ロンドン時間11:00a.m.まで）	7:20a.m.－2:00p.m. （GLOBEX日曜日～金曜日5:00p.m.－4:00p.m. 最終取引日日本時間11:00a.m.まで）
取引単位	US $1,000,000	100,000,000円
上場限月	3、6、9、12月の40限月及びその他の月の4限月	3、6、9、12月の20限月
銘柄コード	ED/ED（GLOBEXはGE）	EY/EY（GLOBEXはEJ）
価格の表示方法	100から年利率（%）を引いた数値	左に同じ
価格の最小変動幅	0.005（US $12.50に相当）、最期近限月は0.0025（US $6.25に相当）	0.005（1,250円に相当）、期近4限月は0.0025（625円に相当）
値幅制限	なし	なし
建玉制限	全限月合計の買建と売建の差1万枚以上の場合、建玉情報を報告（注2）	全限月合計で買建と売建の差5,000枚
最終取引日	限月の第3水曜日の2ロンドン営業日前（注3）	限月の第3水曜日の2東京営業日前
最終決済方法	差金決済（最終取引日ロンドン時間11:00a.m.のLIBORを基準）	差金決済（SGX－DTが定めるユーロ円TIBOR（3ヵ月）先物の最終決済価格に基づく）
最終決済日	最終取引日	限月の第3水曜日（シンガポール時間）
2011年出来高 2012年出来高	426,438,437枚 517,250,183枚	210枚 1枚

GLOBEXは、Global Electronic Exchangeの略称です。
TIBORは、Tokyo Interbank Offered Rateの略称です。
LIBORは、London Interbank Offered Rateの略称です。

商品名	One-Month LIBOR Futures LIBOR（1ヵ月）先物
取引開始	1990年4月
取引時間	7:20a.m.－2:00p.m. （GLOBEX日曜日～金曜日5:00p.m.－4:00p.m. 最終取引日ロンドン時間11:00a.m.）
取引単位	US $3,000,000
上場限月	12暦月
銘柄コード	EM/EM（GLOBEXはGLB）
価格の表示方法	100からLIBOR（1ヵ月）（%）を引いた数値
価格の最小変動幅	0.0025（US $6.25に相当）
値幅制限	なし（GLOBEXは2.00）
建玉制限	全限月合計の買建と売建の差5,000枚以上の場合、建玉情報を報告（注2）
最終取引日	限月の第3水曜日の2ロンドン営業日前（注3）
最終決済方法	差金決済（最終取引日ロンドン時間11:00a.m.のBBA LIBORを基準）
最終決済日	最終取引日
2012年出来高 2013年出来高	110,823枚 11,440枚

注1：SGX-DTとの相互決済協定対象商品です。
注2：取引目的、ヘッジ対象資産などについて報告します。
注3：ロンドン営業日は、ロンドン市の銀行の営業日をいいます。
注4：最終決済価格がLIBORに基づくユーロ円LIBOR（3ヵ月）先物も上場されています。

(2) 通貨先物

商品名	Japanese Yen Futures 日本円通貨先物（注5）	Euro FX Futures ユーロ通貨先物（注6）	Swiss Franc Futures スイスフラン通貨先物
取引開始	1972年5月	1998年5月	1972年5月
取引時間	7:20a.m.－2:00p.m. （GLOBEX月曜日～金曜日 5:00p.m.－4:00p.m.； 日曜日・祝日；5:00p.m.－ 翌日4:00p.m.） 最終取引日：9:16a.m.まで	左に同じ	左に同じ
取引単位	12,500,000円	EUR125,000	SF125,000
上場限月	3、6、9、12月の20限月	左に同じ	左に同じ
銘柄コード	J1/JY （GLOBEXは6J）	EC/EC （GLOBEXは6E）	E1/SF （GLOBEXは6S）
価格の表示方法	1円当たりの米ドル表示 （または100円当たりの米セント表示）	1EUR当たりの米ドル表示	1SF当たりの米ドル表示
価格の最小変動幅	0.000001（100円当たり0.01セント）（US ＄12.50に相当）（注7）	0.0001 （US ＄12.50に相当）（注7）	左に同じ
値幅制限	なし（注8）	左に同じ	左に同じ
建玉制限	全限月合計の買建と売建の差1万枚以上の場合、建玉情報を報告（注2）	左に同じ	左に同じ
最終取引日	限月の第3水曜日の2営業日前	左に同じ	左に同じ
最終決済方法	受渡決済	左に同じ	左に同じ
最終決済日	限月の第3水曜日	左に同じ	左に同じ
2012年出来高 2013年出来高	23,520,562枚 42,762,257枚	67,407,741枚 61,285,617枚	9,911,325枚 9,061,770枚

注5：取引単位が半分（6,250,000円）のE-Mini日本円通貨先物も上場されています。
注6：取引単位が半分（EUR62,500）のE-Miniユーロ通貨先物も上場されています。
注7：一定の条件で半分幅も可能です。
注8：各通貨先物のGLOBEX取引では、直前の成立価格又はベストの呼び値から次の値幅を越える指値は受け付けません。日本円0.0002（US ＄2,500に相当）、ユーロ及びスイスフラン0.02（US ＄2,500に相当）、英ポンド0.02（US ＄1,250に相当）、カナダドル、豪ドル及びニュージーランドドル0.02（US ＄2,000に相当）、メキシコペソ0.002（US ＄1,000に相当）、南アフリカランド0.002（US ＄1,000に相当）、中国人民元0.0006（US ＄600に相当）。

商品名	British Pound Futures 英ポンド通貨先物	Canadian Dollar Futures カナダドル通貨先物	Australian Dollar Futures 豪ドル通貨先物
取引開始	1972年5月	左に同じ	1987年1月
取引時間	左に同じ	左に同じ	左に同じ
取引単位	BP62,500	C ＄100,000	A ＄100,000
上場限月	左に同じ	左に同じ	左に同じ
銘柄コード	BP/BP （GLOBEXは6B）	C1/CD （GLOBEXは6C）	AD/AD （GLOBEXは6A）
価格の表示方法	1BP当たりの米ドル表示	1C $当たりの米ドル表示	1A $当たりの米ドル表示
価格の最小変動幅	0.0001 （US ＄6.25に相当）	0.0001 （US ＄10.00に相当）（注7）	左に同じ
値幅制限	左に同じ	左に同じ	左に同じ
建玉制限	左に同じ	全限月合計の買建と売建の差6,000枚以上の場合、建玉情報を報告（注2）	左に同じ
最終取引日	左に同じ	限月の第3水曜日の1営業日前	限月の第3水曜日の2営業日前
最終決済方法	左に同じ	左に同じ	左に同じ
最終決済日	左に同じ	左に同じ	左に同じ
2012年出来高 2013年出来高	26,166,290枚 29,237,763枚	22,799,446枚 17,427,832枚	32,727,390枚 26,332,299枚

商品名	New Zealand Dollar Futures ニュージーランドドル通貨先物	Mexican Peso Futures メキシコペソ通貨先物	South Africa Rand Futures 南アフリカランド通貨先物
取引開始	1997年5月	1995年4月	1997年5月
取引時間	左に同じ	左に同じ	左に同じ
取引単位	NZ ＄100,000	MXN500,000	ZAR500,000
上場限月	3、6、9、12月の6限月	13暦月及び3、6、9、12月の2限月	13暦月及び3、6、9、12月の4限月
銘柄コード	NZ/NE （GLOBEXは6N）	MP/MP （GLOBEXは6M）	RA/RA （GLOBEXは6Z）
価格の表示方法	1NZ＄当たりの米ドル表示	1MXN当たりの米ドル表示	1ZAR当たりの米ドル表示
価格の最小変動幅	左に同じ	0.00001 （US ＄5.00に相当）	0.000025 （US ＄12.500に相当）
値幅制限	左に同じ	左に同じ	左に同じ
建玉制限	全限月合計の買建と売建の差6,000枚以上の場合、建玉情報を報告（注2）	スポット限月4.5万枚。全限月合計の買建と売建の差6,000枚以上の場合、建玉情報を報告（注2）	スポット限月2万枚先物相当。全限月合計の買建と売建の差6,000枚以上の場合、建玉情報を報告（注2）
最終取引日	左に同じ	左に同じ	左に同じ
最終決済方法	左に同じ	左に同じ	左に同じ
最終決済日	左に同じ	左に同じ	左に同じ
2012年出来高 2013年出来高	3,655,690枚 3,618,319枚	11,482,886枚 10,374,701枚	164,012枚 141,518枚

(3) 金利バンドル先物

商品名	3-Year Eurodollar Bundle Futures 3年ユーロドル・バンドル先物（注9）
取引開始	2014年9月
取引時間	7:20a.m.－2:00p.m.
原商品	ユーロドル金利（3ヵ月）先物の3年バンドル（12連続四半期限月）
取引単位	US $1,000,000
上場限月	3、6、9、12月の直近2限月
銘柄コード	BU3
価格の表示方法	100から金利を引いた数値。受渡標準バンドルを構成するユーロドル先物の価格の平均値。
価格の最小変動幅	0.005（US $150に相当）
値幅制限	—
建玉制限	なし
最終取引日	限月の第3水曜日の2ロンドン営業日前（注3）
最終決済方法	受渡決済（3年バンドルを構成するユーロドル先物。最期近を除く11ユーロドル先物は、各決済価格で、最期近は12×期日到来のバンドル先物の最終決済価格）－（11ユーロドル先物のCME規則で決定される割当価格の合計）
最終決済日	—
2012年出来高 2013年出来高	— —

注9：他に2年及び5年が上場されています。

(4) 金利先物オプション

商品名	Options on Three-Month Eurodollar Futures ユーロドル預金（3ヵ月）先物オプション
取引開始	1985年3月
取引時間	7:20a.m.－2:00p.m. （GLOBEX日曜日～金曜日5:00p.m.－4:00p.m.） 3、6、9、12月限月の最終取引日はロンドン時間の11:00a.m.
取引単位	ユーロドル預金（3ヵ月）先物1取引単位 （US $1,000,000）
上場限月	3、6、9、12月の16限月及びその他の月の2限月。 ミッドカーブ・オプション（1年）、（2年）、（3年）、（4年）及び（5年）は、3、6、9、12月の4限月及びその他の月の2限月。
原商品	限月が3、6、9、12月のオプションは同限月の先物。 限月がその他の月のオプションはその限月直後の四半期限月（注10）の先物（例：限月が1月のオプションは3月限月の先物）。四半期限月のミッドカーブ･オプション（1年）、（2年）、（3年）、（4年）及び（5年）は、オプション限月直後の3、6、9、12月から1年後、2年後、3年後、4年後又は5年後を限月とする先物。その他の月のミッドカーブ・オプション（1年）、（2年）、（3年）、（4年）及び（5年）は、限月の次の四半期限月の先物（例：2015年1月又は2月に限月となるその他の月のミッドカーブ・オプション（1年）の場合、2016年3月限月の先物）。
銘柄コード	暦月（ED/CE（コール）・ED/PE（プット））
価格の最小変動幅	0.005（US ＄12.50に相当）、原商品が最期近限月並びに最初の2四半期限月及び最初の2シリアル限月でプレミアムが5ティック未満のものは0.0025（US $6.25に相当）
値幅制限	なし（GLOBEXは原商品に準ずる）
建玉制限	なし
最終取引日	3、6、9、12月の限月は原商品と同日。それ以外は限月の第3水曜日の前週の金曜日 ミッドカーブ・オプションはオプション期日の属する暦月の第3水曜日の前週の金曜日
権利行使期間	アメリカン
自動権利行使	あり
権利行使価格	0.25（一定の期近限月は0.125）刻み
2012年出来高 2013年出来高	139,472,754枚 （うちミッドカーブ・オプションは91,189,258枚） 149,981,150枚 （うちミッドカーブ・オプションは122,159,718枚）

注10：3、6、9及び12月の限月をいいます。以下同じ。

(5) 通貨先物オプション

商品名	Options on Japanese Yen Futures 日本円通貨先物オプション	Options on Euro Futures ユーロ通貨先物オプション
取引開始	1986年3月	1998年5月
取引時間	7:20a.m.－2:00p.m. (GLOBEX月曜日～金曜日5:00p.m.－翌日4:00p.m.；日曜日・祝日；5:00p.m.－翌日4:00p.m.) 最終取引日：9:16a.m.まで	左に同じ
取引単位	日本円通貨先物1取引単位 (12,500,000円)	ユーロ通貨先物1取引単位 (EUR125,000)
上場限月	3、6、9、12月の4限月、それ以外の月の2限月及び週ごとの4限月	左に同じ
原商品	直近の四半期限月の先物で、最終取引日がオプションの最終取引日から3営業日以後のもの。週ごとのオプションは、その月の直近の先物。	左に同じ
銘柄コード	暦月　J1/CJ（コール)、J1/PJ（プット） 週ごと　1JC/5JC（コール)、1JC/5JP（プット）	暦月　EC/EC（コール)、EC/EC（プット） 週ごと　1XC/5XC（コール)、1XP/5XP（プット）
価格の最小変動幅	0.000001（US $12.50に相当）（注11）	0.0001（US $12.50に相当）（注11）
値幅制限	先物が値幅制限に達したとき、オプション取引も停止される。	左に同じ
建玉制限	全限月合計の買建と売建の差1万枚以上の場合、建玉情報を報告（注2）	左に同じ
最終取引日	限月が四半期又は暦月のものは限月の第3水曜日の前々週の金曜日。週ごとのものは暦月のオプションの最終取引日に当たらない金曜日。	左に同じ
権利行使期間	アメリカン（注12）	左に同じ
自動権利行使	あり	あり
権利行使価格	0.0001（期近7限月は0.00005）刻み	0.01（期近7限月は0.005）刻み
2012年出来高 2013年出来高	1,540,799枚 3,684,829枚	6,083,870枚 6,462,404枚

注11：取引の形態（キャビネット・トレード）や一定の条件により、半分幅も可能です。
注12：ヨーロピアンのオプションもあります。

商品名	Options on Swiss Franc Futures スイスフラン通貨先物オプション	Options on British Pound Futures 英ポンド通貨先物オプション
取引開始	1985年2月	1985年2月
取引時間	左に同じ	左に同じ
取引単位	スイスフラン通貨先物1取引単位 （SF125,000）	英ポンド通貨先物1取引単位 （BP62,500）
上場限月	左に同じ	左に同じ
原商品	左に同じ	左に同じ
銘柄コード	暦月　SF/CF（コール）、SF/PF（プット） 週ごと　1SC/5SC（コール）、1SP/5SP（プット）	暦月　BP/CP（コール）、BP/PP（プット） 週ごと　1BC/5BC（コール）、1BP/5BP（プット）
価格の最小変動幅	0.0001（US $12.50に相当）（注11）	0.0001（US $6.25に相当）（注11）
値幅制限	左に同じ	左に同じ
建玉制限	左に同じ	左に同じ
最終取引日	左に同じ	左に同じ
権利行使期間	左に同じ	左に同じ
自動権利行使	あり	あり
権利行使価格	0.01（期近7限月は0.005）刻み	0.01刻み
2012年出来高 2013年出来高	67,608枚 175,718枚	659,792枚 1,841,943枚

商品名	Options on Australian Dollar Futures 豪ドル通貨先物オプション
取引開始	1988年1月
取引時間	左に同じ
取引単位	豪ドル通貨先物1取引単位 （A $100,000）
上場限月	左に同じ
原商品	左に同じ
銘柄コード	暦月　　KA（コール）、JA（プット） 週ごと　1AC/5AC（コール）、1AP/5AP（プット）
価格の最小変動幅	0.0001（US $10.00に相当）
値幅制限	左に同じ
建玉制限	全限月合計の買建と売建の差6,000万枚以上の場合、建玉情報を報告（注2）
最終取引日	左に同じ
権利行使期間	左に同じ
自動権利行使	あり
権利行使価格	当初0.01刻み（追加は0.005刻み）
2012年出来高 2013年出来高	1,203,772枚 1,737,747枚

2. シカゴ商品取引所（CBOT）

（Chicago　Board of Trade）

（1）金利先物

商品名	30 Day Fed Funds Futures フェド・ファンド（30日）先物
取引開始	1988年10月
取引時間	7:20a.m.－2:00p.m.（月曜日～金曜日） GLOBEX5:30p.m.－4:00p.m.（日曜日～金曜日） 最終取引日4:00p.m.まで
取引単位	US $5,000,000
上場限月	暦月から36限月
銘柄コード	FF（GLOBEXはZQ）
価格の表示方法	100から翌日物Federal Funds rateの月間単純平均を引いた数値
価格の最小変動幅	0.005（US $20.835に相当） 最期近限月は0.0025 （US $10.4175に相当）
値幅制限	なし
建玉制限	全限月合計で買建と売建の差3,000枚の場合建玉情報を報告（注1）
最終取引日	限月の最終営業日
最終決済方法	差金決済（毎日の翌日物Federal Fund rateの限月中の平均に基づいた最も近似の1/10ベーシス・ポイント）
最終決済日	最終取引日の翌営業日
2012年出来高 2013年出来高	6,425,956枚 4,649,878枚

注1：取引目的、ヘッジ対象資産などについて報告します。
注2：2年物、5年物、7年物及び30年物も上場されています。

商品名	10-Year Deliverable Interest Rate Swap Futures 受渡決済可能金利スワップ(10年)先物（注2）
取引開始	2002年6月
取引時間	7:20a.m.－2:00p.m.（月曜日～金曜日） GLOBEX5:00p.m.－4:00p.m.（日曜日～金曜日） 最終取引日2:00p.m.まで
取引単位	US $100,000
上場限月	3、6、9、12月の4限月
固定金利	各限月上場時に決定
変動金利	3ヵ月LIBOR
銘柄コード	N1U
額面価格	100
価格の最小変動幅	1/64（US $15.625に相当）
値幅制限	なし
建玉制限	なし（5,000枚以上は報告要）
最終取引日	限月の第3水曜日の2ロンドン営業日前
最終決済方法	受渡決済
最終決済日	限月の第3水曜日
2012年出来高 2013年出来高	12,246枚 681,507枚

(2) 金利先物オプション

商品名	30 Days Fed Funds Futures Options フェド・ファンド（30日）先物オプション
取引開始	2003年3月
取引時間	7:20a.m.－2:00p.m.（月曜日～金曜日） GLOBEX5:30p.m.－4:00p.m.（日曜日～金曜日）
取引単位	フェド・ファンド（30日）先物1取引単位 （US $5,000,000）
上場限月	暦月から24限月
銘柄コード	FFC（コール）、FFP（プット） （GLOBEXはOZQ）
価格の最小変動幅	0.0025（US $10.4175に相当）
値幅制限	なし
建玉制限	3,000枚以上の場合建玉情報を報告（注1）
最終取引日	限月の最終営業日
権利行使期間	アメリカン
自動権利行使	あり
権利行使価格	0.0625刻み（上下10ずつ） 0.1250刻み（上下5ずつ）
2012年出来高 2013年出来高	1,062,855枚 54,120枚

3. NASDAQ OMX PHLX（旧フィラデルフィア証券取引所）

通貨オプション

商品名	U.S.Dollar settled Japanese Yen Currency Options 日本円通貨オプション（米ドル差金決済）	U.S.Dollar settled Euro Currency Options ユーロ通貨オプション（米ドル差金決済）
取引開始	2007年8月	2007年1月
取引時間	9:30a.m.－4:00p.m.	左に同じ
取引単位	1,000,000円	EUR10,000
上場限月	3、6、9、12月の4限月及びその他の月の期近2限月	左に同じ
銘柄コード	XDN	XDE
価格の最小変動幅	0.01（US $1.00に相当）	0.01（US $1.00に相当）
値幅制限	なし	なし
建玉制限	60万枚	120万枚
最終取引日	限月の第3金曜日	左に同じ
権利行使期間	ヨーロピアン	左に同じ
権利行使価格	0.005刻み	0.005刻み
最終決済方法	最終取引日の12:00正午のニューヨーク連銀の買いレートに基づく米ドルによる差金決済	左に同じ
オプション消滅日	限月の第3金曜日の次の土曜日	左に同じ
2012年出来高 2013年出来高	8,251枚 11,700枚	152,927枚 54,261枚

4. MX（モントリオール取引所）

（MX）

（1）金利先物

商品名	Three-Month Canadian Bankers' Acceptance Futures カナダBA手形（3ヵ月）先物
取引開始	1988年4月
取引時間	6:00a.m.－4:00p.m. 最終取引日10:00a.m.まで
取引単位	額面C $1,000,000のBA手形（3カ月）
上場限月	3、6、9、12月の12限月及びその他の月の期近2限月
銘柄コード	BAX
価格の表示方法	100から年利率（%）を引いた数値
価格の最小変動幅	0.01（C $25.00に相当） 期近6限月は0.005（C $12.50に相当）
値幅制限	なし
建玉制限	建玉300枚以上で建玉情報を報告
最終取引日	限月の第3水曜日の2ロンドン営業日前（注）
最終決済方法	差金決済
2012年出来高 2013年出来高	20,804,167枚 22,578,143枚

（2）金利先物オプション

商品名	Options on Three-Month Canadian Bankers' Acceptance Futures カナダBA手形（3ヵ月）先物オプション
取引開始	1994年4月
取引時間	6:00a.m.－4:00p.m. 最終取引日10:00a.m.まで
取引単位	カナダBA手形（3ヵ月）先物1取引単位（C $1,000,000）
上場限月	3月、6月、9月、12月の8限月。ミッドカーブ・オプション（1年及び2年）は、3、6、9、12月の4限月及びその他の月の2限月。
原商品	通常のオプションは同じ限月の先物。四半期限月のミッドカーブ・オプションは1年後又は2年後を限月とする先物。その他の月のミッドカーブ・オプションはその限月直後の四半期限月から1年後を限月とする先物。
銘柄コード	OBX（ミッドカーブ・オプションは、その他の月がOBW、1年がOBY、2年がOBZ）
価格の最小変動幅	0.005（C $12.50に相当） キャビネット取引は0.001（C2.50に相当）
値幅制限	なし
建玉制限	先物を参照
最終取引日	限月の第3水曜日の2ロンドン営業日前（注）　ミッドカーブ・オプションは限月の第3水曜日の前週の金曜日
権利行使期間	アメリカン
自動権利行使	あり
権利行使価格	0.125刻み
2012年出来高 2013年出来高	493,047枚 588,279枚

注：ロンドン営業日は、ロンドン市の銀行の営業日をいいます。

5. BM&F BOVESPA

(1) 通貨先物

商品名	U.S.Dollar Futures 米ドル先物
取引開始	1987年4月
取引時間	9:00a.m.－6:00p.m.
取引単位	US $50,000
上場限月	暦月
銘柄コード	DOL
価格の表示方法	US $1,000当たりのBRL表示
価格の最小変動幅	US $1,000当たりBRL0.50
値幅制限	5%
建玉制限	1万枚又は限月当たりの全建玉の20%のどちらか大きい方
最終取引日	限月の前月の最終営業日
最終決済方法	差金決済
最終決済日	限月の最初の営業日
2012年出来高 2013年出来高	84,049,097枚 83,426,499枚

(2) 通貨先物オプション

商品名	U.S.Dollar Options on Futures 米ドル先物オプション
取引開始	1998年7月
取引時間	9:00a.m.－6:00p.m.
取引単位	米ドル先物1取引単位 (US $50,000)
上場限月	暦月
原商品	米ドル先物
銘柄コード	DOL
価格の最小変動幅	US $1,000当たり0.001
値幅制限	なし
建玉制限	限月当たりの全建玉の20％又は2,500枚のいずれか大きい方
最終取引日	限月の前月の最終営業日
権利行使期間	ヨーロピアン
自動権利行使	なし
2012年出来高 2013年出来高	9,422,497枚 8,609,024枚

6. ICE Futures U.S.（旧ニューヨーク商品取引所（NYBOT））

（1）通貨先物

商品名	Euro/Japanese Yen Futures ユーロ・日本円通貨先物
取引開始	2011年6月
取引時間	8:00p.m.～翌日5:00p.m.: 最終取引日～9:16a.m.（CT）
取引単位	EUR125,000（注1）
上場限月	3、6、9、12月
銘柄コード	KEJ
価格の表示方法	1EUR当たりの日本円表示
価格の最小変動幅	0.005（625円に相当）
値幅制限	なし
建玉制限	なし
最終取引日	限月の第3水曜日の2営業日前
最終決済方法	受渡決済
最終決済日	限月の第3水曜日の2営業日前
2012年出来高 2013年出来高	98,906枚 118,255枚

（2）通貨指数先物

商品名	US Dollar Index Futures 米ドル指数先物
取引開始	1985年11月
取引時間	8:00p.m.～ 翌日5:00p.m.
取引単位	US $1,000×米ドル指数
上場限月	3、6、9、12月の4限月
銘柄コード	DX
価格の表示方法	米ドル指数
価格の最小変動幅	0.005（US $5に相当）
値幅制限	なし
建玉制限	なし
最終取引日	限月の第3水曜日の2営業日前
最終決済方法	ユーロ、日本円、英ポンド、カナダドル、スウェーデンクローナ及びスイスフランの6通貨（指数内のウエートに応じて）に対して受渡決済
最終決済日	限月の第3水曜日の2営業日前
2012年出来高 2013年出来高	6,321,418枚 8,050,966枚

注1：EUR1,000,000も上場されています。

(3) 通貨指数先物オプション

商品名	Options on US Dollar Index Futures 米ドル指数先物オプション
取引開始	1986年9月
取引時間	8:00p.m.－5:00p.m.
取引単位	米ドル指数先物1取引単位 (US $1,000×米ドル指数)
上場限月	3、6、9、12月の4限月、その他の月の2限月及び週ごとの4限月
原商品	次の四半期限月の先物
銘柄コード	DX
価格の最小変動幅	0.005 (US ＄5.00に相当)
値幅制限	なし
建玉制限	なし
最終取引日	限月の第3水曜日の前々週の金曜日
権利行使期間	アメリカン
自動権利行使	あり
権利行使価格	米ドル指数取引ポイント1.00刻み
2012年出来高 2013年出来高	850,340枚 758,567枚

7. ICEフューチャーズ・ヨーロッパ（ICE Futures Europe）

（1）金利先物-1

商品名	Three Month Sterling（Short Sterling）Interest Rate Futures 英ポンド金利（3ヵ月）先物	Three Month EURIBOR Interest Rate Futures EURIBOR金利（3ヵ月）先物
取引開始	1982年11月	1998年12月
取引時間	7:30a.m.－6:00p.m. 最終取引日11:00a.m.まで	1:00a.m.－6:45a.m. 7:00a.m.－9:00p.m. 最終取引日10:00a.m.まで
取引単位	BP500,000	EUR1,000,000
上場限月	3、6、9、12月の24限月及びその他の月の2限月	3、6、9、12月の24限月及びその他の月の4限月
銘柄コード	L	I
価格の表示方法	100から年利率（%）を引いた数値	左に同じ
価格の最小変動幅	0.01（BP12.50に相当）	0.005（EUR12.50に相当）
値幅制限	なし	なし
建玉制限	なし	なし
最終取引日	限月の第3水曜日	限月の第3水曜日の2営業日前
最終決済方法	差金決済（最終取引日11:00a.m.のICE LIBORを基準）	差金決済（最終取引日10:00a.m.のEMMI EURIBORを基準）
最終決済日	最終取引日の翌営業日	左に同じ
2012年出来高 2013年出来高	114,915,025枚 144,279,092枚	178,762,097枚 238,493,786枚

EMMI EURIBORは、European Money Markets Institute Euribor Rateの略称です。
ICE LIBORは、ICE Benchmark Administration Limited London Interbank Offered Rateの略称です。

商品名	Three Month Euro Swiss Franc（Euroswiss）Interest Rate Futures ユーロスイスフラン金利（3ヵ月）先物
取引開始	1991年2月
取引時間	7:30a.m.－6:00p.m. 最終取引日11:00a.m.まで"
取引単位	SF1,000,000
上場限月	3、6、9、12月の24限月
銘柄コード	S
価格の表示方法	左に同じ
価格の最小変動幅	0.01（SF25.00に相当）
値幅制限	なし
建玉制限	なし
最終取引日	限月の第3水曜日の2営業日前
最終決済方法	差金決済（最終取引日11:00a.m.のICE LIBORを基準）
最終決済日	左に同じ
2012年出来高 2013年出来高	6,428,995枚 6,579,896枚

（1）金利先物-2

商品名	Two Year Euro Swapnote Futures ユーロ・スワップノート（2年）先物	Five Year Euro Swapnote Futures ユーロ・スワップノート（5年）先物	Ten Year Euro Swapnote Futures ユーロ・スワップノート（10年）先物
取引開始	2001年3月	左に同じ	左に同じ
取引時間	7:00a.m.－6:00p.m. 最終取引日10:00a.m.	左に同じ	左に同じ
取引単位	EUR100,000	左に同じ	左に同じ
上場限月	3、6、9、12月の2限月	左に同じ	左に同じ
固定金利	6.00%（年1回利払い）	左に同じ	左に同じ
変動金利	EURIBOR	左に同じ	左に同じ
銘柄コード	TWS	O	P
額面価格	100	左に同じ	左に同じ
価格の最小変動幅	0.005（EUR5.00に相当）	0.01（EUR10.00に相当）	左に同じ
値幅制限	なし	なし	なし
建玉制限	なし	なし	なし
最終取引日	実行日の2営業日前	左に同じ	左に同じ
実行日	限月の第3水曜日	左に同じ	左に同じ
最終決済方法	想定元本及び想定金利をISDA指標スワップレートから算出する割引率で割り引いて算出する現在価値に基づく差金決済	左に同じ	左に同じ
2012年出来高 2013年出来高	376,091枚 433,411枚	283,872枚 371,687枚	150,409枚 124,012枚

ISDAは、International Swap and Derivatives Associationの略称です。

(2) 金利先物オプション

商品名	Options on Three Month Sterling (Short Stering) Futures 英ポンド金利（3ヵ月）先物オプション	Options on Three Month EURIBOR Futures EURIBOR（3ヵ月）先物オプション
取引開始	1987年11月	1999年1月
取引時間	7:30a.m.－6:00pm. 最終取引日11:00a.m.まで	7:00a.m.－6:00pm. 最終取引日10:00a.m.まで
取引単位	英ポンド金利（3ヵ月）先物1取引単位（BP500,000）	EURIBOR（3ヵ月）先物1取引単位（EUR1,000,000）
上場限月	3、6、9、12月の8限月及びその他の月の2限月。 ミッドカーブ・オプションは、3、6、9、12月の4限月及びその他の月の4限月。	3、6、9、12月の4限月及びその他の月の4限月。 ミッドカーブ・オプションは、3、6、9、12月の4限月及びその他の月の4限月。
原商品	オプション限月以後直近の3、6、9、12月を限月とする先物。 オプション限月以後直近の3、6、9、12月から1年後、2年後、3年後又は4年後を限月とする先物（ミッドカーブ・オプション）	オプション限月以後直近の3、6、9、12月を限月とする先物。 オプション限月以後直近の3、6、9、12月から1年後、2年後、3年後又は4年後を限月とする先物（ミッドカーブ・オプション）
銘柄コード	L（ミッドカーブ・オプションはM、M2、M3、M4）	I（ミッドカーブ・オプションはK、K2、K3、K4）
価格の最小変動幅	0.005（BP6.25に相当）	0.005（EUR12.50に相当）
値幅制限	なし	なし
最終取引日	英ポンド金利（3ヵ月）先物の最終取引日に同じ	EURIBOR（3ヵ月）先物の最終取引日に同じ
オプション料授受の時期	権利行使日の翌営業日又は権利行使期間満了日	左に同じ
権利行使期間	アメリカン	左に同じ
自動権利行使	あり	あり
権利行使価格	0.125刻み	左に同じ
2012年出来高 2013年出来高	18,838,973枚（うちミッドカーブ・オプション 9,856,041枚） 22,070,242枚（うちミッドカーブ・オプション 13,087,310枚）	92,860,311枚（うちミッドカーブ・オプション 22,189,200枚） 118,951,189枚（うちミッドカーブ・オプション 68,062,540枚）

8. ユーレックス（Eurex）

（1）金利先物

商品名	Three-Month EURIBOR Futures EURIBOR（3ヵ月）先物
取引開始	1998年9月
取引時間	8:00a.m.－7:00p.m. 最終取引日11:00a.m.まで
取引単位	EUR1,000,000
上場限月	3、6、9、12月の20限月。
銘柄コード	FEU3
価格の表示方法	100から年利率（%）を引いた数値
価格の最小変動幅	0.005（EUR12.50に相当）
値幅制限	なし
建玉制限	なし
最終取引日	限月の第3水曜日の2営業日前
最終決済方法	差金決済 （最終取引日11:00a.m.の EURIBOR EBF/ACIを基準）
最終決済日	最終取引日と同じ
2012年出来高 2013年出来高	66,360枚 275,098枚

（2）金利先物オプション

商品名	Options on Three-Month EURIBOR Futures EURIBOR（3ヵ月）先物オプション
取引開始	1998年9月
取引時間	8:00a.m.－7:00p.m. 最終取引日11:00a.m.まで
取引単位	Eurex EURIBOR（3ヵ月）先物1取引単位（EUR1,000,000）
上場限月	期近6暦月及びそれに続く3、6、9、12月の6限月。 ミッドカーブ・オプション（1年、2年、3年及び4年）は、期近6暦月及びそれに続く3、6、9、12月の2限月。
原商品	四半期限月の通常のオプションは同じ限月の先物。その他の月は、その限月に続く四半期限月の先物。四半期限月のミッドカーブ・オプションは1年後、2年後、3年後及び4年後を限月とする先物。その他の月のミッドカーブ・オプションはその限月直後の四半期限月から1年後、2年後、3年後及び4年後を限月とする先物。
銘柄コード	OEU3 ミッドカーブ・オプションは OEM1 ～ OEM4
価格の最小変動幅	0.005（EUR12.50に相当）
値幅制限	なし
建玉制限	なし
最終取引日	限月の第3水曜日の2取引所営業日前
権利行使期間	アメリカン
自動権利行使	あり
権利行使価格	0.125刻み
2012年出来高 2013年出来高	0枚 89,500枚

9. シンガポール取引所デリバティブ市場（SGX-DT）

（Singapore Exchange Derivatives Trading）

金利先物

商品名	Three-Month Euroyen TIBOR Futures ユーロ円TIBOR（3ヵ月）先物（注1）（注2）
取引開始	1989年10月
取引時間	7:40a.m.－7:05p.m. 8:00p.m.－2:00a.m. 最終取引日10:00a.m.まで
取引単位	100,000,000円
上場限月	3、6、9、12月（最長5年）
銘柄コード	EY
価格の表示方法	100から年利率（%）を引いた数値
価格の最小変動幅	0.005（1,250円に相当）
値幅制限	なし
建玉制限	なし（全限月合計の買建と売建の差1万枚以上の場合、建玉情報を報告）（注3）
最終取引日	限月の第3水曜日の2金融取営業日前
最終決済方法	差金決済（最終決済価格は、金融取のユーロ円3ヵ月金利先物と同じ）
最終決済日	限月の第3水曜日
2012年出来高 2013年出来高	25,826枚 10,221枚

注1：CMEとの相互決済制度対象商品です。
注2：最終決済価格がLIBORに基づくユーロ円LIBOR（3ヵ月）先物も上場されています。
注3：取引目的、ヘッジ対象資産などについて報告します。

10. 香港先物取引所（HKFE）

（Hong Kong Futures Exchange）

金利先物

商品名	Three-Month HIBOR Futures HIBOR（3ヵ月）先物
取引開始	1997年9月
取引時間	8:30a.m.－12:00a.m. 1:30p.m.－5:00p.m. 最終取引日11:00a.m.まで
取引単位	HK $5,000,000
上場限月	当月1限月、暦月の2限月及び3、6、9、12月の7限月の計10限月
銘柄コード	HB3
価格の表示方法	100から年利率（%）を引いた数値
価格の最小変動幅	0.01（HK $125.00に相当）
値幅制限	なし
建玉制限	1限月1000枚又は取引参加者口座で全限月4000枚かつ1限月1000枚又は顧客口座で全限月4000枚
最終取引日	限月の第3水曜日の2営業日前
最終決済方法	差金決済
最終決済日	限月の第3水曜日
2012年出来高 2013年出来高	150枚 2枚

HIBORはHong Kong Interbank Offered Rateの略称です。

11．ASX 24（シドニー先物取引所（SFE））

ASX 24（Sydney Futures Exchange）

（1）金利先物

商品名	ASX 90 Day Bank Accepted Bill Futures ASX BA手形（90日）先物	ASX 30 Day Interbank Cash Rate Futures ASX 30日銀行間金利先物	ASX 90 Day New Zealand Bank Bill Futures ASXニュージーランドBA手形（90日）先物（注1）
取引開始	1979年10月	2003年8月	1986年12月
取引時間	5:08p.m.－7:30a.m. （3月第2日曜から11月第1日曜は5:08p.m.－7:00a.m.） 8:28a.m.－4:30p.m. 最終取引日12:00a.m.まで	5:14p.m.－7:30a.m. （3月第2日曜から11月第1日曜は5:08p.m.－7:00a.m.） 8:34a.m.－4:30p.m. 最終取引日4:30p.m.まで	5:40p.m.－7:00a.m. 8:30a.m.－4:30p.m. 最終取引日12:00a.m.まで （ニュージーランド時間）
取引単位	額面A $1,000,000のBA手形（90日）	A $3,000,000	NZ $1,000,000
上場限月	3、6、9、12月から20限月	暦月から18限月	3、6、9、12月の12限月
銘柄コード	IR	IB	BB
価格の表示方法	100から年利率（%）を引いた数値	左に同じ	左に同じ
価格の最小変動幅	0.01%（約A $24.00に相当）	0.005%（約A $12.33に相当）	0.01%（約NZ $24.00に相当）
値幅制限	なし	なし	なし
建玉制限	清算会員のNTAの2倍まで	清算会員のNTAの2倍まで	清算会員のNTAの2倍まで
最終取引日	最終決済日の1営業日前	限月の最終営業日	限月9日より後の最初の水曜日
最終決済方法	受渡決済（オーストラリアの銀行などが発行する決済日後85-95日間で満期となる額面A $1,000,000を1枚のBA手形又は電子BA手形（EBA）、譲渡性預金（NCD）又は電子NCD（ECD））	差金決済（オーストラリア準備銀行が毎日公表する銀行間翌日物金利の限月中の平均数値に基づく）	3ヵ月物FRA決済レートに基づく決済価格（注2）に基づく差金決済
最終決済日	限月の第2金曜日	最終取引日の2営業日後	最終取引日の翌営業日
2012年出来高 2013年出来高	21,382,203枚 29,020,415枚	4,499,015枚 4,913,943枚	1,307,096枚 1,121,995枚

FRAは、forward rate agreementの略称です。
NTAは、Net Tangible Assetsの略です。

注1：2004年3月にニュージーランド先物オプション取引所（NZFOE）からSFEに移管されました。
注2：1,000,000×365/［365+（P×90/100）］　ただしPは年利率で表示された決済レート。

(2) 金利先物オプション

商品名	ASX Options on 90 Day Bank Accepted Bills Futures ASX BA手形（90日）先物オプション
取引開始	1979年10月
取引時間	5:08p.m. ～ 7:30a.m.（3月第2日曜から11月第1日曜は5:08p.m.－7:00a.m.） 8:28a.m. ～ 4:30p.m. 最終取引日12:30p.m.まで
取引単位	ASX BA手形（90日）先物1取引単位 （A $1,000,000）
上場限月	3、6、9、12月から6限月及びその他の月から2限月
銘柄コード	IR
価格の表示方法	年利率（0.005%刻み）
価格の最小変動幅	0.005%（約A $12.00に相当）
値幅制限	なし
建玉制限	清算会員のNTAの2倍まで
最終取引日	四半期限月は原商品の決済日の前週の金曜日、その他の月は限月の第1金曜日
権利行使期間	アメリカン
自動権利行使	あり
権利行使価格	0.125%刻み
2012年出来高 2013年出来高	6,788枚 3,750枚

12. 韓国取引所（KRX）

(Korea Exchange)

通貨先物

商品名	U.S. dollar Futures 米ドル通貨先物
取引開始	1999年4月
取引時間	9:00a.m.－3:15p.m. 最終取引日11:30a.m.まで
取引単位	US $10,000
上場限月	6連続暦月及びそれに続く2四半期限月合わせて8限月
銘柄コード	UD
価格の表示方法	1US $当たりの韓国ウォン表示
価格の最小変動幅	0.1（KRW1,000に相当）
値幅制限	なし
建玉制限	必要な場合に設定
最終取引日	限月の第3月曜日
最終決済方法	受渡決済
最終決済日	限月の第3月曜日の2営業日後
2012年出来高 2013年出来高	53,549,300枚 51,814,466枚

商品名	Japanese Yen Futures 日本円通貨先物
取引開始	2006年5月
取引時間	9:00a.m.－3:15p.m. 最終取引日11:30a.m.まで
取引単位	1,000,000円
上場限月	6連続暦月及びそれに続く2四半期限月
銘柄コード	JPY
価格の表示方法	100円当たりの韓国ウォン表示
価格の最小変動幅	0.1（KRW1,000に相当）
値幅制限	なし
建玉制限	必要な場合に設定
最終取引日	限月の第3月曜日
最終決済方法	受渡決済
最終決済日	限月の第3月曜日の2営業日後
2012年出来高 2013年出来高	862,806枚 907,501枚

13. モスクワ取引所

（Moscow Exchange）

通貨先物

商品名	U.S. Dollar/Russian Ruble Futures 米ドル・ロシアルーブル先物
取引開始	2010年7月
取引時間	10：00a.m.－6：45p.m.；7：00p.m.－11：50p.m., 8：00a.m. －9：00a.m.
取引単位	US $1,000
上場限月	3、6、9、12月から5年間
銘柄コード	SI
価格の表示方法	US $1,000当たりのRUB表示
価格の最小変動幅	US $1当たり0.001（RUB1に相当）
値幅制限	なし
最終取引日	限月の15日
最終決済方法	Interfaxが公表するUSD/RUB_UTS_TOMでの差金決済
2012年出来高 2013年出来高	373,108,731枚 373,466,315枚

14. Nasdaq OMX NLX

金利先物

商品名	Three Month Sterling（Short Sterling）Interest Rate Futures 英ポンド金利（3ヵ月）先物	Three Month EURIBOR Interest Rate Futures EURIBOR金利（3ヵ月）先物
取引開始	2013年5月	2013年5月
取引時間	7：30a.m.－6：00p.m. 最終取引日11：00a.m.まで	7：00a.m.－9：00p.m. 最終取引日10：00a.m.まで
取引単位	BP500,000	EUR1,000,000
上場限月	3、6、9、12月の24限月及びその他の月の2限月	3、6、9、12月の24限月及びその他の月の4限月
銘柄コード	L	NI
価格の表示方法	100から年利率（%）を引いた数値	左に同じ
価格の最小変動幅	0.01（BP12.50に相当）	0.005（EUR12.50に相当）
値幅制限	なし	なし
建玉制限	なし	なし
最終取引日	限月の第3水曜日	限月の第3水曜日の2営業日前
最終決済方法	差金決済 （最終取引日11：00a.m.のICE LIBORを基準）	差金決済 （最終取引日10：00a.m.のEURIBORを基準）
最終決済日	最終取引日の翌営業日	最終取引日の翌営業日
2012年出来高 2013年出来高	－ 2,397,274枚	－ 2,915,564枚

本概要はご参考のために2014年11月現在で作成したものであり、商品内容や取引方法の詳細については各取引所の説明書等によりご確認下さい。

問合先は当協会宮崎（03-5280-0881）

参考資料：各取引所のContract Specifications等

FINANCIAL FUTURESニュース

（平成26年10月～ 12月）

１．仏AMF、投資家の89％がFX取引から損失を受けていると警告　（PR　10月13日）

フランスの金融市場機構（AMF）は、2009年～ 2012年の4年間で、投資家の89％がネットの損失を受けている旨の調査結果を公表し、FX取引の危険性について投資家に警告を発した。その期間の損失額は、13,224の投資家が合計175百万ユーロの損失、1,575の投資家が合計13.8百万ユーロの利益、平均で10,900ユーロの損失となった。調査対象は、AMFの許可を受けているフランスのFX及びCFDトレーダーの顧客である通貨等のローリング･スポット取引、バイナリーオプション、CFDに投資する個人投資家14,799。AMFは、これまで数年間、不法なウェッブサイトのリストを公表する、いくつかの業者を監査等することにより一般公衆に情報を提供してきたが、フランス国内のインターネット・ユーザーから無許可販売を行っている一定のサイトへのアクセスをブロックする法的措置をとり、2014年9月15日にパリ第一審裁判所が初めてこの要請に同意した。AMFの一般投資家関係局長によれば、「この決定を歓迎する。この決定は、この戦いにおいてAMFが始めた新しい手段を構成する。この法的手段よりも一歩進んで、最善の兵器は防止であり続ける。外国為替取引は、個人投資家が避けるべき市場である。これは我々の信念であり、今日の努力の目的である。」

２．豪FX業者、日本顧客へのFX販売を停止　（PR　10月13日）

オーストラリアで金融サービス（AFS）許可を受けているPepperstone Group Ltd.（以下「当社」）は、当社が日本の金融庁の登録を受けていないことについてのオーストラリア証券・投資委員会（ASIC）からの懸念の表明を受けて、日本での金融サービス提供を停止した。ASICは、一般投資家向けデリバティブ及び外国為替証拠金取引の監視を続ける中で、当社が日本のミラーのウェッブサイトを通してそのような商品の広告を行っていること及び外国為替証拠金取引の数多くの日本顧客を有していることを知った。AFS許可は、オーストラリア国内に限って金融サービス業を行うことを許可する。当社は、10月2日、日本の顧客の新規受け付けをしない旨公表し、既存の日本の顧客には、当社が日本で登録していない旨、並びに12月31日までに建玉の手仕舞い及び資金の引き出しを認める旨のemailを送付した。

３．NADEX、20分物バイナリーオプションを上場へ　（PR　10月17日）

バイナリーオプションを上場するNorth American Derivatives Exchange（NADEX）は、S&P500 E-MINI等の株価指数4銘柄のバイナリーオプションについて、回号ごとの消滅までの取引時間を、従来の1週間ごと、1日ごと、2時間（実質最短は1時間）ごとに加え、20分を新たに上場する旨、CFTCに届け出た。取引開始は11月3日。（下記24.　参照）

４．EEX、Powernextの過半数株主に　（PR 10月21日）

ドイツ取引所グループの欧州エネルギー取引所（EEX）が、2015年1月1日、パリのPowernextの55.8％株主になる。両取引所のガス部門が統合され、PowernextがEEXのPEGASのガス部門を運営する。

5．インド、証券会社の通貨デリバティブ自己建玉制限を緩和　（Circular　10月22日）

インド証券取引理事会（SEBI）は、銀行でない証券会社による取引所取引通貨デリバティブ（対インドルピー）の自己建玉の保有制限を、(a) 当該通貨ペアの総建玉の15％（緩和前は6％）又は（b）USD50百万（緩和前はUSE10百万）、EUR25百万（同EUR5百万）、GBP25百万（同5百万）、JPY1,000百万（同200百万）のいずれか大きい数値に緩和した。なお、証券会社（銀行及び銀行でない証券会社）並びに外国ポートフォリオ投資家（FPI）カテゴリⅠは（a）15％、(b) USD100百万、EUR50百万、GBP50百万、JPY2,000百万。顧客並びにFPIカテゴリⅡ及びⅢは（a）6％、(b) USD10百万、EUR5百万、GBP5百万、JPY200百万で、従来と変わらず。

6．CME、KRXの米ドル／韓国ウォン先物を上場　（PR　10月28日）

シカゴ･マーカンタイル取引所（CME）は韓国取引所（KRX）で上場している米ドル／韓国ウォン先物をGlobexに上場する。取引時間はソウル時間の夜間。取引開始日は12月8日。取引条件は、KRXと同じで、取引単位は10,000米ドル、受渡決済。

7．CFTC、非営利目的事象市場の運営を認可　（PR　10月29日）

CFTCは、ニュージーランドのウェリントン・ビクトリア大学による非営利目的事象市場の運営にノーアクション･レターによる指定契約市場、外国取引所又はスワップ執行施設としての登録義務からの免除を与え、米国民に対する事象契約の販売を認めた。同市場は、選挙及び経済指標に関するバイナリー契約の二次市場から構成され、学術的研究だけのために運営される。ある事象の結果を世論調査などよりも正確に予測できるかどうか調べることが目的。CFTCは、同様のノーアクション･レターによる登録義務の免除を1992年～ 1993年に米アイオワ大学の事象契約にも与えている。

8．ICEシンガポール、取引開始へ　（PR　11月4日）

Intercontinental Exchange（ICE）が2013年11月に買収したシンガポール･マーカンタイル取引所と同清算会社は、それぞれICE Singapore及びICE Clear Singaporeとして2015年3月17日に業務を開始する。上場商品は、原油、金等の見込み。

9．ASX、イリノイ州のCMEデータセンター内にハブを設置　（PR　11月4日）

オーストラリア取引所（ASX）は、北米イリノイ州にあるCMEグループのコローケーション施設内の存在点（POP）（直接接続ハブ）を設置し､北米の顧客がオーストラリアのASX市場への接続を拡大･改善する。CMEグループのコローケーション施設を使ってこの種の接続を提供するのは、ASXが初めて。

10．世界のOTCデリバティブ取引残高、減少　（PR　11月6日）

主要13ヵ国の主要銀行を対象とした国際決済銀行（BIS）の調査によると、2014年6月末の世界のOTCデリバティブ取引残高（想定元本ベース）（2004年12月末以降は、CDS[※3]を含む。）は、691兆米ドル（2013年12月比▲2.7％）と減少し、市場価値で評価した総市場価額も、全体で17兆ドル（同▲7.4％）と減少した。外国為替のうち、米ドルは87.1％（2013年12月末は86.5％）、ユーロは35.4％（同35.7％）、円は17.6％（同

20.0%）を、金利のうち、米ドル建ては28.5%（同29.7%）、ユーロ建ては39.4%（同41.3%）、英ポンド建ては10.8%（同9.0%）、円建ては9.2%（同9.0%）を占める。

（単位：10億米ドル）

	2012年 6月末	2012年 12月末	2013年 6月末	2013年 12月末	2014年 6月末
全商品合計	639,395	635,685	696,408	710,633	691,492
うち外国為替	66,672	67,358	73,121	70,553	74,782
うち先渡し等※1	31,395	31,718	34,421	33,218	35,190
スワップ※2	24,156	25,420	24,654	25,448	26,141
オプション	11,122	10,220	14,046	11,886	13,451
［参考：取引所取引	325	337	344	386	379］
金利	494,427	492,605	564,673	584,799	563,290
うちFRA	64,711	71,960	86,892	78,810	92,575
スワップ	379,401	372,293	428,385	456,725	421,273
オプション	50,314	48,351	49,396	49,264	49,442
［参考：取引所取引	55,636	48,523	62,160	56,951	65,624］
株式関連	6,313	6,251	6,821	6,560	6,941
商品（金等）	2,994	2,587	2,458	2,204	2,206
CDS※3	26,930	25,068	24,349	21,020	19,462
うち個別対象先	15,566	14,309	13,135	11,324	10,845
複数対象先	11,364	10,760	11,214	9,696	8,617
その他※4	42,059	41,815	24,986	25,496	24,810

※1 Outright forwards and forex swaps
※2 Currency swaps
※3 Credit Default Swaps
※4 不定期に報告する金融機関の残高予想額。

11. CFTCが課した罰金額、2014年度32.7億ドル （PR 11月6日）

CFTCが2014年9月までの1年間に行った新規処分が67件（前年82件、前々年102件）、課した罰金額が史上最高の32.7億ドル（同17億ドル超、9.3億ドル超）になった。うち、民事上の罰金が18億ドル超（同15億ドル超、4.7億ドル超）、不正利得返還（disgorgement及びrestitution）が14億ドル超（同2億ドル超、4.5億ドル超）であった。主な処分としては、LIBOR操縦の民事上の罰金5.8億ドル（過去を含めた合計が18.7億ドル）、JPMorgan Chase Bank, N.A. によるCDSの相場操縦の民事上の罰金1億ドルなど。

12. CFE、米国債ボラティリティ指数先物を上場 （PR 11月6日）

CBOE先物取引所（CFE）は、CBOE／CBOT10年米国債ボラティリティ指数SM（VXTYN）先物を11月13日に上場する。VXTYN指数は、シカゴ商品取引所（CBOT）に上場される10年米国債先物オプションのデータに基づき、既存のCBOEボラティリティ指数（VIX指数）と同じ方法で算出する。

13. ICE、ロンドン金価格決定の管理者に （PR　11月7日）

ロンドン地金市場協会（LBMA）は、LBMA金価格の管理者としてIntercontinental Exchange（ICE）のICE Benchmark Administration（IBA）を用いる。開始は2015年の予定。IBAは、これまで1919年9月以来使われてきた1日2回限られた数の銀行が集まって又は電話で決定する方法に替わり、現物決済、電子でオークションにより取引し、ビッド及びオファーはリアルタイムで、価格は30秒ごとに公表する。

14. 米、英及びスイスの監督当局、外国為替指標レート操縦で大手銀行に罰金 （PR　11月12日）

外国為替指標レートを不正に操作したとして、米CFTCは、米Citibank, N.A.（Citi）、英HSBC Bank Plc（HSBC）、米JPMorgan Chase Bank, N.A.（JPM）、英The Royal Bank of Scotland plc（RBS）、スイスUBS AG（UBS）の5銀行に対し合計14億ドル（それぞれ3.1億ドル、2.75億ドル、3.1億ドル、2.9億ドル、2.9億ドル）、米通貨監督庁（OCC）は、Bank of America, N.A.（BOA）、Citi及びJPMの3銀行に対し合計9.5億ドル（それぞれ2.5億ドル、3.5億ドル、3.5億ドル）、英金融行為機構（FCA）は、Citi、HSBC、JPM、RBS、UBSの5銀行に対し合計11億ポンド（17億ドル）（それぞれ2.2億ポンド、2.1億ポンド、2.2億ポンド、2.2億ポンド、2.3億ポンド）、スイス金融市場監督機構（FINMA）は、UBSに対し1.3億スイスフラン（1.4億ドル）の罰金を課した。合計で約42億ドルの罰金となる。

15. CFTCが金融詐欺からの顧客保護のための全米キャンペーン実施 （PR　11月19日）

CFTCは、投資家が金融詐欺を特定し、自身を護るための新全米キャンペーンを開始した。包括的なキャンペーンは、新ウェッブサイト、全米に向けた広報及びビデオなどから構成される。新ウェッブサイトSmartCheck.CFTC.govは、金融業者の背景チェックができる研修用ツールである。今後、テレビや活字広告などにより、新ウェッブサイトの利用などを広めて行く。CFTCによる処分では、2010年～ 2013年に、少なくとも3万の投資家が金融詐欺の被害を受け、10億ドル超の損失をこうむっている。CFTCは、特に、未登録業者による詐欺が過半を占めており、業者が適切に登録、許可等を受けているかどうかチェックすることで詐欺の犠牲となる可能性を大きく減少できる、としている。

16. フランス、HFTに新規制 （PR　11月19日）

フランスの金融市場機構（AMF）は、MiFID IIに先んじて、2015年1月から高頻度取引（HFT）を規制する。Decree of 2012-957 August 2012は、HFTを0.5秒以下の間に連続する注文の送信、修正又は取消し行うことを特徴とする注文自動処理システムを使って注文を習慣的に送信する行為と定義付ける。自動システムを使用する投資業者は、そのシステムの内容を稼働開始後1ヵ月以内にAMFに報告し、アルゴリズム及び取引の記録を5年間保存しなければならない。新規制は、フランスの発行体に係る有価証券の取引システムにのみ適用され、非居住者には、注文が直接Euronextパリ市場等のフランス国内の規制市場又はMTFに送られる場合を除き、適用されない。

17. CBOT、米トライパーティ・レポ（Tri-Party Repo）先物を上場 （PR　11月20日）

CBOTは、BNY Mellonと協力して、無リスクのオーバーナイト金利を反映するトライパーティ・レポ※指数の先物を上場する。BNY Mellonは、トライ-パーティ・レポの日次の指数を算出する。2015年上場の予定。

※編集注：レポ取引（有価証券貸借取引）において、借り手（証券会社）と貸し手（投資家）の間で第三者（清算銀行）が受渡しや担保管理などを行う取引。担保となる有価証券は、米国債、機関抵当債及び機関債。BNY Mellonは、大手清算銀行の一つ。

18. FIA等、分別管理された証拠金のバーゼルⅢ資本要件からの除外を要請 （PR 11月21日）

米先物業協会（FIA）、取引所世界連合（WFE）及び世界中央清算機関連合（CCP12）の業界団体並びにICE、CME、LCH.Clearnet及びEurexの清算機関は、バーゼル銀行監督委員会に、中央清算されたデリバティブ取引により生じた銀行リスク負担に関し、分別管理されている証拠金は、多くの非清算デリバティブ取引のための証拠金と異なり、銀行のレバレッジを増加させるために使用できないため、バーゼルⅢの銀行資本要件である取引相手リスク負担の標準アプローチ（SA-CCR）を採用するに当たって、リスク負担軽減効果を認識するよう要請する手紙を発出した。

19. NADEX、ビットコインのバイナリーオプションを上場 （PR 11月24日、12月3日）

北米デリバティブ取引所（NADEX）は、ビットコインのバイナリーオプションの上場をCFTCに届け出る。取引期間は1日及び1週。参照価格は、TeraExchangeのTera Bitcoin Price Index。12月2日に上場され、その日の出来高は、65枚。

20. CFTC、CMEグループに市場監視強化を勧告 （PR 11月24日）

CFTCは、CMEグループの各取引所を検査し、それらの市場監視業務について、特にNYMEX及びCOMMEXに対して、市場監視システムを導入すべきこと、Spoofing（見せ玉）を発見する方法を開発し続けるべきことなどの勧告等を発出した。

21. インド、外国デリバティブ商品に新規制 （PR 11月24日）

印証券取引理事会（SEBI）は、外国デリバティブ商品（ODI）を通した投資に関する規制を今年定めた外国ポートフォリオ投資家（FPI）制度等の新外国投資規制（会報第102号F.F.ニュース１．及び６．参照）と整合するように見直す。FPIは、ODIを、その証券市場規制当局が証券監督者国際機構（IOSCO）の覚書（MOU）に調印していること、その中央銀行が国際決済銀行（BIS）の加盟国であることなど新外国投資要件に適合した投資家だけに発行しなければならない。参加証券などのODIは、FPIがデリバティブを通してインド市場にリスク負担する無登録外国投資家に発行する投資商品で、登録要件を避ける外国投資家に人気がある。

22. CFTC、ファミリー・オフィスにCTA登録免除 （PR 11月25日）

CFTCは、ファミリー・オフィス※に、ファミリー顧客に提供する顧問サービスについて、商品投資顧問（CTA）登録を免除するノーアクション・レターを発出した。ファミリー・オフィスは、免除を受けるためには、CFTCに要請書を提出し、証券取引委員会（SEC）が2011年に定めた投資顧問の定義からファミリー・オフィスを除外する規定を遵守しなければならない。商品プール・オペレーター（CPO）としての登録については、2012年11月に免除のノーアクション・レターを発出済み。

※ 単一の富裕資産家の税務、資産管理等を行うファミリー内の顧客が100％所有する専門的組織。

23. 店頭金利スワップ清算残高、史上初の前年比減少　（PR　11月27日）

LCH.Clearnet Ltdの店頭金利スワップ清算（SwapClear）の残高が10月末に406.9兆米ドルとなり、年初めの426兆米ドルから4％減少した。LCH.Clearnetは、年末時点でも前年比減少となることを見込み、2015年には、この傾向は一層加速すると予想している。LCH.Clearnetは、その原因として、バーゼルⅢのレバレッジ率などの新自己資本規制の導入に対応して金融機関が資本効率を上げるため残高を減少させたとしている。加えて、残高の取引件数が10月末には270万件となり、年初の320万件から16％減少するなど、事務上の効率化も図られている。SwapClearは、世界の金利スワップ清算の90％以上のシェアを持っている。

24. NADEX、5分物バイナリーオプションを上場　（PR　11月28日）

NADEXは、GBP/USD、EUR/USD、AUD/USD及びUSD/JPYの外国為替レートのバイナリーオプションについて、回号ごとの消滅までの取引時間を、従来の1週間ごと、1日ごと、2時間（実質最短は1時間）ごとに加え、5分を新たに上場する旨、CFTCに届け出た。取引開始は12月15日。（上記３．参照）

25. ICE、シンガポールで人民元先物等取引開始　（PR　12月3日）

ICE Futures Singaporeは、中国人民元先物、ミニブレント原油先物、金先物、綿先物及び白砂糖先物を3月17日に上場する。最終決済は、シンガポールにおける受渡決済である金先物を除き、差金決済。清算機関はICE Clear Singapore。

26. NFA、クレジットカードを使用した一般向けFX及び先物の口座入金を禁止　（PR　12月4日）

CFTCは、全米先物協会（NFA）によるNFA法令遵守規則第2-4条及び第2-36条に対する解釈通知を認可した。同解釈通知により、クレジットカードを使用した一般向けFX及び先物の口座への入金が禁止される。2015年1月31日施行。同解釈通知によれば、NFA役員会が最近、外国為替会員（FDM）の一般顧客による外国為替取引口座に入金するためのクレジットカードの使用に関し、調査したところ、圧倒的多数の一般顧客向け外国為替顧客の取引口座で、クレジットカードを使用して入金していることを示した。同役員会は、顧客にクレジットカードを使って外国為替及び先物を行うことを認めることは、借入資金への安易なアクセスを許すことにつながり、外国為替と先物の高いボラティリティを考慮すると、大きな損失リスクと短期間での全資金の損失につながる可能性があるため、商業道徳及び信義則を遵守するという会員の義務に背反するとしている。（会報第101号F.F.ニュース25.　参照）

27. CFTC、ビットコインのオプションのSEF登録のパブコメを募集　（PR　12月15日）

CFTCは、LedgerX, LLCが申請したデリバティブ清算機関（DCO）及びスワップ執行施設（SEF）の登録についてパブリックコメントを募集した。同社は、完全担保、現物決済のビットコインのオプションを上場･清算する計画。なお、ビットコイン指数のバイナリーオプションは、NADEXがすでに上場している。（上記19.　参照）

28. 米地裁、仮装売買等に3500万ドルの罰金　（PR　12月18日）

米ニューヨーク南部地裁は、ロイヤル・バンク・オブ・カナダにOneChicago先物取引所において狭い範

囲の株価指数及び個別株先物について仮装売買及び非競争的取引を3年間にわたり1,000回以上行ったことで3500万ドルの罰金の支払いを命令した。

29. ESMA、MiFID IIに基づく最終の技術的助言及び諮問書を公表 （PR 12月19日）

欧主証券市場機構（ESMA）は、金融商品市場指令II（MiFID II）に基づく欧州委員会に対する最終の技術的助言及び諮問書を公表した。諮問書には、ドラフト規制技術基準（RTS）及び実施技術基準（ITS）が含まれ、投資業者及び銀行が投資サービス提供に当たって求められる情報の提供のための様式、手続き及び提携書式等をカバーしている。最終の技術助言及びドラフトRTSには、①取引義務、②透明性、③清算等取引後の課題、④間接清算、⑤アルゴ・高頻度取引、⑥中央清算機関又は取引場所による公開アクセス、⑦取引報告、⑧コモディティ・デリバティブ、⑨顧客資産保護が盛り込まれている。

30. MF Global持株会社に1億ドルの罰金等 （PR 12月24日）

CFTCは、米ニューヨーク南部地裁から、MF Global Holdings Ltd.（MFGH）に損失を被った顧客への不正利得返還による損失の回復（restitution）12億1200万ドル又はその子会社MF Global Inc.（MFGI）が課された顧客請求全額を確実に支払うために必要な額の支払いを命じ、さらに民事上の罰金1億ドルを科すことの合意命令を受けた。MFGHに対する損失回復額は、MFGIとの連帯責任となる。MFGIは、すでに同額の損失の回復及び罰金の処分を受けている。（会報99号F.F.ニュース28. 参照）

31. SGX-DT、NASDAQの取引・清算システムを導入 （PR 12月29日）

シンガポール取引所（SGX）は、そのデリバティブ取引の取引及び清算をNASDAQのGenium INETに基づく新システムSGX TITANに更新する。2016年末までに稼働する予定。SGXはNASDAQによる証券及びデリバティブのシステム維持の提携をさらに6年延長する。

32. KRX、2015年の制度改革 （PR 12月30日）

KRXは、2015年実施予定の制度改革案（次に掲げる12項目）を公表した。①株式市場の日次価格制限を拡大（2015年前半）、②流動性の低い銘柄についてマーケット・メーキング制度の導入（同）、③自社株の提示価格幅の改善（同）、④より多くの市場データの提供（同）、⑤ETF、人民元、短期金利等の新デリバティブ市場の開設（デリバティブ、2015年）、⑥リスク管理ツールの提供（同）、⑦デリバティブ市場の投資者保護の拡充（(i) 一般個人投資家に50時間取引模擬取引プログラムの提供、韓国金融投資協会（KOFIA）による30時間講座の開設、(ii) 単純な先物取引及びオプション／ボラティリティ指数（VI）先物取引（一般個人投資家によるオプション／ボラティリティ指数先物取引は口座開設後1年後から認められる）に対する基本預託金をそれぞれ3000万ウォン及び5000万ウォンとする。）（デリバティブ、2014年12月29日）、⑧価格制限拡大による価格安定性の改善（デリバティブ、2015年前半）、⑨KOSPI200オプション及びVI先物の最小価格変動幅の変更（同）、⑩デリバティブ市場の有価証券取引税の免除（2015年前半、実施は2017年12月31日）、⑪決済不履行解決のための資金充当優先順位の変更（KRX準備金を先に充当）（法改正後）、⑫二酸化炭素排出権市場の開設（2015年1月12日）

PR：　Press Release

掲載記事についての問合先は当協会宮崎（03-5280-0881）。

・一般社団法人金融先物取引業協会は本書面が提供する情報の正確性、最新性等を維持するために最大限の努力を払い作成していますが、必ずしもそれを保証するものではありません。
・本書面に掲載している個々の情報（文章、図、表等全て）は、著作権の対象となり、著作権法及び国際条約により保護されていると共に、本書面の情報利用により利用者が損害をうけたとしても、一般社団法人金融先物取引業協会はその損害に対し、いかなる責任も負わず、損害賠償をする義務はないものとします。
Copyright © The Financial Futures Association of Japan All Rights Reserved.

〒101-0052　東京都千代田区神田小川町１－３
NBF小川町ビルディング

一般社団法人　金融先物取引業協会

TEL（03）5280-0881（代）
FAX（03）5280-0895
URL　http://www.ffaj.or.jp/

本書は、投資や運用等の助言を行うものではありません。本書の全部または一部を転用複写する場合は、当協会までご照会ください。

一般社団法人
金融先物取引業協会
The Financial Futures Association of Japan